

令和 5 年

会津美里町議会会議録

定例会12月会議

12月 4 日開議～12月14日散会

会津美里町議会

令和 5 年会津美里町議会定例会 1 2 月会議会議録目次

第 1 日 1 2 月 4 日（月曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会議録署名議員の指名	5
○議案の上程及び提案理由の説明	5
○陳情の常任委員会付託について	7
○散会の宣告	7
散 会 （午前 1 0 時 1 9 分）	7

第 2 日 1 2 月 5 日（火曜日）

○議事日程	9
○本日の会議に付した事件	9
○出欠席議員	1 0
○説明のため出席した者	1 0
○事務局職員出席者	1 0
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	1 1
○開議の宣告	1 1
○一般質問	1 1
小 島 裕 子 君	1 1
根 本 謙 一 君	1 4
渋 井 清 隆 君	2 7
櫻 井 幹 夫 君	4 1
○延会の宣告	5 2
延 会 （午後 2 時 5 8 分）	5 2

第3日 12月6日(水曜日)

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出欠席議員	5 4
○説明のため出席した者	5 4
○事務局職員出席者	5 4
開 議 (午前10時00分)	5 5
○開議の宣告	5 5
○一般質問	5 5
村 松 尚 君	5 5
小 柴 葉 月 君	6 7
星 次 君	8 4
○散会の宣告	1 0 2
散 会 (午後 2時31分)	1 0 2

第4日 12月8日(金曜日)

○議事日程	1 0 3
○本日の会議に付した事件	1 0 3
○出欠席議員	1 0 4
○説明のため出席した者	1 0 4
○事務局職員出席者	1 0 4
開 議 (午前10時00分)	1 0 5
○開議の宣告	1 0 5
○報告第18号の議題、説明、質疑	1 0 5
○議案第66号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第67号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第68号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第69号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○議案第70号の議題、説明、質疑	1 2 1
○会議時間の延長	1 3 0
○総括質疑	1 3 7
○議案の常任委員会付託について	1 3 9
○散会の宣告	1 3 9

散 会 （午後 零時 3 2 分）	1 3 9
-------------------------	-------

第 5 日 1 2 月 1 4 日（木曜日）

○議事日程	1 4 1
○本日の会議に付した事件	1 4 1
○出欠席議員	1 4 2
○説明のため出席した者	1 4 2
○事務局職員出席者	1 4 2

開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	1 4 3
----------------------------	-------

○開議の宣告	1 4 3
○常任委員会委員長の報告	1 4 3
○議案第 6 2 号の議題、討論、採決	1 4 5
○議案第 6 3 号の議題、討論、採決	1 4 6
○議案第 6 4 号の議題、討論、採決	1 4 7
○議案第 6 5 号の議題、討論、採決	1 4 8
○議案第 7 0 号の議題、討論、採決	1 4 8
○議案第 7 1 号の議題、討論、採決	1 4 9
○議案第 7 2 号の議題、討論、採決	1 4 9
○議案第 7 3 号の議題、討論、採決	1 5 0
○同意第 1 4 号の議題、質疑、討論、採決	1 5 1
○日程の追加	1 5 2
○議案第 7 4 号ないし議案第 8 1 号の議題及び提案理由の説明	1 5 2
○議案第 7 4 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
○議案第 7 5 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
○議案第 7 6 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
○議案第 7 7 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
○議案第 7 8 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 6 3
○議案第 7 9 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 6 4
○議案第 8 0 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 6 5
○会議時間の延長	1 6 7
○議案第 8 1 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
○散会の宣告	1 6 8

散 会 （午後 零時 0 1 分）	1 6 8
-------------------------	-------

定 例 会 1 2 月 会 議

(第 1 号)

令和５年会津美里町議会定例会１２月会議

議事日程 第１号

令和５年１２月４日（月）午前１０時００分開議

諸般の報告

- ①議長の報告（出席した会議等別紙のとおり）
- ②議長の提出物の報告（別紙のとおり）
- ③説明員の報告（別紙のとおり）
- ④一部事務組合議会結果報告
 - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 議案の上程及び提案理由の説明

第３ 陳情の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

１番	櫻井幹夫	君	９番	洪井清隆	君
２番	小柴葉月	君	１０番	堤信也	君
３番	荒川佳一	君	１１番	鈴木繁明	君
４番	山内豪	君	１２番	横山知世志	君
５番	長嶺一也	君	１３番	横山義博	君
６番	村松尚	君	１４番	根本剛	君
７番	小島裕子	君	１５番	根本謙一	君
８番	星次	君	１６番	大竹惣	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	佐々木吉一	君
総務課長	金子弘	君
政策財政課長	國分利則	君
会計管理者	松本由佳里	君
町民税務課長	猪俣利幸	君
健康ふくし課長	平山正孝	君
産業振興課長	小林隆浩	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	渡部雄二	君
生涯学習課長	福田富美代	君
代表監査委員	小島隆一	君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌	君
事務局次長兼総務係長	歌川和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和5年会津美里町議会定例会12月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。

次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を1番、櫻井幹夫君、報告願います。

1番、櫻井幹夫議員。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） おはようございます。それでは、会津美里町議会からの出席議員を代表しまして、会津若松地方広域市町村圏整備組合の9月会議以降の議会について報告をさせていただきます。

令和5年10月会津若松地方広域市町村圏整備組合議会定例会議が、去る令和5年10月17日から10月27日まで開催されました。提出案件は、管理者提出案件9件、議会提出案件2件であります。

まず、報告第3号 監査の結果報告であります。監査委員より監査の結果について報告がありました。

続いて、報告第4号 令和4年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計継続費精算報告書について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告がありました。

続いて、報告第5号 令和4年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計継続費精算報告について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき報告がありました。

続いて、報告第6号 令和4年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告がありました。

以上、報告4件は報告のとおり承認されました。

次に、議案第21号 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員政治倫理条例についてであります。この議案は、議員が議員活動を行う際に遵守すべき行動基準を定めるため条例を制定しようとするものです。本案に対する質疑はなく、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 会津若松地方市町村圏整備組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてであります。これは、道路法施行令一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。議員より、構成市町村における同様条例の改正状況について質疑があり、当局より、当組合の金

額設定は道路法施行令の規定に準拠しているが、構成市町村においては金額の設定方法が異なっている状況もあるため、条例改正を行っていない団体もあるとの答弁がありましたが、特に異論はなく、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第2号）であります。議員より、ごみ焼却施設自動燃焼制御装置更新工事に関し、新ごみ焼却施設建設に係る原油ごみ焼却施設の維持補修の在り方について質疑があり、当局より、新ごみ焼却施設建設の竣工を令和7年度の目標としており、原油焼却施設の稼働は残り2年半を予定しているが、施設が故障し、ごみの受入れができないなどの不測の事態が起きないように毎年度計画的に維持補修を行っていくとともに、突発的な故障発生時には新施設の稼働を見据えつつ、費用対効果を十分に検証した上で随時予算措置を講じながら対処していくとの答弁がありました。その他幾つか質疑はありましたが、異論はなく、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についてであります。議員より、浄水薬品購入による棚卸資産購入限度額について質疑があり、当局より、7月から9月にかけて、水道法上の基準値内ではあるものの、原水の水温上昇による影響が原因と考えられる異臭味対策のため、活性炭や凝集剤などの薬品使用量増加に伴う増額補正であり、今後も構成団体と技術的手法も含めた研究、協議を行いながら供給水質の安定、向上に努めていくとの答弁がありました。その他幾つか質疑はありましたが、異論はなく、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 会津地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業剰余金の処分についてであります。本案について、特に異論はなく、原案のとおり可決されました。

続いて、承認第1号 令和4年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案に対して幾つかの質疑、応答は交わされましたが、特に異論はなく、原案のとおり認定されました。

続いて、承認第2号 令和4年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算の認定についてであります。本案についても幾つかの質疑、応答は交わされましたが、特に異論はなく、原案のとおり認定されました。

以上が9月会議以降の会津若松地方広域市町村圏整備組合議会報告となります。

なお、資料は議会事務局に提出してありますので、御覧ください。

以上、報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

1 番 櫻 井 幹 夫 君

2 番 小 柴 葉 月 君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第18号、議案第62号から議案第73号まで、同意第14号の計14議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。本日、令和5年会津美里町議会定例会12月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会に提案申し上げます報告1件、議案12件、同意1件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第18号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和5年9月12日、町営住宅において、屋根の劣化による雨漏りが原因で家財家具を損傷する物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金3万8,134円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第62号は、会津美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、マイナンバーカード等を利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を交付するコンビニ交付の導入に伴い、所要の改正をするものであります。

次の議案第63号は、会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、産前産後の期間相当分の保険税について所要の改正をするものであります。

次の議案第64号は、会津美里町生涯学習センター条例の一部を改正する条例であります。本案は、

高田生涯学習センター赤沢分館及び宮川生涯学習センター各分館を令和6年3月31日をもって廃止することとしたため、所要の改正をするものであります。

次の議案第65号は、会津美里町郷土資料館条例の一部を改正する条例であります。本案は、令和6年4月1日からの義務教育学校の設置に伴い、所要の改正をするものであります。

次の議案第66号は、会津美里町工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例であります。本案は、会津美里町工業団地造成事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、特別会計を設置し、事業を行ってまいりましたが、町で造成した工業団地が完売し、所期の目的を達したことから、本条例を廃止するものであります。

次の議案第67号は、会津美里町地場産業技能修得資金貸付基金条例を廃止する条例であります。本案は、地場産業の発展と商工業の振興を図るため、会津美里町地場産業技能習得資金貸付基金条例を設置し、技術修得を支援してまいりましたが、近年利用実績がない上、地域おこし協力隊制度等の他の事業により代替ができることから、本条例を廃止するものであります。

次の議案第68号は、会津美里町地場産業技能修得資金貸与条例を廃止する条例であります。本案は、地場産業の発展と商工業の振興を図るため、会津美里町地場産業技能修得資金貸与条例を設置し、技術修得を支援してまいりましたが、近年利用実績がない上、地域おこし協力隊制度等の他の事業により代替ができることから、本条例を廃止するものであります。

次の議案第69号は、会津美里町第4期地域福祉計画の策定についてであります。本案は、社会福祉法第107条の規定に基づき、福祉分野の上位計画として将来を見据えた地域福祉の理念や推進に向けた基本的な方向を定めるものであります。この地域福祉計画について、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第70号は、令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,104万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億6,826万1,000円とするものであります。

次の議案第71号は、令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,153万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億2,973万7,000円とするものであります。

次の議案第72号は、令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ977万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億4,043万円とするものであります。

次の議案第73号は、令和5年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を6万2,000円減額し、収益的収入合計で6億5,157万2,000円とし、収益支出の予定額を6万2,000円減額し、収益的支出合計で6億5,792万3,000円とするものであります。また、資本的支出の予定額を1万4,000円増額し、資本的支出合計で3億6,252万円とする

ものであります。

次の同意第14号は、会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてであります。本件は、本町議会議員の監査委員、山内豪氏が辞職され、その後任として新たに堤信也氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

私からは以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○陳情の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第3、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前10時19分）

定 例 会 1 2 月 会 議

(第 2 号)

令和 5 年会津美里町議会定例会 1 2 月会議

議事日程 第 2 号

令和 5 年 1 2 月 5 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

１番	櫻井幹夫	君	９番	洪井清隆	君
２番	小柴葉月	君	１０番	堤信也	君
３番	荒川佳一	君	１１番	鈴木繁明	君
４番	山内豪	君	１２番	横山知世志	君
５番	長嶺一也	君	１３番	横山義博	君
６番	村松尚	君	１４番	根本剛	君
７番	小島裕子	君	１５番	根本謙一	君
８番	星次	君	１６番	大竹惣	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	佐々木吉一	君
総務課長	金子弘	君
政策財政課長	國分利則	君
会計管理者	松本由佳里	君
町民税務課長	猪俣利幸	君
健康ふくし課長	平山正孝	君
産業振興課長	小林隆浩	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	渡部雄二	君
生涯学習課長	福田富美代	君
代表監査委員	小島隆一	君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌	君
事務局次長 兼総務係長	歌川和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、7番、小島裕子君。

〔7番（小島裕子君）登壇〕

○7番（小島裕子君） おはようございます。それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、1問目ですけれども、庁舎等の窓口対応に軟骨伝導聴覚補助イヤホンの導入を。今年5月に軟骨伝導の技術を使った集音器が一般に発売されました。これは、集音器が増幅した音を軟骨伝導式のイヤホンにより、耳たぶや耳介などの軟骨を振動させることで音を伝えます。耳の不自由な高齢者などにも会話やテレビの音がクリアに聞こえるものです。また、補聴器と異なり、このイヤホンは球体で、耳の穴に入れず、耳のくぼみ部分に装着します。耳穴を塞がないので、食事をするときのそしゃく音が自身の耳に響くといった不快感がなく、周囲の音もより自然な聞こえ方になるというものです。穴や凹凸がないため、汚れがつきにくく、拭き取りやすいなど、清潔に使用できます。このほかに骨伝導イヤホンもありますが、頭蓋骨を振動させるため、周囲の音が大きくなると音が聞こえにくく感じたり、音漏れしやすく、頭蓋骨に直接振動が伝わるため違和感を感じることがありますが、軟骨伝導イヤホンはそのような問題ありません。

既に導入している自治体や金融機関によりますと、難聴の高齢者と窓口でやり取りする場合、大きな声で話す状況になることが多かった。ホワイトボードを使ってやり取りすることもあったが、このイヤホンによって会話もスムーズにできるようになった。また、音漏れが少ないので、個人情報漏れる心配もないと話していることから、①、窓口で老眼鏡が使用されているように、気軽に使用でき、窓口担当者の負担軽減になることから、軟骨伝導イヤホンの導入を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、軟骨伝導の仕組みを発見した方は、難聴の高齢者には認知機能が低下傾向にあるという研究結果もあり、耳が聞こえにくいと会話が少なくなりがち、認知症を防ぐためにもイヤホンを使って積極的にコミュニケーションを取り、脳の活性化につなげてもらいたいと述べています。また、町民の方からも同様のご意見をいただき、補聴器購入への補助の要望がありました。補聴器は、数万円から30万円以上になる製品が販売されていることから、②、軟骨伝導イヤホンの導入がなされた場合には、両方の使用状況と満足度などをアンケート、または聞き取りを行っていただき、結果によっては購入

補助を行っていくべきと考えますが、見解を伺います。

2 問目の質問になります。シルバーカーの設置について。自分で歩ける高齢者の方などが歩行の補助として使う道具としてシルバーカーがあります。主に野外での歩行や活動をサポートする目的で使われ、シニア世代の外出を快適にする様々な機能がついており、買物時など荷物の運搬に便利な収納スペースがついているタイプや散歩途中の休息にも使える座面つきタイプなど、足腰に自信がなくなってきたとしても、自立した生活を長く続けていくためには今や必需品となっています。つえを利用してでは歩けない距離でも、シルバーカーがあればかなりの距離を楽に移動できるそうです。申請や文化祭等をはじめ、広い庁舎内を歩き回ることから、ぜひともバッグが入る程度の籠付シルバーカーをバスの乗降口に設置してほしいとの要望をいただきました。車椅子はありますので、シルバーカーの設置について見解を伺います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 7 番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、庁舎等の窓口対応に軟骨伝導聴覚補助イヤホンの導入をについてであります。1 点目の庁舎等窓口への軟骨電動聴覚補助イヤホンの導入につきましては、これまでも本庁舎等の窓口に来庁される方の中には難聴者や聴力が低下している方も来庁されます。その方々は、日常生活における会話や音を察知できるよう、既に補聴器をつけられているため、職員の説明が聞き取れず、不便をおかけしたような事案は聞き及んでおりません。その一方で、聴力が低下している方の中には補聴器をつけるまでには至っていない方や補聴器をつけることをためらう方もおられますので、職員の説明がよく聞き取れず、聞き間違いや聞き返されるときには職員が来庁者の聴力の状況に応じて筆談や、ゆっくり聞き取りやすい声量で説明するなど柔軟な対応に努めているところです。この軟骨伝導聴覚補助イヤホンの設置希望の声は、これまで承っておりませんが、他の自治体や民間事業者においても先進的な設置事例としてその実用性や有効性が確認できることから、本庁舎及び各支所におきましてもなお一層の窓口サービス向上の手段の一つとして早期の導入を進めてまいります。

2 点目の購入補助につきましては、庁舎窓口における軟骨伝導イヤホンの導入に併せて、聞き取り等による効果の検証は必要であると認識しております。軟骨伝導イヤホンの購入補助制度の創設につきましては、検証結果を踏まえ、総合的に判断してまいります。

次のシルバーカーの設置についてであります。本庁舎へのシルバーカーの設置につきましては、まずこのシルバーカーは日常生活において、高齢者等で歩行に不安を感じる方が足腰に負担をかけず、安心して歩行ができるよう、自立歩行をサポートする歩行補助具として普及しているものと認識しているところです。現在本庁舎等を利用される方への配慮として、自立歩行ができない方には安心して施設利用ができるよう、車椅子の設置やバリアフリー化に取り組んでおり、また自立歩行に不安を感じる方には職員が声かけや車椅子の利用を案内するなど利用者の状態に応じて柔軟な対応に努めてお

ります。引き続き職員一人一人の丁寧で親切な対応に努めるとともに、ご要望のありました本庁舎へのシルバーカーの設置につきましては、本庁舎を安心して利用できるための設備の一つとして早期の設置に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） 今ほど答弁をいただきました。様々な形で補聴器も窓口で使われていたということもありましたけれども、やはり補聴器というのはもう全ての音が大きな形で耳に入ってくるといことで、補聴器を新たに購入される方も何度もやっぱり調整をしたりとか本当に苦労されている部分で、あとはある程度慣れてきたとしても、周辺の大きな音がハウリングとして聞こえてきて、本当に会話をスムーズに行うのにはなかなか補聴器というのは、便利でもありますけれども、ちょっと不自由な面が多かったかなというふうに思っております。以前にも同僚議員のほうから補聴器に対する補助ということで話もありましたけれども、やはりそういった不具合というか、そういった声を皆様方からお聞きしたときに、やはりこれを全面的に進めるのには私としても抵抗がちょっとあるなという形で思っていたところ、本当にこの軟骨伝導イヤホンというところを調べていた中で新聞等でも目にしまして、もう早速調べた中でこれは本当にすばらしいものだなと。早速家族にも買って、ちょっといろいろ試してもらったのですけれども、イヤホンを耳穴に入れるのではなくて、耳のところにかけるような感じにするので、それをつけたままでも本当に不自由なく、周りの音、大きい音、小さい音、テレビを見ながらでも会話ができるという、そういったイヤホンだということを知りまして、本当にこれはまだまだ全国的にも利用されているところは少ないですけれども、先進事例として美里町にぜひ取り入れていただきたいということで説明させていただきました。回答にありましたように、早期の導入を進めてまいりますということがありますので、早速進めていただいて、窓口に来られた方、どれだけ軟骨伝導イヤホンが使いやすいか、またちょっと使い勝手が悪いとか、いろいろ改善点等もあるかとは思いますが、これからまだまだコードレスタイプとか、そういったものも出てくるかなと思いますので、その辺を踏まえながらしっかりと対応していただきたいと思います。

あとはシルバーカーにつきましても、やはり車椅子ですと1人で来庁して、申請なり何なりするということはなかなか難しい。まして職員の方、親切で丁寧な対応を心がけているということで、町民の方も利用しやすくなっているかなとは思いますが、そういったふうになる前の自立した生活ができるという意味ではシルバーカーというのはやっぱり必要なものだなというふうに考えまして、提案させていただきました。早期の設置に努めてまいりますという回答ですので、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（大竹 惣君） これで小島裕子君の質問は終わりました。

ここで10時25分まで休憩します。

休 憩 (午前 10 時 13 分)

再 開 (午前 10 時 25 分)

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

次に、通告第 2 号、15 番、根本謙一君。

〔15 番（根本謙一君）登壇〕

○15 番（根本謙一君） それでは、私の通告してあることについて進めさせていただきます。

大きく 2 点ございます。まず、1 点目でございます。脱炭素まちづくりについて聞きたいと思えます。脱炭素とは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を 2050 年に実質ゼロにしようという取組のことです。地球温暖化の加速を受けて、世界全体で脱炭素に向けた取組が推進されています。

10 月 24 日開催の脱炭素まちづくりカレッジ in 会津美里町に参加してきました。カードゲーム型ワークショップで学ぶ気候危機時代の持続可能なまちづくりがテーマでありました。脱炭素の基礎知識を身につけ、脱炭素を推進したい住民のための学びの場でありました。内容としては、基礎知識の講義、2030 年までの温室効果ガス排出削減シミュレーションゲーム、個人の炭素排出量の見える化と振り返りを通じ、まちづくりを中心にした脱炭素の基本から実践までを 3 時間でコンパクトに楽しく学ぶことができ、SDGs を再認識させられた有意義な勉強会でありました。このような講座を重ねつつ、町民の認識を広めていきたいものであります。

そこで、次のことについて町長の所見を伺いたいと思えます。①、平成 20 年度に策定した会津美里町地球温暖化対策実行計画の取組について、令和 4 年度までの 15 年間の推移と成果をどのように評価をしていて現状認識はいかがなのか。町民への広報は、いかにしてきたのでしょうか。

②、全国的に地方自治体としての 2050 年ゼロカーボン宣言が大きくなねりとなってきました。まず、隗より始めようでしょうと私は思えます。本町として脱炭素への取組をどのように考えているのでしょうか。

次に、大きな 2 点目に参ります。人口減少対策における関係人口の創出等を聞きたいと思えます。地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服するための国によるまち・ひと・しごと創生法が平成 26 年、2014 年に制定され、本町としては平成 28 年、2016 年 3 月に会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定しております。議会としても平成 27 年、2015 年 12 月に人口減少問題調査特別委員会を設置して、独自に調査研究と議論を重ねて平成 29 年、2017 年 6 月に会津美里町の地方創生に関する提言書を町執行部に提出しております。そして、町は国の改定を受けて、2020 年 3 月に第 2 期会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定しました。長期的な視点での集中と選択による施策の実施により、将来にわたり活力のある地域社会を形成するため魅力あるまちづくりを推進するとして、2020 年からの厳しかったコロナ禍の 3 年間を越えつつ、本

計画に基づき、戦略的に取り組んできているところであります。このたびの質問においては、その中において基本目標の2、本町と多様に関わる人を増やし、新しい人の流れをつくるにおける以下の2点について町長の所見を伺いたいと思います。

①、地方があまねく取り組んでいる喫緊の課題である人口減少対策の中において、本町として現在まで講じてきた具体的な施策6項目の成果を重要業績評価指標、いわゆるKPIから踏まえてどのように評価してきているのでしょうか。

②、第1項目で観光を入り口とした交流人口及び関係人口の創出、第6項目ではふるさと納税を通じた資金調達及び関係人口の創出をうたっております。とりわけ関係人口の創出をどのように捉え、成果をどのように認識されているのでしょうか。

以上のことについてお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 15番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、脱炭素まちづくりについて問うについてであります。1点目の会津美里町地球温暖化対策実行計画の取組についての評価と現状認識につきましては、本計画は平成20年度より事業所としての役割を果たすため、職員自らの自覚により温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策を推進することを目的に、3か年計画として策定したところであります。その後3年ごとのローリング計画を経て、現在第6期計画に基づき、目標達成に向け、地球温暖化対策に取り組んでいるところであります。

次に、これまでの地球温暖化対策の課題とその取組内容につきましては、国における温室効果ガス排出量の実質ゼロとカーボンニュートラルの実現という目標を踏まえ、町役場としての事業所における主要課題を脱炭素として捉え、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいるところであります。

この課題への取組内容は、大きく4項目になります。1つ目は、ノー残業デーの実施、不要な照明の消灯、冷暖房の適温設定、クールビズ、ウォームビズの推進等による資源、エネルギー利用の削減になります。

2つ目は、エコドライブ、相乗りの実施、車両の適正な整備、定検等による公用車の燃料使用の削減になります。

3つ目は、環境ラベリング製品の使用、低公害車を含む省エネ製品の購入等による環境負荷の少ない製品の使用になります。

最後に、4つ目として分別の徹底、ペーパーレス化等の推進によるごみの減量及びリサイクルの取組についてこれまで実施してまいりました。

この取組成果としましては、令和4年度における二酸化炭素排出量の実績について、計画基準年度の平成25年度比で26.4%の削減を達成し、令和6年度の目標値である21.2%削減を5.2ポイント上回

ったところであります。今後におきましても、一事業所として地球温暖化対策の取組を職員一丸となり推進することは、重要な意義を持つほか、持続可能な社会の実現に取り組む上でもこの取組を推し進める責務があると認識しておりますので、引き続き計画に掲げた取組を着実に実行し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。また、この取組に当たっての町民への広報につきましては、町ホームページにおいて計画及び実績を公表し、地球温暖化対策を推進する先導役として情報発信に努めているところであります。

2点目の脱炭素への取組に対する考えにつきましては、近年気候変動の影響と考えられる自然災害が深刻化し、生命、財産を脅かすリスクが高まる一方で、脱炭素に向けた世界的な動きが加速しており、国内においても2020年に国が2050年カーボンニュートラル宣言を発したことを皮切りに、気候変動に関わる各種法令の改正や計画が改定されるなど、地球温暖化防止の取組が急速に拡大しております。

1点目で答弁しましたとおり、現在役場も1つの事業所として会津美里町地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めておりますが、温室効果ガスはあらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、その削減のためには町民、事業者、行政が共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠であります。そのため、今後町内における温室効果ガスの排出量や再生可能エネルギーの導入ポテンシャル、森林等における二酸化炭素吸収量の実態を把握しながら、様々な取組による温室効果ガス削減量の目標を設定した地方公共団体地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定する必要があると考えております。町民、事業者、行政の全てが地球温暖化に対する危機意識を持ちながら、それぞれの役割に応じて脱炭素型まちづくりの実現を見据えた取組を計画的に進めていくことができるよう努めてまいります。

次の人口減少対策における関係人口の創出等についてであります。1点目のK P I を踏まえた評価につきましては、町地域創生・人口減少有識者会議において、毎年度総合戦略の成果検証を行っております。基本目標2の本町と多様に関わる人を増やし、新しい人の流れをつくるの中で設定したK P I は全部で12項目ありますが、そのうちの6項目については令和4年度実績で、残念ながら目標値を下回っております。特に町内宿泊施設の宿泊者数の実績値は、令和2年度が4,417人、令和3年度が9,879人、令和4年度が1万2,285人と年度ごとに実績は伸びておりますが、令和4年度目標値の1万6,450人には大きく及びませんでした。新型コロナウイルス感染症による外出自粛や人流抑制等の影響を特に受けやすいため、数字の伸び悩みはある程度やむを得ないものと考えております。その中であっても、移住、定住相談窓口を通じた移住、定住世帯数は令和2年度が79世帯、令和3年度が110世帯、令和4年度が147世帯と堅調に実績を伸ばしており、令和4年度目標値の53世帯を大きく上回っております。そのほかにも空き家の利活用件数なども目標値を大きく上回る伸びを示しており、この施策の取組全体を見ても十分とは言えませんが、一定の成果はあったものと評価しております。

2点目の関係人口創出の捉え方と成果につきましては、関係人口による新しい考え方や知見が加わ

り、地域経済の活性化につながる大事な施策であると認識しております。町では観光で訪れていただいた方々やふるさと納税などを通して本町に一定の関心を持っていただいた方々に対し、リピーターとなっただけできるよう、人、場所、特産品などの魅力に触れる体験型観光や物から事へ移行した体験型のふるさと納税の取組を行ってまいりました。8月に高田地域商店街を中心に開催されたあやめまちかどマルシェや11月、12月に高田地域や本郷地域で開催されたマチミセマルシェでは、地域内外から多くの来場者が訪れ、近年まれに見るにぎわいを見せておりました。ふるさと納税では、会津本郷焼手びねり体験やろくろ体験、新鶴温泉への宿泊といった体験型返礼品などで地域との関わりを持っていただいております。今後これらのきっかけをどのように活用するか、関係各課で連携しながら施策を構築し、関係人口の創出、拡大に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 一定程度の回答いただきました。再質問をさせていただきたいと思います。

まず、脱炭素まちづくりのところで、町の地球温暖化対策実行計画の成果等について、これは目標値を上回っているということで、21.2が目標値でありましたけれども、これは5年度の目標値でありまして、4年度においても26.4%の削減を達成しているという実績が出ましたので、これはこれとして大いに評価したいと思いますが、そもそもこの21.2というのはどういうところから掲げてきた数字なのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 答弁、総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

まず、この目標値につきましては、あくまで町が独自に目標値を設定したのではなく、国の指針に基づきまして、国と同様の数値目標を掲げて実際に取り組んでまいっているというふうなところでございます。ですので、根拠といたしましては国の指針のとおり定めているというふうなことになります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そうしますと、今4つの取組、主に、そのほかにたくさん項目としては並べたものも確認しました。私的にはここで強調したいのは、この取組をこれだけ長い年月やってきて、当時この実行計画つくったきっかけは、私が一般質問でやったというふうに、それが契機になってつくられたというふうに自負していますけれども、取組を追ってきている中で、ここに来てようやくこれだけ大きな成果が出たという数字。これを基にすれば、これをどうして町全体に広げなかったのかなというのがここで疑問に出てきます。これは、役場の事業所としての取組だと。そういうここだけの矮小化するのではなくて、その当時の議論としては、これを町全体に広めたいですね、広めなければなりませんよね、役場だけやっていたらいいという話ではないですねということもやった経緯

があります。それが全然広がっていかなかった。この質問の中でも言っていますように、町民に対する広報はどうされてきましたかということも、折々に確かに町の広報紙に載っていたことは記憶しておりますけれども、最近あまり見かけていないです、私は。今にわかに脱炭素のことが全世界的に取り上げられて、今一生懸命取り組んでいます、C O P 28の中で。ここに来て、さあ大変だという前に町としてこれだけ長い年月取り組んできたのに、どうして町民に広く広めなかったのかなというのが1つ疑問として出てくるわけです。その点はどのように捉えていますか。広報をどのようにやってきたのかということも含めてお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

まず、町の取組が町全体へ波及しなかったその原因につきましては、まず一事業所といたしまして、この歴史は平成19年だったと思うのですが、京都議定書の取り交わしがございまして、そこからやはり各行政として、さらには町役場として事業所としての取組方針をしっかりと明記して、やはり率先垂範といいますか、町で、ある程度行政として見本を見せるというふうな役割の下にこの実行計画が作成されたというふうなところがございます。ただ、町として当然やらなければいけない責任ある取組でございますが、ただあくまでこれを事業所として推進して、それを積極的にPRして町全体の取組につなげていくというふうなところは一つの方法としてはあるかなというふうには思うのですが、ただ私どもまずは町のほうでしっかりその責務を果たすというふうなところに重点を置いてやってきたというふうな側面もございますので、そういった部分で波及してきていないのかなというふうに1つ考えているところでございます。

あと、それに付随しまして町民に対する広報につきましては、やはり脱炭素の取組、地球温暖化への取組を広報等で特集したこともあったかなというふうに思っております。その中で、町、事業所の取組として役場の取組と一緒に広報でお知らせしたというふうなことはあったのかなというふうに記憶しておりますが、ただ町の取組だけをもってそういったことをお知らせするにはやはりちょっとそぐわないのかなというふうに私自身考えておるところもありまして、やはりまず全体に波及する脱炭素の意味、いわゆる温暖化への取組というのはやはり行政が独りよがりでは進めていける問題ではございません。町全体、町民の方にご理解をいただいて、各町民の方々、事業所の皆様方一体となって、あと行政一体となって取り組んでいくことが温暖化の防止、抑制につながっていくというふうなところでございますので、しっかり今後の町の取組方針を明確に計画いたしまして、それを町民の皆様のほうにご理解をいただいて、ご協力いただいて町全体として取組を進めていくと。こういった姿勢が大事だろうというふうに思っておりますので、その部分に関しましては今後しっかりとした計画を出させていただきながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 総務課長、大変苦しい答弁させて、申し訳なかったなと思いますけれども、町の広報紙、私当時のコピーを持っています。これ、もうこんな色あせましたけれども。あの当時はやっているのです。家庭での節電対策メニューというのもこうやって具体的に載せて、一緒にやってみましょう、これ一緒にやっていかなければいけないのですよ、役場だけ、職員やればいい話でないのですからという意味合いでは、ひけらかすという意味ではなくて、こういうことで町やっていますよと。具体的に今4項目答弁で述べておられます。このことはイコール家庭でも取り組んでもらえる内容です。ですから、こういうことを一緒にやってみましょうと、本当にやっていかなければならないのです。やるかやらないかではなくて、やらなければならないのですから、一緒にやってみましょうと。答弁でも言ったではないですか。先導役として情報発信に努めているところですよ。これ情報発信に努めているって、あまりやっていたという印象はないのだけれども、つくった頃はやっているのです。そのことを言っているのですから。再度の答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 言葉が足らず、大変ちょっと申し訳ございませんでした。広報に努めているというふうな部分に関しましては、町の広報等での周知についてはしていないところでございますが、町のホームページのほうには町の事業所としての取組ということで載せております。その中でこういった目標を設定して、こういった実績、効果がありましたということは町民の皆様方のほうに見えるようにいたしておまして、取組をご紹介させていただいているところでございます。そういった意味でこのようなちょっと表現にさせていただいたところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） ここで時間あまり取りたくないのです。すぐホームページと言いますけれども、ホームページ見られる方どのぐらいいるかということ分かっておっしゃっているのかどうか。私は、あまりそれ言わないほうが良いと思います。

あの当時、学校での取組も推奨したはずですよ。学校、子供たちを通じて家庭に波及していただく、持って行っていただく。そのこともやったほうが良いですよということで検討されて、一定程度の取組はされたはずですよ。今どうなっているか確認はしておりませんが、そういう意味で私は言っているのであって、お知らせしている、お知らせしているとそれだけでなく、やらなければならないのですから。そうでなくたって30%、あまり進んでないという現状が世界的にあって、みんな危機意識がもっと高まっているわけです。そういうところでのこれでしょう。だから、そこをやっぱり再認識してしっかりした答弁いただかないと、私は本気だなというふうには思えないのですけれども、再度お願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおただしにお答えいたします。

議員おっしゃるとおり町全体の盛り上がりがなければ当然なし得ていかない、本当に重要な課題、問題であるというふうに認識しております。当然事業所としての取組につきましては、広報等ではお知らせしているところでございますが、それをやっぱり各町民の方々、あと事業所の皆様方のほうに波及させていきたいというふうなことは当然行政の役割であるというふうに認識しておりますので、しっかり今後広報で特集を組むなり、さらにはそういった中で町の取組なんかもご紹介させていただきながら、その機運が高まるようにしっかりとした対応、対策を取ってまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） しっかりそこはお願いしたいと思います。

次の2番目、②のほうと当然絡みますので、町民に向けての広報、それから喚起については。そっちのほうに移りたいと思います。2年前にSDGsの研修、町主催の勉強会、町長と一緒にしたのは覚えていますけれども、年に1度ぐらいしかこういう取組、勉強会という意味合いの集まりはなかったように記憶しておりますけれども、質問の中で申し上げたように、せんだっての脱炭素まちづくりカレッジというところに参加しました。ここで私も自分の排出量のアプリを使って出していたら、全国平均で1人当たり100を基準にして、私の場合は88でした。でも、いろいろ冷静に考えてみますと、私は病気をしました。健常者だったら多分100は優に超えていただろうと思います。今車運転していません。それも含めて生活の中で計算すると、平均よりも低かったのは確かです。でも、たまたま私が病気してしまったからこの数字であって、健常者であつたら多分100を超えていたと想定すると、相当努力しないと本当に減らすということは難しいのだなというのがこの検査での実感です。だから、そういった意味合いでは町として本気で取り組まないと、これ町民の皆さんにはなかなか伝わらない部分ではないかなと。それぞれ家庭にお任せしますという話ではなくて、全国的に広がっているゼロカーボン宣言、これ町としてやるべきでしょうと思うから、今回問うているのですけれども、どうして回答の中で、答弁の中で宣言にいきますよということが載せられないのか、そこをお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地球温暖化によりまして、日本国内でも気象災害が深刻化しておりまして、温暖化対策というのは町でも待ったなしの取組であり、最重要課題の一つであるというふうに捉えてございます。

ただいまおただしのカーボンニュートラル宣言につきましては、やはり宣言だけでは説得力が弱く、やはり実行力のある計画を伴うものが望ましいものというふうに考えてございます。よって、現在県の脱炭素計画アドバイザー派遣事業というものを活用いたしまして、アドバイザーと当計画の策定に向けた手順、それからスケジュールの検討を行っておりますので、予算の都合もございますので、可

能であれば次年度に策定したいというふうに考えてございます。

なお、策定に向けたスケジュール等が固まれば、宣言を行う環境が整っているものというふうに判断できますので、適切な時期を捉えまして宣言を行うことは可能というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そこまで言うならどうして答弁の中に、やるのかやめるのか分からない、ただ認識だけはきちっと持っていますよみたいな答弁ではなくて、そこまでどうして町長の初めの答弁で言えないのでしょうか。私が聞いているのは、宣言をしないのかどうなのかということを知っているのです。策定してからするのか、策定前に宣言して策定に入るよというところになるのか。県のアドバイザー派遣をお願いしたいと。予算の都合、予算なんかありますよ、お金なんか。大事なことのだから、最優先課題だと言いつつ予算の都合もあるからって、そういう答弁は私はしないほうがいいと思うのです。これやっていかなければならないのだから、最優先課題と言って、自らおっしゃっているのだもの。ですから、もう宣言町長にさせていただいて、そこからもういきますよという。当然中身ない宣言なんか意味ないですから、具体的にこうこう、こういうことをやっていきますよということも含めて言うことで町民の皆さんに本気度が伝わるのだろうと私は思いますけれども、再度の答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 再度のおただしでございます。カーボンニュートラル宣言の発出の時期でございますが、やはりアドバイザーのそういうようなご意見、それから環境省からのやはりご意見等を参考にしますと、やはり先に、計画を策定する前に宣言を行って、要するに町民全員で、事業所の皆さんの意見を募って集約したものを、しっかりした計画を立てましょうというようなケースと、あくまでも計画を立てて、しっかりとした裏づけのある担保した計画を持って宣言すると、両方のパターンがございます。それで、宣言の時期でございますが、それらについては今ちょっと検討中というか、今ちょっと本当に庁内で検討してございまして、どちらがいいのか。ただ、今後国の計画策定の補助金というような、補助金の採択というようなものがございまして、その関係で言えばやはり宣言を行ったほうが補助金の採択率は上がるというようなこともございまして、その辺もいろんな情報をちょっと検討しながら、宣言の時期というものを見定めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。やる気であるというのは伝わってきましたので、しっかり進めてもらいたいと思いますけれども、近隣町村では三島さんと柳津さんですね。会津若松市も宣言されて、もう事業に着手しております。喜多方市もやっぱりやる気のある職員さんが結構おられて、もう具体的に取組始めるといふ話も情報として入ってきました。しっかりした計画つくるのは当然の

ことですから、そこはしっかり進めていただいて、なるべく早く町長が宣言される日が直近でありますように期待しておりますので、最終的に町長、答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 答弁をさせていただきたいと思います。

今課長のほうからお話があったとおりで、宣言の仕方に二通りあるという話でございます。私も担当課長といろいろ話をして進めてきている中で、本当に重要課題でありますから、宣言のほうに向けて今しっかりと検討しているところでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） では、次に参ります。大きな2番目に参ります。

コロナ禍がありましたので、なかなかこのK P I、目標達成というのは厳しかったというのは当然私も踏まえております。その中で現状認識はやっぱりしっかり確認するのが必要だということで、問いただしさせていただきました。そういう中で移住、定住対策、これは一定成果あって、これは県レベルでも大変評価されているというのは認識しております。

そこで問いたいのは、このK P I、この計画は6年度までですよ、一応。その後また改定して、本当に現状をしっかりと分析されて、また5年の計画をつくるのか。その話は今まで出てきていませんでした。もう今5年度ですから、もう来年度中にはつくる必要があるだろうというふうに思いますけれども、そこはどのように考えておりますか。

○議長（大竹 惣君） 答弁、政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

次期の計画についてということでございますが、現在策定に向けて取り組んでいるところでございます。ただ、既にご承知だと思いますが、デジタル国家戦略構想でございますので、この計画についてはそういった国のデジタルを活用した計画にすべきということで国のほうから指導等がございますので、町においてもそういったデジタルを活用した計画を策定しているということで、今進めているところでございます。ですので、今策定中でございますので、当然7年度からの指標についても今後その計画の中に入れる予定でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そうしますと、それは議会に対しては一定程度いつ頃説明できるようなことを想定していますでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 説明する時期でございますが、現在素案の段階で、今ワーキンググループ等をつくりまして、今検討しているというところでございます。6年度中にはある程度当然つくらなくてはいけないと思っておりますので、来年度できればなるべく早め、9月以降固まり次第、

素案ができた段階で説明をしたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そうしますと、これはいわゆるパブコメはかけますか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 現在それも含めて検討はしておりますが、ぜひパブコメはかけたいとは思っております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それを待ちたいと思いますけれども、議会としても当然それに備えてまたしかるべき対応が必要になっていくかなというふうに思いますので、その辺は可能な限り情報は出していきたいながら進めていっていただきたいなと思いますけれども、ワーキンググループで今詰めているということですね。ワーキンググループで詰めているということですよ。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ワーキンググループで、1回目、2回目についてはもう既に終了してございます。今後その中で、ワーキンググループの中で検討した内容を今精査して、まとめているという段階でございます。

これからの主なスケジュールでございますが、先ほど私9月をめどにというようなことでお話しさせていただきましたが、実は来年度総合計画、次の総計がでございます。実はこの数字というのは総計と微妙に絡んでございますので、今私が申し上げました9月頃というのはあくまでもめどでございますので、今来年度から、本年度から次期の総合計画もつくっていかねばなりませんので、若干その数字とどうしても整合性を図らなければならない部分がございます。なので、今私が申し上げました9月というのはあくまでもめどでございますので、できれば早い段階でお示ししたいと考えてございますが、時期の若干のずれについてはご了承いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 全く本当そのとおりだと思います。それは、理解できることです。ただ、どうしてそここだわったかという、その後の2番目の②のほうの関係人口、これをどう捉えるかというところで大きく私はこだわっている、伺った次第です。

それでは、②のほうに参ります。いわゆる関係人口に対する考え方です。答弁見ますと、聞き取りのときもいろいろお話しさせてもらいましたけれども、少しずれていると言うと失礼ですが、まだまだちょっと思考の範囲が狭いという印象です。この街なかのマルシェ事業を具体的な答弁としてされましたけれども、これは関係人口というよりも交流人口です、これは。私はそう思います。関係人口で、当然所管としてもいろいろ勉強されているのは分かります。でも、私がネットでちょっと検索しただけでもとんでもない数の事例が出てきます。それもここ二、三年の話ではなくて、国も補助金を用意して、どんどんやってもらっているわけです。それからすると、この答弁の内容では

本当に広がらないと私は思います。

この関係人口のパターンとして、関係の深化型とか、それからゆかり型、それからふるさと納税型、関係の創出型とか、その拡大型とかいろいろあるわけです。外国人向けの取り組み方とかいろいろあるわけですが、私がよく例に挙げる北海道の東川町のあの取組の仕方、あれはこういう人口減少対策に向けてではありますけれども、先進事例としては全く我々と発想を異にした取組なのです。まずはまちづくりだということです。魅力あるまちづくり、特色を生かしてということで。ただ、あの仕掛け、この仕掛けして人を呼び込むという話ではなくて、住んでもらう。住んでもらったらどれだけすばらしいことかということをつかってもらい必要があるから、それをコンセプトにしてライフスタイルを提案しているわけです。そこにいろんなプロジェクトの事業を落とし込んで、クラウドファンディング的な資金を提供していただいて、いわゆる投資です。そして、特別町民に登録していただいて応援してもらい。一緒にまちづくりをしてもらうという発想なのです。ですから、そもそもが、当初は違ってはいたけれども、でも堂々とやって、国でもそれを認めざるを得ない、その取組を評価せざるを得ないすばらしい取組やっているのです。当時7,000まで減った人口が、今8,000を超えているわけです。どれぐらい前からそういうまちづくりを進めているのかというと、もう30年以上前からやっているのです。そのぐらいのスパンで見ないと、なかなか成果というのは、実質的なものは見えてこないというのも1つあるかとは思いますが、でもその姿勢、視点、それから職員の頑張り、やり切る力、それはどこから来る、源泉はどこからかということやっぱり人づくりなのです、最終的には。そこをしっかりと見ないと、なかなか大きな成果としては出てこないのではないかなというふうに思います。私たちは、現地に行っているいろいろ学んできましたから、なおそこ力入るところなのですが、ふるさと納税を使ってもそうです。せっかくそれだけのご縁をいただきながら、返礼品だけの方もいらっしゃるかもしれませんが、そうでない把握の仕方もされています。これ総合戦略の中でやっていますが、評価指標として返礼品なしで本町にふるさと納税を行った町外の寄附者の数ということで、目標値もちゃんと掲げています。返礼率が3割以内に制限された影響だから、減ったとか余計なこと書いてありますけれども、私はこれを使ったら相当な呼び込みというか、意識喚起できると思います。アピールもできると思います。

これは、もう度々言っている話ですが、だからそのほかに町の重要事業と一緒に絡んでもらうために応援をお願いします。これだって選択肢としてはいろんなのも設けられると思います。ふるさと納税でどばっとまとめて、ではその中からこの事業にはこれだけ使うかとかという、そういう使い方ではなくて、この事業に対してよろしく願いますというやり方で一定程度プールして、目標額に達したらこの事業着手します、計画は5年でお願いしたいのですというようなことでやると、そこにちょっと関心を持った人、いわゆるクラウドファンディングです。これで一緒にやってもらうという当事者意識も喚起できますし、来る施設にしてもインセンティブ働きますし、有効な手だての一つとしては大変面白い取組になるのではないかなというふうにも思います。いずれにしても皆さんのほ

うが能力的には、それから情報収集力も、それからチョイスの仕方も上手なはずですから、私らがちょっとした勉強で提案するのも大変おこがましいのですけれども、だからその辺皆さんの力を私は実際に発揮していただきたいのです。今までやってきたから、その延長線上でなんていうことではなくて、どんどん発想を変えていかないといけないと思いますが、いかがでしょうか。長々と申し上げましたけれども。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、先進事例として今議員おっしゃった東川町、非常に先進的だということで、すばらしい取組だと思っております。ただ、やはりその土地なりに合ったやり方がございますので、先ほど言いました特別町民制度、これも東川町やっているということは承知してございます。美里町でございますが、確かに先ほどいろいろなご意見いただきましたが、まずふるさと納税についてを申し上げますが、確かに今返礼品が3割になったからどうのこうのという話もございましたが、近年件数的には着実に伸びてございます。その1つの今取組として、今どちらかといえば物、返礼品のほうで、ある程度今寄附をいただいていると。その中には体験型、例えば宿泊だったりというのもございます。ただ、やはり件数的には物のほうが圧倒的に多いということでございます。今議員のありました提案型、いわゆる自治体版のクラウドファンディングの件だと思います。実はこれ来年度向けて今検討しておりますので、来年度中、なるべく早めにそういったクラウドファンディング型のふるさと納税を構築したいということで今動いております。今どの事業をそういったクラウドファンディング型のふるさと納税にするかというのも検討しておりますので、できるだけ早いうちやりたいと思っております。

では、そのクラウドファンディングをするための事業をどうするのかというのが大きな問題になると思います。議員のおただしのそれには職員の人材なり育成というのは当然大事だと思います。今年の、令和6年度の政策方針を出してございます。その中で新たに、重点プロジェクトというのはこれまでどおりやっていますが、そのほかに新たにいわゆる3地域の魅力を出そうという新たな試みを、次年度から取組も考えてございます。そういったその中で、例えば一例でございますが、今進めております本郷地域であれば一小跡地の学校跡地にさらに公園なり広場を今造る計画でおります。やはりそういった地域の人が住んでよかったのと、そういったことの事業をそういったクラウドファンディングのメニューにしまして、そういったことでふるさと納税の寄附金をいただければなど。そうしたことでそこに賛同していただける方と交流なりを持っていいただいて、ぜひ達成した暁にはそこにもお越しいたいで交流を図っていくと、そういうことが考えられると思います。

あと、もう一つでございますが、関係人口と交流人口、その関係でございまして、確かに町長答弁であったものについては、それは関係人口ではなくて、交流人口ではないかというおただしがございました。確かにそのとおりでございます。いわゆる交流人口から関係人口、そして移住、定住と、こういうふうに大きくはつながるものだと思っております。先ほど新たな試みでというようなことで、

今、6月のあやめ祭りのときにやりました街なかのマルシェ、さらには先日、これは商工会主催でございますが、高田地域、本郷地域でやりましたマルシェもやっております。今までそういった大きな事業をこれまでやってございませんでした。初の試みとして、そういった新たな試みで、今そういったことで関係人口なり交流人口を増やそうという関係でございます。それをある程度続けることによって、交流人口が何回もこの町に訪れていただいて関係人口になっていくと。そういう考えもございますので、そういったことで交流人口、関係人口をより増やして行って、人口減少に寄与したいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 職員、人材のことをちょっと言われましたので、ちょっと触れておきますけれども、職員を外に出してください。外にどんどん出してください。東川町は、これ30年前からやっているのです。もう井の中の蛙でいては駄目だと、外に出してリフレッシュして帰ってきてもらおうと。前任者よりもいい仕事をするという気持ちを喚起させて、それで町に向かってもらおう。この人でないといけない、あの人がいないからできないという組織は成り立たないと、行政は成り立たないといっているぐらいにすごく人づくりも含めてやっていて、もう外国にもどんどん全職員を出しているという話。それはそれとして、人づくりやっぱり大事だなというところを申し上げたいと思う。

それから、関係人口ですけれども、交流人口とあんまり、確かにダブるところありますけれども、今は関係人口つくることが私大事だと思っているのです。それは、とどのつまりは交流人口に結びつくはずです。だから、関係人口をつくる。これを増やす。これに私注力していただきたいというふうに思います。

それから、なってもらったら必ずインセンティブを働かせる特典をちゃんと用意する。特典です、特典。こっちに来たくなる特典です。事業ができました、皆さんと一緒に喜びましょうで終わるのではなくて、いずれ来ていただいたらこういうおもてなしがあります、こういう特典があります、町民と同等な待遇の行政サービスが受けられます含めて、いろんなことを考えられると思うのです。1つの事業で事をなすなんてことは考えない。いろんな選択肢を持つということも私は大事だと思います。再度の確認ですけれども、答弁をお願いしたいと思います。町長答弁をお願いしたいのですが、今までの議論聞いていて、最後にそこをまとめて答弁いただきたい。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

施策の中で、やっぱり交流人口なり関係人口の増加に向けては、これ大変重要なものだというふうに思っておりますし、今の根本議員の話の中で職員を先進地に派遣しようという話も、私も就任当初から人材の育成というのは非常に大事だと思いますので、事あるごとに研修を含めて取り組むという話はさせていただいております。その中で新たなのを見つけて、我が町に合うような施策展開ができて、それが関係人口の増大につながるものだというふうに思いますので、しっかりとその辺は担当課

と話をしながら進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

ここで11時40分まで休憩いたします。

休 憩 （午前 11 時 24 分）

再 開 （午前 11 時 40 分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

次に、通告第3号、9番、渋井清隆君。

〔9番（渋井清隆君）登壇〕

○9番（渋井清隆君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

1 問目、定例会 9 月会議の町長答弁について。先の定例会 9 月会議、行政財産の管理及び処分に関わる効力についての質問に対し、町長答弁では、本町においては将来における行政財産としての用途廃止後に切り替えた上で売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更にも支障なく対応できる限り行政財産としての供用している間に契約を締結することが可能であるとした平成30年 3 月26日付、総務省自治行政局行政課長通知に即して民間売却を行っているため、地方自治法第238条の 4 第1項には違反しないと判断しておりますと述べられている。そうすると、当局は平成30年 3 月26日付総務省自治行政局行政課長通知、行政財産の用途廃止前の処分について、地方自治法第245条の 4 第1項の規定に基づく技術的な助言は法規命令であると解釈、判断していると考えられること。しかし、通知は法規命令ではない。そのあかしとして平成30年 3 月26日付総務省自治行政局行政課長通知には、なお本通知には同法第245条の 4 第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えますとあえて言い添えられていること。

そこで、技術的助言の根拠と意義等について、総務省は次のように述べられている。1、報道資料、平成23年 7 月12日、総務省における今後の通知、通達の取扱い。技術的助言とは、地方自治法第245条の 4 第1項の規定に基づき、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する協議として客観的に妥当性のある行為を行い、または措置を実施するように促したり、またはそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができることとされているもの。

2、7 月 6 日、大臣官房長から内部部局等の長に発出、今後発出する通知、通達の取扱いについて。地方公共団体が行う事務に対し、地方自治法第245条の第1項の規定に基づく技術助言として発出しようとする通知については、地方公共団体にとって必要な事項となっているかどうかその内容を検証し、同法の趣旨を踏まえ、必要な最小限度のものとなるよう徹底を図るとともに、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮すること。また、通知内容を検証し、情報提供と技術的助言について区別し、技術的助言として発出する場合はその旨を通知に明示すること。

3、通知、通達等、法令以外の規定に基づく規制のこれまでの取組状況、外部効果を有さない通知、

通達等。丸ポチ、技術的助言、勧告に関するもののうち、全国一律で義務づけられたほうが私人にとって望ましいと考えられるものは法令で定める。

丸ポチ、外部効果を有しないことを明確にすべく、行政指導指針、技術的助言、勧告などと明記し、平易な言葉で外部効果がない旨説明するなど述べられている。

4、ほかに衆議院総務委員会の質疑について。技術的助言とは、規範性、拘束性を持つものでなく、範囲が限られているということで、のりを超えて通知を出した場合は違法であると平成23年3月10日、衆議院総務委員会の質疑の中で片山国土大臣が坂本委員の質問に対し答弁している。

以上、述べられたことから、平成30年3月26日付総務省自治行政局行政課長通知、技術的助言は行政機関の内部の行為に関わる事務において適用するものであって、行政財産として供用している間に契約を締結すれば可能であると述べられていること。その証左として、当局は技術的助言について理解した上で行政財産のまま仮契約書を令和4年12月12日、契約締結している。そこで、仮契約とは将来当事者間に本契約を締結させる拘束性を生じる契約であること。つまり本契約、令和4年12月15日に至る準備行為として、仮とはいえども契約の一部である。そもそも行政財産のままでは売払いはできず、その前提として法令の範囲の中で地方公共団体が行う内部の行為に関わる事務について可能であるとして、総務省自治行政局行政課長名で通知するのが技術的助言である。前述したように、技術的助言は外部の行為については効力を有せず、適用できないことから、行政財産のままの議決、令和4年12月15日は法に反する行為であると思われる。その根拠として、議会は独立した機関であること。したがって、違法かつ無効であると判断する。すなわち行政財産の処分は、廃止条例の施行日である令和5年4月1日以降に議会の議決に付するものであって、その議決により効力を生ずるものである。よって、地方自治法238条の4第1項に違反しないとする当局の判断は誤りであると考え。見解を伺う。

また、「なお」という意義について、広辞苑によるとある事柄を述べた後で他の事柄を言い添えるときに使う語と明記されている。当局はどのように解釈、判断しているか見解を伺う。

2 問目、技術的助言の解釈、判断について。監査委員は、技術的助言とは法令であり、行政財産のまま議会の議決に付することは可能であると解釈、判断した上で審査に臨んでいると考えます。そこで、その根拠について伺います。

3 問目、新鶴温泉の土地売買契約に関わる登記完了の確認等について。令和4年12月15日議決に係る新鶴温泉等の土地、建物等売買契約は、買戻しの特約条項を定めているため、所有権移転、買戻し特約の登記申請が同時に必要である。そのため登記の目的の欄に買戻し特約と明記し、権利者、その他の事項の欄に原因年月日特約、売買代金、契約費用、期間、買戻し権者等の内容について記載せねばならない。その土地の売買代金は49万2,400円に対し49万1,770円であり、630円の差額が生じたまま買戻し特約の登記が完了していた。このことについて既に当局はご存じのことと思います。

そこで伺います。1点目、1筆ごとの売買代金の設定は売払い人、町が設定したのか、それとも買

受人、株式会社共生が設定したのか。

2 点目、土地売買代金の不足額630円はいつの時点で判明したのか。

3 点目、登記完了引渡し時における書類の確認検査を当局は行っていたのか。

4 問目、代表監査委員の選任について。代表監査委員の選任は、誰がどのような者を選任するのか。

5 問目、財務会計上の行為について。財務会計上の行為である売買契約書の内容について監査委員はどのように精査しているのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時51分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き通告第3号、9番、渋井清隆君の通告質問に対する答弁より再開いたします。

答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 9番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。なお、技術的助言の解釈と判断について及び財務会計上の行為についてにつきましては代表監査委員より答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、地方自治法第238条の4第1項には違反しないとする判断についてであります。技術的助言につきましては町議会定例会6月会議におきましても答弁いたしましたとおり、法的な拘束性と規範性はないものと認識しておりますので、法規命令ではないと解釈し、判断しております。しかしながら、技術的助言は総務省の報道資料のとおり、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づき、地方公共団体の事務に関し地方公共団体に対する助言として客観的に妥当性のある行為を行い、または処置を実施するよう促したり、またはそれを実施するために必要な事項を示したりする通知でありますので、地方自治体が事業を行う上では重要な助言であると認識しております。今回の売却に当たりましては、技術的助言に基づき、福島県などにも確認した上で、地方自治法第238条の4第1項には違反しないと町が判断したものであり、誤りはないものと考えております。

次に、「なお」という意義についてであります。広辞苑に定義されておりますのは接続詞として使う場合の意味であると理解しております。行政文書としての一般的な使い方といたしましては、主要な事柄を述べ終わって、それに付け足す場合に使用するものであると理解しております。

次の新鶴温泉の土地売買契約に係る登記完了の確認等についてであります。1点目の1筆ごとの売買代金の設定につきましては、令和5年4月3日付、新鶴温泉健康センター等土地及び建物の譲渡について、買戻し特約の登記申請のために必要なことから、土地及び建物それぞれの売買代金を算出

するため町において金額の設定を行ったものです。

2点目の土地売買代金不足額判明の時点につきましては、10月13日、新鶴温泉健康センター等の土地に係る登記全部事項証明書記載の買戻し特約売買代金に相違がある旨、議会事務局より連絡を受けたときであります。

3点目の登記完了引渡し時における書類の確認検査を行っていたのかにつきましては、今回の土地、建物等売買契約に伴う登記申請は町が依頼をしましたが、委託したものではないため、完了後の検査は行っておりません。

次の代表監査委員の選任についてであります。選任は誰がどのような者を選任するのかにつきましては、地方公共団体の長が人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者を議会の同意を得て選任することとしております。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、代表監査委員、小島隆一君。

〔代表監査委員（小島隆一君）登壇〕

○代表監査委員（小島隆一君） 9番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、技術的助言の解釈と判断についてであります。渋井議員がおっしゃられた監査委員は技術的助言とは法令であり、行政財産のまま議会の議決に付すことは可能であると解釈、判断した上で審査に臨んでいると考えますというおただしの内容については、渋井議員がそのような推察をされているものであり、私からその推察に基づく根拠についてお答えする立場にはないものと考えております。また、監査委員の立場を申し上げますと、監査委員は執行機関や議決機関には属さない独立した執行機関であります。現に会津美里町監査基準第4条には、監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする定義されております。よって、中立的かつ独立的立場にあるため、この場で答弁することは控えさせていただきます。

次の財務会計上の行為についてであります。例月出納検査においては主に歳出伝票を会計ごとに1件ずつ検査しております。また、歳入については収支月計表により、会計ごと収入額の総額を通帳と突合して確認を行っているところです。

渋井議員おただしの新鶴温泉健康センター等の土地、建物等売買契約書の内容に係る精査についてですが、本契約書の第7条第2項に記載されているとおりこの所有権移転登記に要する費用は買主の負担となっていることから、町の会計からは支出されておられません。そのため歳出伝票は存在しておりませんので、そもそも例月出納検査における精査はできないものであります。しかしながら、定期監査においては担当課に関連資料を一式提出させ、説明をいただきながら内容の事実確認をしたところであり、その中で事務手続上不足している点があったことから、担当課への指導及び改善の取組を含めて全庁的に課題共有を図るため、定期監査の報告に記載したところであり、

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） それでは、本日最初から順を追って……

○議長（大竹 惣君） 渋井議員、ちょっと待ってください。マイクの調子がおかしいので、暫時休憩します。

休 憩 （午後 1 時 0 7 分）

再 開 （午後 1 時 0 8 分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） それでは、順序に従って再質問させていただきます。

法的拘束力と規範性のことなのですが、法規命令ではないと解釈、判断しているということでございますので、外部効果はないということで認識してよろしいのか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 法規命令ではございませんので、外部効果を有さない通知として発出されているというふうに認識しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） そうしますと、この技術的助言は内部効果にもってのみ適用するということですね。私言いたいのは、外部というのは、さっきもここで通告で申し上げましたが、議会は議会を設置するということで独立しています。したがって、外部です。いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ここで言う外部効果につきましては、技術的助言は通知であり、外部を有さないというのは先ほど話したところではありますが、ここで言う外部効果とは私人に対して実質的に規制を作用しているかどうかという話でございまして、あくまでそういう観点ですので、議会に対してということにつきましては解釈になりますので、その解釈は私のほうでできるものではございません。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） これ私人に対してと言いますけれども、そういう場合は法律で定めるのです、法律。議会は法に従ってやるわけです。私人というのは、公人に対する私人ですから、その解釈がちょっと間違っているのではないですか、それそもそも。それでは、それはそれでいいと。では、内部ですので、仮契約というのはどういう意味ですか、仮契約。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 仮契約につきましては、令和 5 年町議会定例会の 9 月議会においても答弁しておりますが、議会の議決があった場合に本契約となるという旨の記載をしておりますこと

から、議決後、本契約締結後の意思表示により初めて成立する。議決が得られなかった場合は、本契約の予約を解除することにより本契約の義務を負わなくなるということでございます。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、少し止まってください。

傍聴者の方に申し上げます。議会内は完全に携帯電話の電源を切っていただくようお願いいたします。

再開いたします。産業振興課長、お願いします。

○産業振興課長（小林隆浩君） 議会の議決がない間におきましては、長は契約を締結する権限がないため、当然これは準備行為には当たりませんので、正式な契約の一つではなくて、あくまで予約というようなものであると考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 仮契約は準備行為でしょう、それは。予約と同じでしょう、解釈は。だから、ここの技術的助言の中に行政財産として供用している間に契約を締結することができる、可能だと。これが内部行為で、それをもって本通知はこれを技術的助言であることを申し添える。これが対外的行為の注意書きです、これ。そうではないですか、これ。仮契約は、あくまでも準備行為です。本契約は、自分たちが施行日を決めて議決したのでしょうか。そこでもって効力が発するわけでしょう。そうではないですか。施行日というのは令和5年4月1日としているのです。これは、執行部が議決事項の効力を定めた日です、自分たちで。その日が効力発するのではないですか。あくまでも仮は仮でしょう。その時点でもって行政財産から普通財産に切り替えた上で本契約になるのでしょうか。その前でしょう、これ12月15日は。4月1日以前でしょう。だから、私これ言っているのです。あくまで仮契約、予約というのは準備行為でしょう。内部行為ではないですか。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 12月15日の議会議決後に本契約になったということでございます。そういう認識をしております。ただし、あくまで契約の効力という点で考えますと、本契約の成立によりまして当然効力を発生しておりますが、こちらにつきましては今まで何度も申し上げましたが、総務省が通知しているこの技術的助言に基づいて、それに当然合っているということで判断して契約しております。ですので、当然違法性はないというふうな判断を行っているというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） では、施行日というのはどういうことなのか教えてください、施行日。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 施行日につきましては、当然契約とかに基づいて、その日から効力は持ちますが、もともと契約で持っていますが、そこからさらにそれ以降という。さらに効力を発するというようなことでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 何かもごもご、もごもごと一つも分からないです、意味が。施行日とは成立した法令の効力が認められる最初の日でしょう。いつから施行するという、そういう意味でないですか。本契約が施行するというのは、自分たち決めた令和5年4月1日ではないですか。議会で可決した成立日の法令の効力の有効化になることが施行でしょう。そこから施行するという。その前にやったのでしょうか、これ。まだ内部行為の中です、これ。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） まず、先ほど申しましたが、契約そのものは12月15日で契約としての効力は持っているということと、確かに施行については今渋谷議員おっしゃったとおりでございます。あくまで内部行為かどうかという話につきましては、先ほどから話している外部効果を有するか、内部効果しか許さないかというのは、あくまで通知、通達等の規定というのは私人への法的効果について話をされているものでございまして、ここで言う、今回の契約に当たっての外部効果とか、そういったものとはちょっと別の話というふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 全然解釈ができていないのではないかと。仮契約そのものは事前の準備行為です。それをやって、初めて本契約になるのでしょうか。それで、議会は議決機関であって、独立しているわけです。外部です。執行部の一機関ではないです、議会は。私人というのは、あくまでも法律の中で私人と公人を分けた、それを建前にしてやるのが法律なのです。法律で定めるのです。行政機関の内部であれば、内部なのです。だから、準備行為なのでしょう。対外的行為ではないでしょう。外部に適用するものではないと私は思います。

それで、私もこれ総務省にも確認したところ、法律上従う義務はございませんと、ちゃんと。あと、これ以外はございませんと言っています。したがって、私権の設定も売払いもできませんと。これ以外にはございませんと。あなたたちこれ全部県のほうに持って行って、見てもらった方がいいのではないの、契約から。全然そこは見てもらっていないでやっているのでしょうか。送って判断してもらった方がいいのではないですか、総務省にも県を通じて。これは、私売って悪いとは言っていない。法に従って、準拠してやっていないから、おかしいのではないですかということを言っているのです。法治国家ですから。そこを私は聞いているのです。何も売って悪いとは言っていない。ただ、町民の財産ですから、1億6,000万のある財産をこの値段で売ること自体もちょっとおかしいことであるが、これも経営上、運営していく以上必要なものであるということで、いわゆる町村の大合併のときに集約化がなって、そのときにできたものがこれなのです。もう少しちょっと言ってください。助言について、一貫性と今の仮契約。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） まず、最初の仮契約と、すみません。ちょっといいですか。仮契約

と、最初が……

〔「仮契約とは何だか全然理解していない」と言う人あり〕

○産業振興課長（小林隆浩君） まず、仮契約につきましては、先ほども申し上げましたとおり仮契約は当然議会の議決が得ることができない場合は、もともと町長が契約する権限がありませんので、準備行為には、すみません。私は当たりませんとさっき言ったつもりだったのですが、準備行為には当たりませんし、あくまでこれは予約だよと。民法上でいう予約だというような位置づけだというふうに考えております。

そして、あと技術的助言につきましては、これは地方公共団体の事務に関して、地方公共団体に対する助言として客観的に妥当性のある行為を行って、措置を実施したり、促したりするものですので、そういった性格です。町とかを強制するというのはですか、そういったようなものではないというふうに理解してございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 妥当性ばかりでなく、これ自立性というのもちろんとうたっていますよね、自主性、自立性。そうだとすれば、内部のことではないですか。自分たちが他人の手を煩わさないでやるのが自主性、自立性ではないの。これもちろんとうたっています。私述べました。全然そういうところは、都合の悪いところは一切触れない。ですから、今までこうやってだらだら、だらだら来ているのです。私ここで述べています、自立性。では、自立性とか自主性というのはどういうことですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 自立性等につきましては、自治体に自主解释权などが認められるようになったということで、国の通知に従うとしても、それは自治体の判断となって、基本的に自治体が責任を負うということであると理解しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、自主性というのはそういうことですから、ただ法、のりを超えてはならぬと。法律を超えたものは違法です。法の範疇の中でやるのです、自主性、自立性というのは。法を超えれば、法律に従うのです。その解釈が間違っているのではないですか。私はそう思います。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） もともとそこなののですが、地方自治法の第238条の4の第1項の条文につきましては、行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないと規定されています。少なくともこの法律においては、例えば行政財産であるうちに契

約して駄目だとか、そういうことは一切法律の中では定められていないということになっております。ですから、以前、今までこの技術的助言が出る前は、国による法の解釈として契約することも、行政財産として使用中は売渡し等の契約をすることはできないという解釈で、それがそういうふうになっていたわけです。ところが、この技術的助言によって、行政財産として使用中であっても、契約はできるというふうになったというところで、法令に、あくまでどちらも解釈の話だというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、この技術的助言の通知の中にも、先ほど言ったように、ちゃんと自分たちがそういうことを、内部行為を理解した上で仮契約を締結しているのでしょうかと言っているのです、問題は。仮契約でやったでしょう、12月12日、内部行為の中で。それがこの技術的助言ではないですか。いいですか。あくまでも、第238条の4と言いましたね。第1項の規定は、それはそのとおり。行政財産ではできないとうたっているのだ、ちゃんと明確に。それで、第6項にはそれを、第1項の規定に違反したら、これを無効とするとなっているのでしょうか、効力が。それ以外ありません、これ。助言というのはあくまでも内部ですから。いかがですか、それ。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 何度も申し上げますが、第238条の4の第1項の条文の話ですが、あくまで売渡しですとか私権を設定することはできないと法律的に言っているわけではなくて、以前出ていた行政実例なのですが、解釈ということで、国のほうから通知が来ていたものでございます。昭和58年1月13日の行政からの通知で、現在使用中の庁舎用地について、将来の庁舎の移転を見越して、現時点において庁舎として使用中のまま売払いの契約を締結することができないものと解されるが、どうかという質問に対して、お見込みのとおりできないと以前は、昭和58年の通知では契約もできないのだという解釈で通知されていたものが、技術的助言によって、行政財産として供用している間に契約を締結するものが可能であるものとして、先ほどの通達も廃止されたということですから、技術的助言に基づいて契約をしているということで全然問題はないというふうに考えていますし、先ほど外部効果か内部効果かという話につきましても、国の文章的なのを見ますとあくまで通知、通達等の規定は私人への法的効果を有しないと、そういうものについては通知として私人への効果は有しないとしていると。そういうところでは私人をあくまで対象としているものということで、もう少し詳しく言いますと通知、通達の規定は私人への法的効果を有しないとされているが、下級行政機関が当該の通達に沿って法令を解釈、運用することによって、実質的に規定として採用しているものがあるから、この際を外部効果を持つと言っているものでありまして、当然技術的助言は通知であって、外部効果は有しませんが、ここで言う外部効果とは私人に対して実質的に規定として採用しているかどうかという話ですので、その話と、技術的助言に即して事務を進めたというのは論点がちょっと違うということで理解しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 論点は違うのは自分の解釈であって、法律はそうではないでしょうというのが。だから、ここでも言った。行政財産使用している間の契約可能だという、それは通達で、それは内部行為だから、それはできるのだ。だから、仮契約が、では本契約やってから契約もするのですか。契約をやっておいたから、議会上程するのでしょうか。議決もらってから契約するのですか、では。どうなのですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） これも先ほど何度も申しますが、仮契約というのは本契約の予約ですので、当然仮契約をしないと、仮契約ということにつきましては地方自治法上の運用として、事務処理上の必要上考え出されたものであって、そういう位置づけでございまして、ですので仮契約というのは本契約締結の予約でありという考えでございします。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） だから、言っていること内部行為でしょう。議会の議決をもらってから契約するのでないでしょう。仮契約をやってから議会上程して、その日以降に議決をしたら効力を発する日でしょう。自分たちがつくったのでしょうか、これ4月1日から施行する。その前でしょう、これ。仮契約も契約の一種でしょう。違うのですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 仮契約については契約の一種ではなくて、あくまで事務処理上の上、考え出されたものであって、本契約の予約ということで、契約の一種ではないというふうに理解しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 契約の一種ではないけれども、内部行為でもない。でも、内部行為だけどもと言っているのではないですか、それ言っていること。おかしいと思います。内部行為だからこそできるものであって、外部の効力を発する日はきちんとなった日でしょう。だから、私言っているのは仮契約はやっているのでしょうか。本契約を結んでから議会上仮契約やって、本契約は準備行為だから。それでいいのでしょうか。であれば、議会上議決してから契約結ぶのですか。そうではないでしょう。逆でしょう。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 順番としては、当然仮契約ということで、予約の一種ということで準備をして、それから当然契約を議決をいただいてから正式に契約を結ぶ、契約の効力が発生するというのはおっしゃるとおりでございします。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） だから、内部行為でしょう、契約の一種だったら。準備行為だ。内部行為で

はないの。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 内部行為か外部行為かというのは、私の手元にある資料につきましては、あくまで私人への法的効果を有するかどうかというところで外部効果を持つというかどうかというところを判断するということですので、今の質問に対してはすぐに答えはちょっとできない状況であります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 全然物事が、この仮契約と本契約に関することと法令の施行日の効力一つも理解していないでしょう、これ。だから、いつまでたっても結論が出せないのです。そういうことが全然頭に入っていないのです、これ。施行日というのはどういうものなのか。では、施行というのはどういう意味をいうのか。効力が有効化するのが施行なのです。自分たちがそういうことで決めたのでしょう、4月1日以降に施行すると。そのときに議会にかけべきが当然だと思う。それを12月15日に本契約として出しているわけです。だから、おかしいのではないのと私は毎回これ言っているのです。ここに一切到達していないのだ、何回言っても。どんなことでも施行日があってでしょう、どんな法律も。それ以前にやったでは無効ではないの。12月15日というのは本契約はまだ。その中では行政財産です。仮契約のときも行政財産です。だから、行政財産のうちにできるというのがこの技術的助言でしょう。仮契約もここの中に入っているのです、これ契約の中に。行政財産として供用している間に契約を締結するのは可能であるものとし、これちゃんと。この通達が仮契約も行政財産のうちにやっているのでしょう、これ。そこをちゃんとってください、それでは。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問ですが、当然12月15日の時点で仮契約をしてから、それから議案として上程していますので、当然それについての技術的助言、当然契約をするための準備行為ですので、それに基づいて、国の示す技術的助言について事務を行っているということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、できるのでしょう。あくまでも、だから仮契約のときでしょうと言っている。本契約のときは普通財産にしてからでしょうと、この意味は。ということを書いているのです、これ内容、総務省からの。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 契約については、以前から何度も申ししておりますが、将来における行政財産として用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であるということになっていますので、ただそれに基づいてこのとき正式な契約を行っているという

ことでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） それは、契約書の中で承諾事項として挙がっているだけでしょう、承諾事項。承諾というのはお互いに意思表示をするだけです。承諾事項でしょう、それ。そうではないですか。私今ちょっと契約書持ってこなかったから、ちょっと……あったか。承諾事項ですよ、これ第2条の。承諾事項というのは、契約の場合はその上にかかっているでしょう、これ。あくまでもそういうふうになりますから、よろしくお願いしますということで、仮契約を12月15日で結んでやったのでないですか、これ内容見ると。12月12日です、去年の。そういうことですが、承諾してくださいと。その承諾事項ではないの、これ。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） この承諾事項として記載されているものは、前条の売買は令和5年4月1日以降、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴の行政財産としての用途を廃止し、普通財産とした上で行うものとするということで、これは先ほどの技術的助言に沿うために入れている条項で、承諾事項という話にはなっておりますが、ただこれは見出しのタイトルですので、文面でいうとあくまで普通財産とした上で譲渡しますよということを契約書の中でも定めているということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） 契約書でないでしょう、これ。仮契約書です。仮契約書でしょう。仮契約です。仮契約は予約でしょう、今課長が言うように。予約です。本契約でないです。本契約のときにそういうふうにしますよという前提契約でしょう、これ。前提条件ではないの。議会に出すときは云々だというのはこの上のほうに成立するというの書いているが、これが条文でしょうが。これは、あくまでも承諾事項です。全然違うと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどおっしゃったとおり議決を受ける前は仮契約書です。議決をいただきまして、これそのものが本契約になっていますので、そういう流れになります。あとは例えば第1条の承諾事項と書いてありますが、そもそもこの第1条から一番最後の条までというのは第23条までありますが、そここのところについてはあくまでこれが全て契約の中の規定ということですので、この規定に基づいて売買契約を結んだということでございます。この承諾事項というところが特出しして何か特別な意味を持つとか、そういうことはなくて、あくまで規定の一つと、約束の一つということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） 約束の一つだから、約束でしょう、これ。守らなくてはならないではないか、これ。あくまでもこれは承諾事項です。本契約には、これをもって本契約とするわけです、議会の議

決があって。だから、4月1日以降にやればいいのでしょう、これ。その間は何も手つけられなかったでしょう、実際。この件はまだまだ続きますので、了承してください。

では次に、時間がないものですから、土地の、3問目ですか、これ入っているの。売却代金の算出についてですが、町において設定を行ったと、こうなっています、売却代金。これはちょっとおかしいと思うのですが、なぜおかしいかというのは、これ買戻し特約ということになっているわけです。買戻し特約条例、契約が。そうすると、買戻しということは物件の取得金です。今度役場側が買うのです。今度は戻す。違反行為があった場合とか、なった場合。特約条項、10年間の間。そうすると、本人が、買主が設定するのが当然ではないですか。役場が何で設定するのですか。これ登記のやつにもきちんと書いてあります。解説文、買戻し特約の関係は。ちょっとその辺、代金を算出しているの、町が金額を設定した。これちょっとおかしいと思うのです。登記原因証明情報のほうにも載っていません。原因証書、1筆1筆の。地目、地積、地番はありますが、金額は書いていません。どういうことなのか、意味。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） まず、金額の設定につきましては、これは契約の中で、途中で契約違反とかあったり、あとは10年間継続して温泉なり、宿泊施設運営しない場合は買い戻すということで、売った代金で買い戻すということですので、400万円で売却しましたので、それは400万円は返していただくということで金額は、全体額は定めております。ただ、登記に当たっては、当然土地は9筆、建物は4棟とございますので、それぞれの中で、全体で400万で売却しましたが、それぞれ土地の筆ごと、筆がそれぞれありますので、そこに対してそれぞれ買戻し特約はその土地なり建物に設定する必要がありましたので、そこについては土地も大きい土地、小さい土地、建物も小さい建物、大きな建物とありますので、そこについては建物の価値というのですか、そういったものを400万円で案分しまして、1棟ごとの売買代金というのですか、そういったものを算出したというものでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ただ、あくまでも合計金額の400万でしょう。379万に対する400万というのは。だから、指し値があるでしょう、400万という。そうすると、その積み重ねの分割したやつが、1筆1筆があって、400です。それで、登記をかけるときは400万でかけるのではないでしょう。所有権移転の登記は、原因は売買しか書くことはないのです。買戻しだから、書くのです、さっきの私説明したように。そうすると、当然1筆1筆が入れなくてはならない。なぜ1筆1筆書いていないのですか。私開示請求でも取ったけれども、登記原因証明情報、原因証書です。これも書いていません。あったならばここにも書いてあって当然だと思うのです。これ町長名でも出ています、私のところに。登記原因証明情報、美里町長名で。ここには金額書いていません、これ。金額が分からないのは、登記はかけられないでしょう、1筆ごとに。どういうことになっているの、これ。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの登記原因証明情報につきましては、その登記の目的は所有権移転ということで書いてあると思うのですが、所有権移転については特別売買代金までは記載する必要がございません。ただし、それと別に買戻し特約の登記申請も出ていまして、それ自体は1筆ごとの算出した金額は司法書士に渡してありますので、その金額で買戻し特約を設定するための登記原因証明情報及び買戻し特約登記承諾書というのは別に作ってありまして、これは司法書士が作って法務局に提出したのですが、そこにはこのような金額がしっかり書いてあるというものでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ここにもちゃんと、だからそういうことですから、1筆1筆にやるわけですから、買戻し権というのがあるわけですから、それがあって初めてなるわけです。ですから、私は登記を、それを取ってやったところ630円が違っていたということなのです。だから、630円どうのこうのでなく、物件買取り権ですから、逆に。だから、相手側が指し値を出したものを買うのでしょうか、今度は逆に売ったのだから。だから、それは買主がつくることでないですかって私は言っている。役場が設定するのではないでしょうと言っているの。そうではないですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） その金額につきましては、例えば価値を割り返して町が算出したということにつきましては、当然算出方法については買手、譲渡先のほうも確認して、これでいいということその金額を算出してございます。譲渡先の法人も今ほど申し上げましたが、買戻し特約を設定するための登記原因証明情報、あとは買戻し特約登記承諾書というものに対しまして、株式会社共生は本当に実印押して、法務局のほうに出しているというようなものでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ちょっと全然何か言っていることがちぐはぐなことばかり言っているのだ。買戻しをするのは、そうであればその割合というか、379万に対して400万出したわけですが、379万、400万の割合というのは誰が分かるのですか、これ。業者が既に分かっているのですか。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員、時間です。

最後に、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 割合につきましては、もともと譲渡希望価格は400万円ということでしたが、もともとの土地の積算価格というのは、土地は1,853万円という価値を持っています、9筆で。建物そのものは1億3,195万円ということで、これはあくまで固定資産評価額とかではなくて、不動産鑑定額の評価、実際に取引、販売する際、販売する収益物件としての価値になるのですが、その金額を分母にして、400万を分子にしてその割合を算出して、それぞれ1筆ごとの売買代金を算出したということでございます。379万円という最低価格については、この買戻し特約上の算出に当

たっては全く関係していないということでございます。

○議長（大竹 惣君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

ここで2時5分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時51分）

再 開 （午後 2時05分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

次に、通告第4号、1番、櫻井幹夫君。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） 1番、櫻井幹夫、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、学区制の考えと学校教育の在り方について。私は、小学校時代、今からおよそ50年も前のことですが、小学校までおよそ1時間の道のりを毎日徒歩で通学していました。冬になると通学路は雪で一面平らになり、児童の保護者らが子供たちのために道つけをしておりました。当時徒歩5分程度のところには別の小学校があり、私の祖父が町にかけ合い、近い小学校への入学を希望したようですが、学区が違うとの理由から入学は認められず、遠い小学校へ通うことになったと聞いていました。その当時から学区制に対する疑問を持っていた私ですが、町村合併や送迎バスの導入、小学校の統合などにより、現代において学区制の問題はないものと思っていました。ところが、町民の声を聞きますと、今でも学区制問題に悩んでいる人がいることを知り、50年来の私の思いを含め、学区制廃止に向けた提案をさせていただきます。当局の学区制に対する考えと現状把握しておられる問題があれば教えてくださいたいと思います。

現代の少子高齢化により、我が町でも小中学校の統廃合が進められ、現在小学校は4校、中学校が3校で、生徒数は小学校がおよそ800名、中学校が約400名です。また、送迎バスの運行により、遠方の児童生徒が通学に利用しています。送迎ルートは19路線で、初めに乗車した児童生徒はおよそ30分間バスに乗っています。この時間があれば、本郷から新鶴までの移動もできます。通学における学区制の考えは、見直せるものと考えます。

町では幼小中一貫教育を目指すわけですが、必ずしも児童生徒全員が望んでいるわけではないと思います。幼小中一貫教育では、10年以上同じ顔ぶれになります。もし幼児期にいじめに遭えば、10年以上も続いていくかもしれません。仮に不登校にでもなれば、中学校を卒業するまで登校することは難しいのではないかと考えます。環境を変えられれば何かきっかけになるのではないのでしょうか。

現在我が町の中学校の部活動は、1つの学校ではチーム編成ができず、複数の学校による合同チームでの大会参加も行われています。これについては高校野球において、複数の学校生徒による連合チームがありますが、高校は本人の希望により入学試験を経て学校に進学しているため、自分の学校に野球部がなく、それでも野球がしたいとの思いから実施されるものであり、義務教育学校におけるそ

の問題とは異とするものと考えます。

一方、先日の県市町村対抗駅伝大会で町の部第2位の我が町において、高田中学校男子駅伝部は県大会5連覇を達成し、一昨年には全国第2位の強豪校となっています。陸上競技の特に駅伝は、通称箱根駅伝の知名度もあり、多くの児童生徒が目指す競技種目となっています。事実、強豪校と呼ばれる大学の駅伝部に所属する我が町出身の学生も現れています。新鶴中や本郷中の生徒の中にも同じ目標を持つ生徒がいるかもしれません。

そこで、私は小中学校における学区制を廃止し、学校選択制を採用すべきと考えます。学者や科学者を目指すのならば、幼小中一貫教育学校に進むのもいいでしょう。一方、駅伝やオリンピックのマラソンなどで世界を目指そうというのならば、高田中学校に入学して互いに切磋琢磨して、実力を高めてはどうでしょう。また、スポーツに限らず、団体で行う種目、競技であれば、同じ思いの児童生徒が集まれば技術の向上も図れますし、町が児童生徒のための施設を整備するにも1か所の整備で済みますので、費用の削減、無駄を省くことにもつながります。何より児童生徒個々の能力を引き出し、向上させられる学校教育を目指すべきではないでしょうか。今の学区制運営のままでは小学校と中学校で顔ぶれが変わりませんから、新たな人間関係の構築は考えづらく、いじめが継続するおそれもあります。学区制を廃止すれば、小学校や中学校入学で顔ぶれが変わり、人間関係や生活環境が変わる可能性があることで、もう少し頑張ればという励みにもなるかもしれません。学区制による地域が同じだからというだけではなく、志や目標をともにすることで技術の向上、連帯感、結果としては郷土愛を醸成するものと考えます。学区制を廃止し、学校選択制を導入することで児童生徒の成長と保護につながると考えますが、考え得る問題点を含め、当局としての見解を伺います。

2つ目、ふるさと納税についてであります。令和4年度の決算について質問させていただいた際、令和4年度のふるさと納税寄附金の約4分の1は返礼品を求めない単純な寄附金だったと伺いました。令和5年度のここまでのふるさと納税寄附金の総額と単純な寄附金の額を伺います。

また、令和4年度の返礼品の人気1位は馬刺しとのことでしたが、令和5年度のここまでの状況はどのようなになっているのか伺います。

さらに決算の質問の際の答弁で、ふるさと納税の返礼品については物から事へ切り替えていくとのことでしたが、令和5年度の実績としてどのような事に対し、幾らの寄附金があったのか伺います。また、今年度これから発生するであろう事があれば、内容を含め、見込まれる金額を伺います。

そもそも今も物から事の考えは、変わっていないのでしょうか。私の認識では、ふるさと納税をされる多くの方は、魅力的な返礼品に対し寄附するものと考えます。当局が考える魅力的な事とは具体的にどのようなものなのか、今後どの程度の寄附金を生み出せるとお考えなのか見解を伺います。

ふるさと納税は、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度であります。当局としてどのような自治体が選ばれるとお考えでしょうか。現在の当町職員には多くの町外在住者がいることから、まずはどうしたら選ばれる町、選ぶ町になるのか内部で話し合ってみてはどうでしょうか。そ

うした考えがあるのかを含め、当局の見解を伺います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 1 番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。なお、学区制の考えと学校教育の在り方につきましては教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ふるさと納税についてであります。1 点目のこれまでの寄附金の総額と返礼品なしの寄附金額につきましては、10月末現在で寄附件数は1,095件、前年比310件の増加、寄附額は1,883万9,000円、前年比325万8,000円の増加となっております。そのうち返礼品なしの寄附金は、寄附件数は7件で前年比2件の増加、寄附額は310万2,000円で前年比99万8,000円の減少となっております。

2 点目の人気の返礼品につきましては、1 位から3 位までの人気返礼品は、令和4 年と同様に会津の馬刺し、有機野菜セット、身不知柿となっておりますが、令和5 年度の返礼品上位の特徴といたしましては会津高田梅酒や新たに返礼品に追加されたふっくら発芽玄米、1 年熟成発芽玄米黒酢が人気の返礼品となっております。

3 点目の今年度の体験型返礼品の実績につきましては、新鶴温泉宿泊券で4 件、9 万2,000円となっております。

4 点目の今年度の新たな体験型返礼品の見込みにつきましては、現時点において新たな体験型返礼品の追加予定はございませんが、会津本郷焼の手びねり体験やろくろ体験、新鶴温泉への宿泊、モンゴルゲル宿泊体験などのPRを引き続き実施していくとともに、観光資源を活用した体験内容の充実や新たな体験メニューの開発が必要と考えております。

5 点目の町が考える魅力的な体験型返礼品につきましては、現在取り組んでいる令和6 年度予算編成作業の中で本町が抱える課題解決に向け、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募るクラウドファンディング型ふるさと納税も取り入れ、体験型の返礼品と組み合わせながら、本町の知名度アップと地域活性化を図ってまいります。

6 点目の職員間での話合いにつきましては、全職員に対して本町のふるさと納税を盛り上げるために、新たな返礼品や返礼品提供事業者の情報提供など、ふるさと納税に関するアイデア等を広く募集して、特産品の振興及び財源の確保に向けた取組を行っているところであります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 1 番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

学区制の考え方と学校教育の在り方についてであります。1 点目の学区制に対する考えと現状把握している問題点につきましては、本町の通学区域については道路や河川等の地理的状況や、これまでの地域社会の歴史的な経緯を踏まえ、設定されております。学区制のメリットとして挙げられるの

は、1つ目として比較的近くの学校に通学できますので、通学に関する負担が少ないこと、2つ目として児童生徒数の増減による学級数や教員数の変動が少なく、学習環境が安定しやすいこと、3つ目として地域コミュニティを基に子供を支える地域のつながりが強化されるとともに、地域の特性に合わせた支援体制を構築できることなどが挙げられます。

なお、現段階で把握している問題点はございませんが、例えば年度途中の転居への対応やいじめの問題により緊急避難的に転学を希望する場合など、通学区域外の学校を指定する場合の基準を定め、保護者や子供の利便性を高めるため、柔軟に対応できる体制を整備しております。

2点目の小中学校の学区制廃止と学校選択制の導入につきましては、現段階ではデメリットの影響が大きいと考えられるため、導入する考えはございません。学校選択制を導入した場合の問題点としては、1つ目として遠距離通学により、児童生徒や保護者にとって通学に係る負担が大きくなること、2つ目として各学校の児童生徒が年度ごとに変動し、安定した学校運営がしにくくなること、3つ目として学校選択制が進むと地域コミュニティとの関連が薄れ、地域に根差した教育がしにくくなることなどが挙げられております。これらのことから、町教育委員会といたしましては現行制度に従って、適切に対応してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） それでは、続けて質問をさせていただきます。

初めに、学区制のほうについて質問をさせていただきます。今答弁書を拝見しまして、学区制のメリットに通学に関する負担が少ないという項目がございました。多分私の苦勞は負担には当てはまらないというお考えなのかなというふうに感じましたが、その上で法令によりますと、区域に学校が2校以上ある場合は保護者は市町村に指定学校を変更の申立てをすることができるとあります。仮に私が小学校時代に学区制が廃止になっていれば、1区域となっておりますので、近い小学校に行くこともできたのかなというふうに思います。少なからず子供や保護者に選択する権利があってもいいのではないかと考えています。昔から熊はいました。ラジオ体操の会場が変更になったこともございます。今だったら多分危なくて、学校に通うのは命がけだったのかなというふうにも思ってしまいます。また、学年の途中でも、すみません。この前の続きになりますが、法令によって、区域に学校が2つ以上あれば学年の途中でも学校を変更できるともなっていました。地区内でいじめなどが原因で学校を変更できることを知っている児童生徒、保護者はどれくらいいるのでしょうか。知っていれば、それができれば救える可能性もあったのではないのでしょうか。それについてはどのような認識、見解をお持ちでしょうか。文科省では、変更相当と認める具体的な事由の内容や考え方などを保護者に対して確実に周知されるよう努めることとなっております。

メリットにある地域コミュニティ、地域のつながりの強化というのがありますが、今現在地域と学校のつながりというのは非常に希薄なものになっているようにも思います。2つ目の児童の増加、学

級数や教員数の変動で学習環境が安定しやすいということありますが、多分これは学校さん、運営される側のメリットであると思います。

以上、私がお話しさせていただいた中身で、この3つについてのメリット、当局として考える部分お話しいただけませんか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） それでは、3点伺ったと思いますが、お答えをさせていただきます。

まず第1に、年度途中で指定校の変更についてでありますけれども、現在どれくらいあるかという件数につきましては、今のところございません。本町において指定校変更を年度途中でやっている事例はございません。

それから、2つ目であります、地域コミュニティとの関連がどれくらい深いかというようなお話であります、これは学校の実態によって様々かというふうに思いますが、学校では地域と共にある学校づくりを今進めておりまして、人材育成プロジェクトの中で学校の応援団ボランティアなど、地域の方々と子供たちが深く関わり合うことによりまして、地域の人材や地域の様々な教育資源のよさを知って、この美里町を愛する子供を少しでも多く育成できるよう取り組んでいるところでございます。

最後に、教員数の変動等による問題でございますが、これは確かに運営側のメリットといえば、それもおっしゃるとおりかもしれないのですが、年度ごとに学級数が変動になって、例えば別の学校に行く子が認められて多くなって、2クラスの学級が1クラスになるとか、そういう変動を考えると子供たちにとってもやっぱりデメリットが発生するおそれもあるのかなというふうに思っているところであります。

非常に小中一貫教育を進めていこうとする我が町の教育行政にとりまして、やはり学区制というのは9年間その地域に根差した教育を展開していく上でも必要なものかなというふうに思っておるところでございますので、答弁ございましたとおり現段階では学区制の廃止については見込んでおらないところであります。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 今ほどの答弁で、今までに指定学校の変更の申出はなかったということですが、多分今の場合本町の場合区域に学校はほぼほぼ1つしかないので、変更ができない状態なのかなと。学区制を廃止すれば、地域内に学校は2つ以上できますので、希望することは可能なのではないかと考えますが、違いますか。ごめんなさい。事例がないのではなく、事例が生まれないのではないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

先ほどの質問の最初、1点目、年度途中での変更というふうなご質問でしたので、それについては

事例はないというふうに申し上げましたが、年度初めに例えば新しく家を建てて、違う学校の学区に家を建てた場合、本当は住民票の移動とともに転校しなければならないわけですがけれども、年度末までは転校を猶予しますとか、様々なそういうふうな救済制度といいますか、指定校の変更の特例を、規則を設けておりますので、そういうことで柔軟に対応しているということでございます。したがって、今直接学区制の問題で苦情いただいたり、変更の相談をいただいたりという事例は把握していないところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 教育長の答弁を聞くと、多分本当にそこに問題は感じていらっしゃるのかなというふうに思うのです。ただ、何度も自分のことを言って申し訳ないのですけれども、私は負担でした。でも、私が認められなかったのは、町側はそれを負担とやはり感じていなかったからではないかと思います。50年たった今でも、今答弁を聞いていて、町側は何も変わっていないと私は思います。なので、今回この話を出させていただいたのは、何度も話していますが、バスが通るようになったりして、多分私たちが経験した苦労は、それを感じる子供さんというのは少ないのだと思います。イコール、話しましたけれども、バスによって30分ぐらい乗っているのです。そしたら、それが5分とか10分ぐらい余計に乗っても、そんなに苦でもなければ負担にもならないと思うのです。高田地区だったら学校は2つあるのです。宮川小学校と高田小学校なのですけれども、多分バスで移動するに5分、10分ぐらいの話なのです。それが今のままだと何も変わらない、できない。言ったように宮川小学校に対する苦痛や負担を持っている子供、高田小学校に対して行けない理由がある子供さんがもしもいるのならば、その線引きを取ることによって、何か変化や新しい環境を生み出すことはできるのではないのでしょうか。そういった方向への考え方の転換などは、今現在は全くお持ちではないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

学区制の捉え方につきましては、実はちょっと長くなるかもしれませんが、今櫻井議員がご自分の体験を基にお話しになりましたが、昔は学校に配当する教員の数というのは厳密に学級数で決められておりまして、それを勝手に市町村が判断して、こっちの学校を多く、こっちの学校少ないなんていうことは国として認めてもらえなかったのです。これは、厳密に学級編制というのは、学級の数によって教員を配当するというふうな法律に基づいてなされていたものであります。ですから、そういうふうなご不便をかけるような状況は、かつては散見されたものというふうに考えております。ただ、昭和60年頃の臨教審で学区制の自由化がちょっと話題になりまして、その後、平成20年前後の民主党政権時代にもう少し柔軟な学区制、自由選択制等を導入したらいいだろうということで、文科省もかなり動いて、小学校、中学校ともに導入する自治体が全国で200、300ぐらいあったと聞いております。ただ、現在は本当に自由学区制を維持しているところは逆に少なくなってきております。そ

れは、様々なやっばりデメリットがあって、それよりは柔軟に子供の実態や保護者の要望をお聞きして対応したほうがメリットが高いということで、今学区の自由選択制から指定校の基準を緩和するような、そういう動きが全国的には行われております。

当町の規則におきまして、先ほど申し上げました年度途中の転居であったり、それから答弁にも入れさせていただきましたが、いじめによる問題で、その学校に通えないようなお子さんを救済するために学区の変更も当然できますし、場合によっては近隣の市町村と学校教育法施行令第9条に基づきまして、区域外就学とって、これは相手方、受入れ方の承認が要るわけですがけれども、協議して承認いただければ例えば会津若松市の学校に通うとか、そういう制度も当然活用できます。したがって、議員がご指摘された行けない理由への対応というのは、できるだけ現在では柔軟に対応するように努めているところであります。今後様々な問題が浮上してくることも考えられますので、できるだけ保護者や児童生徒の利便性を高められるように、柔軟な対応を求めていきたいとは考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） すみません。確認みたいな形でお聞きするのですがけれども、もし仮に今の学区制の中でいじめとかで学校に行けない子が保護者から町に転校、学校の変更を申し立てしたら受け入れてはいただけるものなのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） そういう事案がありまして、転校これはやむを得ないという事態がございましたら、これは当然対応させていただくということになるかと思えます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） それはよかったと思います。

もう少しこの問題を質問させていただきますが、私高田中学校の男子駅伝部の話を出させていただきました。今日の新聞を見ますと合宿しているというのもあったので、大いに期待するところでありますし、今や町民の誰もが高田中学校男子駅伝は強豪校だというのは知っていますし、恐らく全国的にもこの競技に関心のある方はほぼほぼ高田中学校を知っていらっしゃると思います。これもちょっとまた昔の話をしてしまうのですが、実は私たちの時代も高田の中学校は駅伝強かったのです。もっと前の時代も強かったのです。それが多分今統廃合が進んで1つの学校になったことで、2つあった学校が1つの学校になったらまた強くなったという今結果が現れているのだと私は思っています。その反面、本郷や新鶴の人たちにも競技が好きだったり、能力のある方がいらっしゃいます。つまりさっき言ったように、美里町1つで考えれば、もっと集約できて、もっと強力なメンバーができるかもしれないと思います。これこそが町の魅力であったり、町のパワーだったり、まさに美里の宝だと私は思っています。ですから、この状況、この環境をもっともっと町がバックアップをして、競技できるような環境だったり、人だったりというのをつくっていくことが必要だと私は思うのですが、

教育長、どうですか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

今部活動の視点からの学区制廃止、強豪校等への集約というふうなお話かもしれませんが、私結論から申し上げますと義務教育段階でやはり極端な特例、特色化を図ることは、本当に子供たちのためになるのかという視点で考えたときには決してそうではないというふうに思っております。義務教育は、ご存じのとおり国の定める指針に基づきまして、全国あまねくどちらでも普通教育を受けられる環境をつくるというのが義務教育の目的であって、水準の維持であります。極端な特色化というのは、私は決して高校進学後でも遅くはないというふうに考えてはおります。

もう一つ、学校の立場から申し上げますと、学校の部活動というのは校長の判断によりまして、子供たちの個性の伸長等を図るために設けられているものでございますけれども、現在ご存じのとおり全国的に部活動の地域移行が話題となっており、今取り組まなければならない状況になっておりまして、当町でも週休日、週末の部活動を地域に移行するために、どのような手段が取れるか検討しているところであります。そういう中で、例えば議員がおっしゃったような長距離をやりたい子供がいれば、将来的には長距離の受皿として町内の子供みんなが入るようなクラブがあった、スポーツ少年団があったと、そういうふうな環境をつくっていくことが今求められていることかなというふうに考えているところでございます。学校の規模が小さくなることによりまして、中学校体育連盟の特例を生かして合同チームの参加とか様々な手段を取っておりますが、最終的にはやっぱり地域に移行し、そしてそこで、ある環境で、子供たちが自分の本当にやりたいものを選択できるものをつくってあげるというのが今後求められる方策かなというふうに考えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 教育長のおっしゃる内容もよく理解したつもりではあります。何度も私の例ばかりを挙げて恐縮ではありますが、私自身小学校に歩いて1時間も通ったのに、高校は若松の高校に私は進学をして、やっぱり自転車で1時間も通っていました。生まれ持ったの定めなのかもしれませんが、多分学校という組織の在り方なのかもしれませんが、私は別な学校も私の選択肢の中にはありました。でも、当時の先生は、おまえが行ってくれないと学校が困るというような話がありました。教育長が言うように、中学校で特殊性を出すのが早いかもしれませんが、私たちの頃と違って、今の子供さんは成長早いですから、やはりもう中学校で特殊的な分野に入っていくことが私は決して早いとは思いません。やはりむしろそういった環境をしっかりとつくること、実は私の考えとしては、今もう多分学校は若松の進学校なりに生徒さんを送り出すことをよしと考えていらっしゃるのかもしれませんが、私は行って見て思いましたけれども、決して地元の学校が悪いわけではないです。むしろ地元の学校だからこそそのよさもあると思います。なので、今駅伝部の話をさせてもらったのですが、中学校の駅伝は1チーム5人なので、補欠や何かも含めて多分10人ぐらいの生徒が毎日走っています。

その人たちが高校に行くときに、多分強い学校に行きたいという人もいるとは思いますが、今の現状では。ただ、みんながもしも地元の学校に行って、みんなで高校に行って競技を続けたら、もしかしたらよそにない団結力だったり、よそにないまとまりがあって、実力以上のものを伸ばしていけるのではないかと私は勝手に思っています。そして、そこで学んだりした人たちが今度は次の大学や何かで競技をしたり、そうした後に今度は自分が指導者としてまた地元に戻ってくる。あるいは、地元で役場の職員になって、もう一回走りたいとか、いや、俺は農協入って走るのだとか、美里町はまた2位でした。やっぱり1位は石川町でした。学法石川高校が断トツ的に強いのかなと。美里町、もしかしたら私は1位になれるのかなと思って今回見ていました。いや、多分この先もうなれるのではないかと。子供たち自身も自分たちはやれる、なれるって思ってもいいのではないかなと思います。これこそまさに最高のまちおこしに私はつながると思うので、私がここで熱く語ったところで何かが変わるとは思ってはいませんが、教育長の考えを変えられるとも思っていないですが、何かこれからの美里町を少し違う方向から見ていただけたらと思います。一応、ではすみません。教育長に、これ、私の話に対してのお考えをいただけますか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ありがとうございます。櫻井議員の熱い思いは受け止めたつもりでございます。やはり進路選択というのは、これは子供たちの生涯にわたる大きな選択でございますので、ここに対して私どもがどうしろということは基本的にはないと思いますし、学校においても様々な進路の情報の提供であったり、その進路に進むための様々な支援は行いますけれども、意思決定はあくまでこれは本人であり、保護者である家族であるということになろうかというふうに思います。ですから、地元の高校を何かでみんな盛り上げて強くとか、そういうのも当然あっていいのかもしれませんが、それは自由選択の結果としてあるものであって、強制的にその選択を曲げてつくるものではないというふうに私は考えております。子供たちがキャリア教育も含めて、よりよい自分の人生の選択ができるように、学校と連携しながら今後も教育を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） どうもありがとうございました。

続いて、2つ目の質問をさせていただきます。ふるさと納税についてであります。答弁書を拝見しますと、寄附金だけの件数も今年は7件あって、前年よりも増えていらっしゃるという回答を見ました。この寄附金だけの返礼品ない分についてなのですが、その方々に対してどう使われたのか、何に使われたのかなどの報告やお知らせはしていらっしゃいますか。税法上の寄附金控除を受けるための寄附であったとしても、自分の寄附がどのように使われたのか、町のため、町民のためにどのように生かされたのか分かれると大変うれしいのではないかと思います。寄附したことでそうした喜びを感じられれば、また寄附しようという意識にもつながると思います。町の魅力とは、そういうところからも生まれるものだと思います。物や金品だけではなくて、気持ちというのも一種の返礼品になるので

はないかなと思うのですが、町としてはどのような対応をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 答弁、政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） お答えいたします。

まず、7件の件でございますけれども、これは実は返礼品はございませんが、何に使ってほしいということで要望をお聞きしております。例えば子育てに使ってほしいとか、産業振興なり、様々な今町のほうでありますので、大きな項目であります、それに使ってほしいということで、まずは取っております。その目的に従った使途で、翌年度になりますが、例えば今年であれば次年度、来年度の予算でそれを措置します。まず、そこが1点でございます。

寄附された方に、ではどういうふうに使いましたかというのをお知らせするべきだろうというようなことでございますが、これ実は1件1件、一人一人にやっているわけではございませんが、翌年度のホームページに例えば今年の寄附金はこれだけいただきまして、こういった目的で使わせていただきましたというようなことで広報なりホームページのほうではお知らせしておりますので、各個人に対しては一人一人お伝えするということは現在行ってはございません。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 7件ぐらいなので、一人一人に例えば何かお礼状だとか、そういったものを発送なりしたらどうでしょう。ホームページ掲載だけではなくて、何かその方個人に対してのアクションというのはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 少し説明不足だったのかなと思います。当然お礼状は、全ての方にお送りしております。町長からのお礼ということで、なおかつそこにまたお願いしますとか、あとはホームページ、さらには町のふるさと納税のサイトのQRコード、そういった情報なりを載せて、お礼状のほうについては毎年送っております。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 付け加えて答弁をさせていただきたいと思いますが、全てではないのですけれども、私必ず決裁をします。そのときに我が町出身ではないのですけれども、奥さんが出身だったということで、高額な寄附をされる方が中にいらっしゃいます。そういった方には私自筆で手紙を差し上げて、ありがたいことに本人からも返信のまた手紙が来たり、そういった中で交流をして、我が町をもっと知っていただいたり、そういった意味で我が町を応援していただければという思いで、私自身も全てではありませんけれども、自筆で手紙を書かせて、交流を持っているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 今の町長の話聞いて、安心しました。やはりそういった方々が一番のうち

の町の営業マン、PRをしてくれる方々につながっていくと思うので、ぜひ継続的にお願いしたいと思います。

返礼品の1位、馬刺しということで、去年と変わらないということなのですが、当町のホームページからふるさと納税にアクセスしますとふるさとチョイスという画面に移行しました。今朝の状況だと特産品である高田梅や身不知柿、ここにも何かちょっと答弁の中で出ていたのですけれども、そういったのはもう受付終了になっていました。説明には全ての返礼品が数量が限定となっていますというふうには出ていたのですが、せっかくの高田の特産、高田梅、身不知柿というところであれば、もう少し数の確保をしていただけないものかなというふうに感じました。あと、ヤフーのページだと馬刺しは全体76品目中の40番目にならないと出てこなかったのも、せっかく人気1位ならばもっと上のほうに、すぐばんと出てくるほうがもっとインパクトが与えられるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、お答えします。

まず、数量限定と期間限定の話をさせていただきます。まず、当然生ものでございますので、例えば身不知柿、もうだんだん終わる頃ではございますけれども、それをやはり通年というのはまず無理だというのはご理解いただけるかなと思います。あと、数量につきましても、ですから数量を限定するのではなくて、あくまでも期間を限定して受け付けているという点でございますので、例えば100セットとか、そういう切ってはございません。何月何日までご注文いただいたものということでやらせていただいております。それが1点でございます。

次に、サイトの順序、これは幾つか選ぶ方法がございまして、例えばトップ順に並べるとか、いわゆる人気順に並べるとか、インターネットのサイトのほうである程度自分で検索できます。そういった順序になりますと、自分が例えば美里町では何が一番今人気があるのか、そういったこともできますので、それはサイトの中で検索できるような仕組みになっておりますので、そういったことで御覧いただければなと思っております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） それでは、事についてなのですが、いろいろな答弁の中にあたりはしたのですけれども、この体験ツアーなんていうのも本町を訪れていただくには最高の手段なのかなというふうには思います。でも、体験だとなかなか1回はいいとしても、2回、3回と繰り返しというのはなかなか難しいことが多いのかなって思うので、例えば滞在型のツアーや季節ごと、春、夏、秋、冬それぞれに参加できるような企画、それとあと4つ全部来たら特典がもらえるような、そんな企画などを考えていただけるとさらに人が増えてくるのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） まさに議員おっしゃるとおりだと思います。先ほど全職員に対して

今そういった調査なりを、今アイデア募集をしているところでございますが、そういったご意見、同じような意見多数ありました。当然一つ一つつくらなければいけないですので、課題もあると思います。やはりこういった滞在型にしますと町に滞在していただきますので、長期間。そこで町である程度消費だったり、町を知ってもらいますので、その中で関係人口だったり深めることができますので、非常にこれはいいアイデアかと思っております。あとは何をするのかというようなことで、今度はメニュー出しになりますので、当然これにつきましては担当の産業振興課とかいろいろ協力しながら、いろいろ魅力的なことであります。最近では出たのが、ぜひ向羽黒山城跡のツアーはどうだとか、そういった具体的な意見も職員のほうから上がっていますので、そういったことも併せながら、さらには農業とかいろいろ組み合わせれば、美里にもまだまだすばらしいのがこれからできると思いますので、一つ一つ発掘しながらいいメニューをつくっていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） ぜひお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、先ほどからすみません。同じようなことばかり言うのですが、高田中学校の駅伝部は全国にもう名をとどろかせていますので、高中グッズを何か作成して、みんなで応援するような雰囲気もつくってほしいなと思います。今回総務かな、窓口に行ったときに、背中に高田中学校のだろうと思うカレンダーが貼ってあって、すごくいいなというか、引きつけられました。なので、そういったオリジナル性の高いやつをどんどん作成して、町を盛り上げてほしいと思います。

私は以上です。

○議長（大竹 惣君） これで櫻井幹夫君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（大竹 惣君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認め、本日はこれで延会いたします。

延 会 （午後 2 時 5 8 分）

定 例 会 1 2 月 会 議

(第 3 号)

令和 5 年会津美里町議会定例会 1 2 月会議

議事日程 第 3 号

令和 5 年 1 2 月 6 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

１番	櫻井幹夫君	９番	洪井清隆君
２番	小柴葉月君	１０番	堤信也君
３番	荒川佳一君	１１番	鈴木繁明君
４番	山内豪君	１２番	横山知世志君
５番	長嶺一也君	１３番	横山義博君
６番	村松尚君	１４番	根本剛君
７番	小島裕子君	１５番	根本謙一君
８番	星次君	１６番	大竹惣君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子弘君
政策財政課長	國分利則君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君
生涯学習課長	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
事務局次長 兼総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第5号、6番、村松尚君。

〔6番（村松 尚君）登壇〕

○6番（村松 尚君） それでは、通告に従い、3問質問させていただきます。

質問事項1、今後の農業の考え方、オーガニックビレッジに対する考え方について及び今夏の猛暑での農作物に対する影響についてであります。先般、所属する会津農業振興議員連盟の総会において、現在、生産振興審議官をされている方の基調講演を拝聴しました。その講演では、食料・農業・農村基本法の検証及び今後の展開方向と、審議官の私見ではありますが、会津農業が進むべき道と題した内容であり、非常に共感をいたしました。現在の国としての考え方、方向性、また会津地域での農業が歩むべき選択が凝縮されたすばらしい講演だったと感じます。農業従事者の減少、国内、国際市場の変化、各国との農業所得の違いなど、多くのことを学ぶ時間となりました。当町においても認定農業者の減少や担い手不足など、農業に対して多くの課題が山積していること、また、講演の最後にオーガニックビレッジに対しての話もあったことから、以下のことについて伺います。

1点目、町として持続可能な農業とはどのようなものと考えているのか、また課題は何か伺います。

2点目、有機農業産地づくり推進事業、オーガニックビレッジに取り組む市町村は、8月31日時点で全国91市町村であります。本事業に対し、町でも構想案を考えていると聞き及ぶが、様々な課題などで今年度は見送りとなったと関係者から伺った。町として現在までの経緯、課題は何だったのかを伺う。

3点目、9月会議でも質問しましたが、猛暑の影響での農作物の調査結果をお伺いします。

質問事項2、町外中学校に通う生徒の状況と現状の取組について伺います。先般、地元中学校ではなく、会津若松市の中学校に通学させているという保護者の方に話を伺いました。地元の中学校より学習環境や進学に有利とされる中学校を選択される保護者の方が年々増加傾向にあると考えます。町として教育現場での課題、また保護者向けのアンケートなど、進路に対する情報の把握に努めるべきと考えますが、現在の取組を伺います。

質問事項3問目、観光に対する考え方、取組についてであります。10月開催のワインフェスでは、初日は天候が悪かったが、2日目は快晴ということもあり、多くの方々の来場風景を目にしました。会場周辺には多くの旗や看板が立てられ、近くでイベントが開催されていることが一目で分かるイベ

ントであったと思います。これは、観光協会をはじめとした関係団体の思いが実を結んだものと考察します。そこで、これからの観光誘客に対する考え方、取り組み方について伺います。

1点目、町内を車で走ると観光看板の劣化や設置の必要性がある場所も見受けられるが、看板の修繕や修正、新規での設置の取組はどのようになっているのか。

2点目、インバウンド需要の対策や観光地の景観整備の必要性、観光客に対しては、町としてのおもてなしも必要と考えるが、見解を伺います。

以上3問、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 6番、村松議員の一般質問にお答えいたします。なお、町外中学校に通う生徒の状況と現状の取組につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、今後の農業やオーガニックビレッジに対する考え方及び今夏の猛暑での農作物に対する影響についてであります。1点目の持続可能な農業の考え方と、その課題につきましては、本町において持続可能な農業を実現するためには、まずキュウリやトマトなどの収益性の高い作物の作付により農業経営の安定化を図ることが必要であると認識しております。米価の値上がりが期待できない近年において、水稻に依存しない複合経営を推進し、米以外の作物でもしっかりと収益を確保することが重要であると考えます。また、持続可能な農業の実現に向けての課題としましては、新規就農者などの担い手の確保が挙げられます。農業者の高齢化により、今後離農者が増加し、担い手が急速に減少することが想定されます。そのため、町では、現在策定を進めております地域計画において、農業者との意見を交わしながら、多様な担い手の確保や持続可能な未来農業について検討していきたいと考えております。

2点目のオーガニックビレッジ構想の経緯及び課題につきましては、オーガニックビレッジ構想は、有機農業の生産から消費まで一貫した取組を支援するもので、農業者のみならず、事業者や消費者が参画し、集荷体制や学校給食での活用など、有機農業の推進に係る体制構築について市町村が主導で取り組むものです。昨年からの事業の活用につきましては、農業者から要望があり、事業申請について検討してまいりましたが、有機農業に取り組んでいる方々の考え方の相違や、有機農業について慣行栽培の農業者も含め、地域全体での意識醸成が必要であると判断し、事業申請を断念したところであります。有機農業を推進する場合は、生産者が少ないことから、十分な生産量が確保できず、販路が限定されることが課題であり、また慣行栽培より手間がかかるというイメージがあるため、なかなか生産者が増えないのが現状となっております。しかしながら、国においても、みどりの食料システム戦略の中で有機農業の取組面積を2050年までに100万ヘクタールとする目標を掲げ、力を入れているところでありますので、町といたしましても、様々な課題がある中で有機農業への理解を深めることを最優先に取り組んでいきたいと考えております。

3点目の猛暑による農作物の影響につきましては、まず水稻については、コシヒカリやひとめぼれを中心として胴割れや白未熟米が多く、1等米の比率について例年9割程度だったものが2割下がり、7割となったところであります。園芸については、高温や水分不足により実の変形や花芽の落下、作物によっては栽培適温を超える猛暑の連続であったため、収穫を早めに打ち切ったことにより、収穫量は全体的に昨年に比べ1割程度減少となりましたが、市場の流通量が減少したため、高値で取引され、総体的に販売額については例年並みとなっております。地球温暖化の影響により今後も渇水や高温への対策が必要となることから、町といたしましては、関係機関と連携し、農業者の皆さんへ気候変動に対応した農業技術の情報提供を引き続き行ってまいります。

次の観光に対する考え方、取組についてであります。1点目の観光看板の修繕状況につきましては、一般社団法人会津美里町観光協会への補助金の中で、看板の新規設置や修繕による更新を計画的に実施しております。また、幹線道路や鉄道周辺など主要となる看板の修繕につきましては、町が直接修繕を行っております。

2点目のインバウンド対策と観光地の景観整備及びおもてなしの必要性につきましては、現在インバウンド対策としてホームページやパンフレットの多言語化を進めておりますが、看板やトイレ表示などの受け入れる側の多言語化については、遅れている状況であります。今後も情報発信の多言語化を推進しつつ、まずは受入れ態勢の整備として、外国人が比較的多く訪れる本郷インフォメーションセンター周辺のサインの整備から取り組んでまいります。また、観光地の景観整備につきましては、向井羽黒山城跡を例に挙げますと、土塁などの見どころが草で覆われないように計画的な草刈りを行うとともに、二の丸展望台の見晴らしがよくなるように支障木を伐採したところあります。その他の観光資源についても、観光協会が中心となって可能な限り景観の整備に努めております。このような、本町を訪れる人々に気持ちよく本町の魅力を楽しんでいただくことが何よりのおもてなしであると考えております。受け入れる側として、接遇の向上はもとより、景観の整備やトイレなどの施設を清潔に保つなど、おもてなしの精神が目に見えて分かるように、観光協会と連携しながら取り組んでまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 6番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

町外中学校に通う生徒の状況と現状の取組についてであります。令和5年度に町外の中学校に在籍する生徒は、中学1年生12名、2年生2名、3年生12名の計26名であります。また、各小学校で実施している調査等から、令和6年度に町外の中学校への進学を希望している小学6年生は、現在12名おります。毎年受験者数、合格者数は異なりますが、町外にある中学校への進学希望者が年々増加傾向にあるとは捉えておりません。また、県立及び私立中学校への進学につきましては、本人や保護者

の希望を尊重すべきものでありますが、町教育委員会といたしましては、小中一貫教育を推進し、町立小中学校のさらなる魅力化を図るとともに、よりよい学級集団づくりを目指し、教育行政を推進してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、1 問目の 1 点目であります。確かに持続可能な農業を実現するためには収益性の確保という部分は非常に必要になってくる部分だと思います。農業経営を安定化するためには、やはり収益性の高い農作物を出荷するということは必要なのですが、ただやはりそれも高齢化であったり、様々な問題でなかなか転作、そういったものもできないところもあります。町としては、しっかり高齢化が進んでいっているという現状は把握しているということは分かるのですけれども、特に水稻、米に関して主でやっていらっしゃる方、こちらは当然会津美里町を見れば田園風景が広がっているわけであって、そういった方々が自分の代は何とかやるけれども、子供たちにはやらせられない。これは、恐らく担い手というのは今後あと20年くらいはどんどん減っていくものだと思っております。それを見据えた上で、特に米でやっている方々に対してどういうふうに移作を進めていくのか、高齢化が進んでいる中でどういうふうをお願いしていくのか、その辺は町としてどのようなお考えなのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問にお答えさせていただきます。

町としましては、まず高齢化がこれから進んでいく、担い手が減っていくのではないかとこのところがありますので、当然ながら新規就農者を増やすということで、そういうところに対して、増やすための支援制度の充実ですとか、そういうことで取り組んでいくというのがまず 1 点でございます。それからあと、特に水稻につきましては、今地域計画の策定ということで、各地区、集落、50集落、既に第 1 回目は主に 7 月、8 月で50集落を訪れまして、いろいろ地域計画の策定の話をしていますが、やはりその地域計画策定することによって作業効率が上がるように土地の集積、集約、そういったものでできるだけ土地とかを、農地などをまとめて効率を上げて作業するとか、そういったようなところで今現在そこに力を入れて取り組んでいるところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 確かに集約という部分は分かるのですけれども、なかなか根本的な解決策ではないように思われるのです。当然平場であればある程度の集約であったり、そういったものは見込めるのかなと、お願いすれば何とかなるのかなという感じは受けるのですけれども、中山間地域、特に山沿い、そういったところはなかなかそれにやっぱり高齢者の方々も多い中で、その集約という部分は非常に難しいであろうと。そういったところでなかなかそういうところで転作にまではいかない、私の代までは水稻やるけれども、私が終わったら終わりだと。中山間地域なんかではどういった意見

が出ているのか、その辺教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 特に中山間地域につきましては、やはり本当に平場であれば基盤整備とかしてありまして、効率的作業はできるような環境にあります。そこまでいっていないところにつきましては、やはり米もこのままでは当然なかなか担い手にお願いすることもできないと。そういう中でどうしたらいいかというところで、やはり例えば本当に畑のような形にして、土地利用型のような、ソバをまいたりして、ソバとか、そんなものであれば何とか担い手のほうにお願いできるのではないかと、あと基盤整備みたいなものも何とかすることはできないかと、そんな話が出ておりました。いずれにしても地域の方と一緒に話し合いなどをして、今後そういう課題の解決につなげていきたいという、そういう取組を今行っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 確かに中山間地域というのは非常にやっぱり大変なのですね、平場と違って。やはり国としても水稻というのはもうそろそろ限界があると。やはり収益性の確保の観点から様々な補助であったり、今、先ほども私質問の中でも話しましたが、やっぱり市場が少しずつ変わってきているのです。この前の講演会なんかでも講師の先生もお話ししていましたが、やはりメード・イン・ジャパン製の日本製の果樹であったり、そういったものが外国では重宝されている。ただし、それには非常に手間がかかる。生産するまで、出荷までのどうしても手間がかかってしまう。そういったところに高齢者の人たちが手を出すことがなかなか難しい。ただし、できればそういうところにチャレンジしていただきたいというような中身だったのですけれども、実際これ現実問題、体が衰えてくるとなかなか私たちの世代、実際問題、持続可能とは言えますけれども、本当に今認定農業者もどんどん、どんどん減っています。そういったところを見るとどういった施策、どういった意見、様々な意見が出ると思います。中山間であったり、平場であったり、これはいろんなご意見、農業者の方々出ると思いますけれども、ただ町としては、町だけではどうしようもないのですね。結局最終的には国のほうである程度農業政策を打っていただかないと、町だけではどうしようもないと。ただし、やはり美里町として農業がやっぱり魅力的である、新しく新規就農をする上で非常に魅力的であるというような、一つの魅力として何かしらの様々な、今も当然様々な補助制度やっていますけれども、もっと手厚い補助制度であったり、農家の方が高齢になったときに素直に、後継者も十分いるような、新規就農したいという方が出るような、ただそのためにはやはり収益性なのです。そうすると、私先ほど言ったように水稻はやはり値段がもう限界があると。そういった中で、この水稻という部分をクローズアップした場合、町として実際問題、今課長も答弁ありましたけれども、この先10年、20年先を見据えて考えていった場合、農業の中の特に水稻という部分を守るすべが、現在どういような形で守っていこうとお考えなのか、その辺のお考え教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 確かに水稻につきましては、本当に守っていくためにはやはり効率ですか、作業効率を上げるということが大切だと思いますので、当然機械ですか、そのためには高性能の機械を導入に対する支援するですとか、あとはドローンとか使いますと3反の田んぼでも本当にあっという間に農薬、除草剤の散布などが終わるということで、やはりハイテク、土地というのですか、本当に土地の集積、集約と高性能な機械、それによって効率を上げる、そういう取組が必要ですので、そういったものに対する支援なども充実していかなければならないと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 確かに時代の流れで非常に高性能なものというのはどんどん出てくるのかなと、これから先もどんどん日進月歩で出てくるものではないのかなと思うのですが、やはりそれには非常に大きな金額がかかってきます。また、先ほど町長からの答弁でもありましたけれども、水稻に米の米価の値上がりが期待できないと、やはりこれから先、米価の値上がりが期待できないというところで、なかなか機械を購入するその一歩というのも非常にハードルが高いのではないかなと思います。実際問題こればかりは、その年の米価というのは秋口になってみないと分かりませんので、早い段階で分かる安定したものでもありませんから、確かに非常に難しいと思いますけれども、私もこの質問を練っている中でこの水稻というものに関しては非常に難しい。しかし、美里町を走ってみれば田園風景が非常に広がっている。だから、メインになっている水稻という部分を考えると、これからの水稻をどう守っていくのか、そういったところを今回、町の考え方をお伺いしたいなと思って質問させていただきました。実際この問題に関しては今すぐ結論が出る問題でもありませんので、1問目に関してはこの辺で今回は締めさせていただきます。1点目はこれで結構でございます。

2点目でございます。2点目、オーガニックビレッジ構想であります。今ほど町長のほうから考え方の相違であったり、地域全体での意識醸成が必要であるということで、事業、今回の申請を断念したということでもありますけれども、取り組んでいる方々の考え方の相違という部分は比較的話合いであったり、様々なことで修正は利くのかなと思いますけれども、地域全体での意識醸成という部分の必要性という部分は今後どういうふうに意識醸成を行っていくのか、その辺のお考えを伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 有機農業等についてですが、ここにつきましては、今有機、今JASを受けた農業者という方は町全体で9名でして、あと環境保全型の農業ということで、化学肥料等5割低減すると、そういう取組をしている人も全部を含めても15件ぐらいということで、やはり有機農法の情報発信ですとか、講演会の開催ですとか、そういうことを開催しまして、そういう有機農業とか、そういったものに対する理解を深める取組を行う必要があると考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうすると、ある程度地域全体での意識醸成が育ってこない限りは、このオーガニックビレッジ構想には参画しないという考えでよろしいのか。どこを起点としてオーガニック

ビレッジ構想、これ途中まで私もお話を伺う限りでは今年度ある程度のところまでやっている内容なのです。それを考えると、事業申請を断念した理由というのが一つの地域全体での意識醸成という部分を挙げていらっしゃる。それを挙げていらっしゃるということは、地域醸成がある程度本当に上がってこないと取りあえず申請はしないという考え方でよろしいのか。その辺の申請基準の、どこまでいったら申請するのだという、例えば団体同士の取り組んでいる方々の考え方がうまく合致した段階ですぐ申請を出すのか。ですけれども、断念した理由の中には地域全体での意識醸成という部分をうたっていますので、町全体として、町民の方々に意識が根づいてきた段階での申請となるのか、どの辺での判断基準としているのか、その辺を伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問につきましては、まず団体というのですか、それぞれの意見がちょっと相違した団体がある程度まず意見とかを、方向性を同じにしてある程度理解していただくということがまずは大前提だと考えています。それから、あとは今完全な有機ではありませんが、環境保全型農業などもやっている方いますので、そういった方も、では有機農業やってみようかなとか、少し取り組んでみようかなとか、そういうような思いが、今のやっている方だけではなくて、もうちょっと膨らんでくれば、オーガニックビレッジの申請というのもできる環境になるのかなというふうには考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうすると、地域全体というよりは、ある程度オーガニックビレッジを理解してくれる人がある程度集まったら申請を出すというような考え方でよろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） もともとオーガニックビレッジの宣言というのは、ある程度町としてオーガニックを進めますよということで大々的に盛り上げて、さらにオーガニックを進めていきたいと思いますということでもありますので、ですからやはり町全体まで、町全体がということはなかなかそれは無理だと思しますので、ある程度そういう意識の醸成ができてきたらオーガニックの宣言をして、そしてさらに盛り上げていくと、そういうイメージを持っています。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、確認ですが、今年度に関しては事業申請は断念したということで、この中でちょっと、お話を伺っている中でもあったのですけれども、様々な方々が今回の申請に向かって歩みを進める中で様々な方が入っていらっしゃるところでありますけれども、確認したいのは、取りあえず今年度に関しては全て白紙、一旦全て白紙という基準で、例えば次年度に向けて、次年度再構築で一から積み上げていくという判断なのか。それとも、今年は宣言できなかったけれども、そこら辺はうまく話をしながら、うまくそのまま今の、今年度ですか、辞退した段階の人たちを中心に次年度、そこにプラスアルファで人が集まってきた段階でやるのか、取りあえず一回一旦

白紙にするのかどうか、そこだけ確認させてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今年度につきましては、やはり内容的にも本当にまだちょっと未熟な段階といたしますか、あくまで素案の素案を作ったぐらいの段階ですので、ですからまずそれは一回置いておきまして、それからやはりオーガニック、こういったものをやりたいというような方の意見を聞いて、話なんかも聞いて、オーガニックビレッジを宣言するにも、こういった体制でやっていくか、こういった方が参画するかということまで必要になっていきますので、その辺も整理して、今年度はもちろん無理ですので、来年度以降、あと講演会などもやりながら、皆さんの意識の醸成というのですか、そういったものを図りながら、申請時期を決定していきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） そうしますと、取りあえず今の課長のお話であれば一旦は白紙であると、全てにおいて、素案中の素案みたいなものは出たけれども、取りあえずそれも一旦ほぼ白紙にして、これからこういった方々が、その意識の醸成に対していろんな方々が入ってくる中で一から積み上げていくと、その答弁という確認でよろしいのか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまのご発言のとおりです。私も同じようなことで考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 分かりました。では、ぜひとも、確かに私もこれ当日いただいたのですけれども、2050年度までの有機100万ヘクタールの実現に向けてということで、今、8月31日時点、91市町村ということで、決して悪い事業ではないと思いますので、ただ、それに参画する、やはり公平性を持った上でしっかりと様々な方々が話し合えるような、そういった場で一つ一つ積み上げていくことがやはり持続的にそういったものを進めていける基になるのではないかなと。やはり焦ってやるというよりは、先ほど課長からも答弁ありましたとおり、やっぱりしっかりとしたものをつくることによって持続的にやっていけるものだと思いますので、その辺はしっかりとお願いしたいなと思います。2点目もこれで結構でございます。

3点目であります。3点目、これに関しては、先般はこれから調査するという話でしたので、その調査結果という部分をお伺いしました。確かに今般の猛暑というのは、これはなかなか自然現象は私たちの下では推しはかれないものでありますので、ただやはり農家の方々、その分高値で取引されたものもあって、ある程度販売額に関してはほぼよかったのかなと。しかし、この中でもやはり話になるのは水稻関係というものが大きくダメージを受けたのかなと感じます。これにつきましては、町長からの答弁もありましたけれども、やはり情報提供、これからしっかり行っていただきたいと思います。すが、気候変動に対して農業技術の情報提供であったり、そういったものを町としてはどういうふう

に、関係機関と連携しという部分もありますが、町としてもどのような方法で周知していくのか、もし気候変動、急激な気候変動等があった場合、どういうふうな形で情報提供していくのか、その辺の情報提供体制を教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 情報提供につきましては、当然町のホームページとか、あとは今年、来年と集落座談会で、最終的に地域計画の84集落を目標としていますので、そういったところを複数回訪問しますので、そういった中でも直接お話ししたりとかしていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） しっかりとその辺、気候変動等があった場合、相手側の、聞く側の要望等もあるでしょうけれども、迅速に情報提供していただくということが肝要かなと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

それでは、2問目に入らせていただきます。2問目、中学校、昨日同僚議員も学校関係の質問されていましたが、私も今回正直なところ、町外の中学校に通う生徒がどのくらいいるものだろうなど。というのは、私の時代……それこそ私の時代になってしましますが、私の時代にはいなかったのですよね。私の子供たちの世代でも正直いなかった。今見ると12名ということで、多少なりともいるのかなと感じております。ただ、これというのは、少子化が進んでいく中で、子供に対して親御さんが、これは一概に子供たちが望んでいるのか、親御さんたちが先を見据えてそういうところに行きなさいと言っているのか、これはなかなか分かりません。家庭、家庭によって学習の方法であったり、考え方というのはまた違いますけれども、ただ少なからず子供1人に対して親御さんがかける費用という部分は、確かにある程度金額が右肩で上がりました、昔に比べれば。そうすると、子供の数が減ってきてかかっているお金が増えているということは当然やはり塾であったり、そういったところに行かせるようなことが多くなったのかなと。その結果というものが早い段階でやはり塾であったり、そういったものに行く、そういった子供たちがやはり若松市内の中学校であったり、私立の当然中学校もありますので、そちらのほうに行くというような傾向も見えらると思うのですけれども、これから確かに右肩上がりで上がっていくということはないのですけれども、1つやはり怖いのは地元では学力が補えないのではないか、二極化になってしまうような、うちはこうしたいから、子供たちはこういうところに行かせたいからというのが早めに道づけをしてしまうことによって、そういった中学生のお子さんが出てくるのではないのかなという部分を危惧するのですけれども、その辺は所管としてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

全国的に中学校受験というのは盛んに行っているという実態がございます。例えば東京都なんかですと約25%が私立に進学するような実態がございますので、全国的には7%程度と聞いております。

今般たまたまある中学校に進学すべき子供が町外にある中学校受験して合格して、非常に合格率も高かったことから、こういう結果になって、今議員ご心配の事案が生じているというふうに理解しておりますけれども、私は根本的には議員がおっしゃったように、経済力による学力の二極化が起こってはいけないというふうには思っております。先ほど話題になりました「学力」の経済学なんて本を書いた方がいらして、全国的に一時話題にもなりましたが、やはり教育というのは、経済力にかかわらず、全ての子にあまねく平等に施さなければならないものであるのは当たり前でございますから、ただ、親の選択として、子供の選択として、自分の将来を見据えてよりこれが有利だろうというふうに思う動きは止めることができませんので、これについては親御さん、子供さんの選択の結果ということで、私どもは認めていかななくてはならないというふうに思います。議員おっしゃるとおり、やっぱり地元の中学校にいては学力が身につかないという、この状況は当然解消すべきものでありますし、あればですね、あってはならないものでもありますけれども、ただやはりより進学に有利な中学校であったり、そういう教育機関に進みたいという保護者、子供の願いは尊重すべきものかなというふうには考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 今からすると2週間、3週間ぐらい前ですか、今中高一貫、安積高校、始まります。その説明会でとある先生が会津のほうに、南会津も説明会来たと。南会津では5名程度だったかなと、若松市で50名程度というようなお話伺いました。教育長がおっしゃるとおり、やはり二極化は避けなければならないのですけれども、子供が少なくなっていて、家庭環境がある程度潤沢であるご家庭という部分がそういった二極化のほうにいつてしまう傾向が出てしまうのかな、確かに止めることはこれはできないです。ご家庭で決めること、子供さんが決めること、止めることはできないのですけれども、確かに子供さんたちが学力だけ、将来的な部分を早い段階から見据えてしまう。あまりにも早い段階で見据えてしまうことによって、将来何になりたい、これになりたい、ここの大学に行きたいという部分を早い段階で引き算してしまうことで、やはり親御さんも例えば子供が塾に行きたいと言ったときに、行かせられるのであれば塾に行きなさい。その結果になって、結局は地元の中学校ではなく、町外の中学校を受験しよう、そこで合格する。実際これ1人程度であれば、まだ中学校で、小学校から中学校に変わるときに1人程度であればまだそんなではないのですよね。これが複数人、例えば同級生80人とか、90人ぐらいのところでは5人ぐらいが一気に例えば町外の中学校を選択して、行くようになってしまうと、その子たちとの関わりというのはやっぱり少し少なくなってしまうわけです。そうすると、やはり地域に対しての、地元の中学校で育むべき、中学校時代に育むべき地元愛であったり、地元に対しての思いであったりという部分がどうしてもやっぱり希薄になってきてしまう。そういったものがやはり将来的には地元に戻ってこないとか、そういうようなところにも結びつくのではないかなと思うのですけれども、やはりただこれも根本的な解決策というのは正直なところなかなか見つかりません。ただ、やはり魅力的な、中学校が魅力的に感じるような

中学校という部分をしていかなければならない、運営していかなければならないと思うのですが、その辺、魅力のあるような学校運営をする上では何が必要かという部分、ちょっとお伺いさせてください。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

一概に魅力といっても、これは誰がどういう部分を魅力と感じるかというのは非常に難しいわけがありますけれども、私ども教育行政推進する者といたしましては、皆様方にご提示申し上げている次代を担う人材育成プロジェクトの中でも、やはりこの町を愛する子供を育てなければなりません。そのためには、幼少期からこの町の様々な人のよさであったり、教育資源であったり、そういうものを享受しながら学ぶ環境をつくってやるというのが一番大事だなと思っています。そのために今小中一貫教育を進めておりますし、こども園を中心としました幼児教育との連携も進めております。その過程においては、地域学校協働活動を盛んにしながら地域のご支援を受けながら結びつきを強くする、そういうふうな営みも始めているところでございますので、そういうことを通しまして、子供たちがこの町から離れていく前に、少しでも地域のよさ、会津美里町のよさを享受できるような教育をこれからも進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 確かに魅力的といっても、何が魅力かというのは個々の判断にもよる部分でありますので、ぜひともやはり子供たちが地元の中学校に残りたいというような、これは逆算すれば例えば小学校時代とかの話になってしまうのかもしれないですが、ぜひとも一人でも多くの生徒が地元の中学校に残っていただけるような、そういう魅力あるような中学校づくり、運営のほうに力を注いでいただくようお願いいたします。2問目は以上で結構です。

3問目であります。観光に対する考え方です。観光に対する考え方、確かに多言語化であったり、の推進という部分であります。確かに看板を見ると外国語が記載されていなくて、なかなか分かりにくいと、昔ながらのという部分もあり、確かに計画的にやっていくことも大切なのですが、やはりある程度力を注いで、計画的ではなく、もっとスピード感を持ってやるべきだと思いますけれども、その辺お考えを伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

スピード感を持ってというご質問ですが、確かに看板もたくさんありますので、計画的に修繕しているところもありまして、一度にみんなというわけにはいかないと思いますが、確かにインバウンドの方が来ているところというのは、例えば向羽黒山城跡とか辺りは来ていますので、そういうお客さん来ているところについては、そういった視点も持って修繕していきたいと思っています。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） そういったところで、多く外国人観光客が訪れるような場所を優先にぜひとも修繕を進めていただきたいと思います。1 点目は以上でいいです。

2 点目です。2 点目の町としてのおもてなしという部分が、必要性という部分をちょっとお話しさせていただきましたが、やはり外国人の方々が日本に来て一番困るのが現金の問題です。カードで支払いができない、電子マネーで支払いができない、そういったところ、やはり町としてもインバウンドに力を入れる上では、そういったカードの読み取り機の導入の推進であったり、そういったことという部分がないとなかなか難しいのではないかなと思うのですけれども、その辺のお考え、インバウンドの外国人観光客の利便性という部分の向上を考えた上でどういったお考えをお持ちか伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまのおただしにつきましては、これはちょっと全国商店街アンケートの調査なのですが、全国で見ましても、商業者の高齢化によりまして、なかなか電子決済の必要性を感じていない方が少なくないというような調査結果も出ております。そういう中で、無理に進めるというのは非常に困難だと思うのですが、電子決済の必要性というものを、やはり商工会等と一緒に商店のほうに周知は行っていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） あと外国人の方々が美里町、当町においでになられたときにやはり例えばちょっとした物ですよ、美里由来の物、何があるのかは何とも言えないですけれども、そういったものを例えば来町記念にお配りするような、これはもう皆さんではなくてもいいと思うのです。外国から来られた方を対象にそういった意味でのプラスアルファ、当町に来ていただいた思い出というものを思い出していただくためにも、そういったもののプレゼントというのか、それをおもてなしというのか、何とも言えないですけれども、そういったものも必要ではないかなと思うのですけれども、その辺伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 外国人に来ていただくための観光誘客の方法ということだと思いますが、それにつきましても、やはり外国人の方が来ていただいて、この町に来てみてよかった、また来てみたいというふうに思っただけのようなことは大切だと思いますので、それは物がいいのか、それとも接し方がいいとか、いろいろあると思いますので、それにつきましてはいろいろ考えていきたいと思っています。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 昔はちょうちんであったり、ペナントであったり、記念品みたいなのがよく友達の家遊びに行くとあったりしました。そういったところで、外人の方に美里由来のものを何かしら飾っていただけるようなものが小さくてもいいので、思い出していただけるようなものがあれば、

ああ、またあの町に行ってみようかなと、あれからどうなったかなと思っていただける一助にもなると思いますので、ぜひともそういったところは前向きに検討していただいて、やはり行動に移していただきたいなと思うのですけれども、最後にその辺伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 本当にそういったことも大変参考になる意見です。あといろいろ手法というのは、例えば外国人向けのクーポン券発行するとか、いろんな方法があると思いますので、その辺は調査研究させていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時53分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

次に、通告第6号、2番、小柴葉月君。

〔2番（小柴葉月君）登壇〕

○2番（小柴葉月君） 議席番号2番、小柴葉月です。

質問に入る前に通告書の訂正をお願いいたします。2ページ目の④、3行目になります。地域学校共働活動の「共働」という字を、協力の「協」に「働」という字に訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

では、質問に入らせていただきます。3月定例会から続く内容を質問する予定でありましたが、町民から早急に解決しなければならない内容の意見が寄せられたので、以下3点につき質問いたします。

質問事項1、地域コミュニティと社会教育について。平成18年に教育基本法が60年ぶりに改正され、17年が経過しました。教育基本法とは、終戦直後、民主的で個人が尊重される国家、社会を建設するためには教育の力が大きいということでつくられたものです。戦後60年がたち、学校だけではなく、家庭や地域社会など様々な分野の教育力が重要だという考えが盛り込まれました。平成29年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置が努力義務となり、本町では、地域とともにある学校づくりと幼小中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクトを掲げ、令和4年度から町内小中学校全7校で設置されました。

（1）、教育の種類別性格の考え方について4点伺います。①、なぜ今学校運営協議会を設置したのか。本来教育は、教師が担う学校教育だけではなく、地域が担う社会教育と保護者が担う家庭教育の3つが合わさって行うものであるが、そのバランスが大きく学校に偏っていたからではないのでしょうか。

②、教育基本法では、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生

を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。つまり生涯学習の中に学校教育、社会教育、家庭教育が含まれていると考えますが、所見をお伺いします。

③、社会教育は、学校教育と異なり、人々の学習ニーズに即した幅広い学習内容を持っており、「個人の要望や社会の要請にこたえ」、「国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」と教育基本法で規定されています。つまりそれぞれの自治体で社会教育の内容が異なるものと考えますが、町当局では社会教育をどのように解釈しているのでしょうか。

④、地域とともにある学校づくりと幼小中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクトの施策2にある地域学校協働活動とは、社会教育団体などの地域コミュニティが学校支援や子供の学習支援、まちづくりといった活動を通して社会教育に貢献する仕組みであると理解していますが、所見をお伺いします。

(2)、地域コミュニティの重要性について3点伺います。①、文部科学省が出している地域学校協働活動パンフレット（令和元年7月）発行の1ページに、「従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実、地域課題解決に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となります」とあります。現在本町で社会教育関係団体として認められている団体は幾つあるのでしょうか。

②、社会教育において地域コミュニティの存在が重視される中で、社会教育関係団体の強化が必要と考えます。町当局では、社会教育関係団体に対してどのようなサポートをしているのでしょうか。

③、現在まで社会教育関係団体の申請に来た団体のうち不認定となった団体は幾つあるのでしょうか。また、なぜ不認定となったのでしょうか。

質問事項2、文化祭の開催方法について。11月上旬、3地区で町民文化祭が開催されました。コロナ禍で自粛していたステージ発表も復活して、町民にとってやりがい、見応えのある文化祭になったと思います。ここで2点伺います。

①、3年前に比べて来場者数はどのように変化しているのでしょうか。

②、文化祭は各地区の実行委員が主催していますが、町当局ではどのように関わっているのでしょうか。

質問事項3、資源ごみの回収について。現在ごみの問題は、全国的な課題であり、分別やごみの削減のみならず、ごみ出しができない高齢者の存在など幅広く取り上げられています。そこで、2点お伺いいたします。

①、令和5年3月発行、広域圏だより第44号に令和3年度ごみ質検査結果が掲載されており、燃やせるごみのうち約54%の資源物が含まれているとありますが、当町ではリサイクル率が年々向上しています。これについて町当局の見解をお伺いいたします。

②、今年度予算では廃棄物収集運搬委託料9,419万5,000円計上されていますが、各ごみの回収は年に何回あって、1回の回収につき幾らかかるのでしょうか。

以上、与えられた時間内において再質問させていただきます。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 2番、小柴議員の一般質問にお答えいたします。なお、地域コミュニティと社会教育について及び文化祭の開催方法についてにつきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

資源ごみの回収についてであります。1点目のごみ質検査結果と本町のリサイクル率に対する町の所見につきましては、まず令和3年度の環境センターにおけるごみ質検査結果では、燃やせるごみの中に紙、布類が38.5%、プラ製容器包装類が15.9%、合わせまして約54%のリサイクル可能な資源物が含まれておりました。本町のリサイクル率は、令和3年度が15.1%と、町一般廃棄物処理基本計画の数値目標14.8%を上回っており、広域圏の構成10市町村の中でも高い水準となっておりますが、ごみ質検査結果を見ますと、まだまだリサイクル率の向上が見込まれることから、燃やせるごみに混入されやすい資源物の適正な分別について、さらなる周知徹底が必要であると考えております。

2点目の今年度の各ごみの回収回数と回収1回当たりの費用につきましては、回収回数が延べ数であります。燃やせるごみが205回、燃やせないごみが150回、プラ製容器包装が150回、瓶、缶、ペットボトルが128回、古紙、衣類、段ボールが102回、粗大ごみが18回であり、回収1回当たりの費用は、契約額ベースで燃やせるごみが約21万4,000円、燃やせないごみが約6万9,000円、プラ製容器包装が約3万5,000円、瓶、缶、ペットボトルが約15万7,000円、古紙、衣類、段ボールが約8万5,000円、粗大ごみが約12万円となっております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 2番、小柴議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、地域コミュニティと社会教育についてであります。1点目の1つ目、なぜ今学校運営協議会を設置したのかにつきましては、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により学校運営協議会制度が法定化されたことを受け、一部の自治体において導入され始めました。しかし、全国的に導入が進まなかったことから、平成27年の教育再生実行会議の第6次提言により制度の改善が指摘され、平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、現行の学校運営協議会制度が規定され、導入が努力義務とされました。社会背景といたしましては、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されると

ともに、学校が抱える課題が複雑化、困難化していることから、地域全体で学校を支える仕組みが必要とされているところであります。町教育委員会といたしましては、地域とともにある学校づくりと幼小中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクトの推進のため、学校運営協議会は欠かせない制度であり、令和6年度からスタートする小中一貫教育とも親和性が高いことから、その導入に先駆けて令和4年度に高田、本郷、新鶴の各中学校区に学校運営協議会を設置したところであります。

1点目の2つ目、生涯学習の考え方につきましては、人々が生涯行うあらゆる学習と認識しており、学校教育、社会教育、家庭教育など全ての学びを生涯学習と捉えております。

1点目の3つ目、社会教育の解釈につきましては、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と認識しております。

1点目の4つ目、地域学校協働活動に対する考え方につきましては、学校の応援団に登録いただいたボランティアの協力により、小中学校の授業における学習支援及び放課後子ども教室や中学校における部活動支援など、様々な支援を行うものであります。この活動は、学校教育や地域における子供の教育に貢献するとともに、社会教育における学習の成果を発揮することを通して、学校を核とした地域住民と子供の学び合いをつくり、地域コミュニティを活性化する取組であると考えております。

次に、地域コミュニティの重要性についてであります。2点目の1つ目、社会教育関係団体の認定団体数につきましては、現在117団体であります。

2点目の2つ目、社会教育関係団体に対するサポートにつきましては、社会教育施設や社会体育施設の使用料を減免するとともに、各種大会の運営や指導者育成のための支援として、補助金の交付や研修の機会を提供しております。

2点目の3つ目、社会教育認定団体の不認定団体数と、その理由につきましては、現行の認定要綱に改正した令和元年度以降、教育委員会の審議を経て、不認定とした団体が3団体であります。そのうち2団体は、構成人員のうち過半数が町民であることの認定要件を満たしていなかったものであり、もう一団体は、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とすることを認定要件としておりますが、その目的に合致していなかったためであります。

次の文化祭の開催方法についてであります。1点目の3年前と比較した文化祭への来場者数につきましては、令和2年度は本郷地域が中止しており、2地域でおよそ1,400人、令和3年度及び令和4年度は3地域合計でおよそ2,100人、令和5年度はおよそ2,400人です。

2点目の町当局の関わりにつきましては、各文化祭は、それぞれの文化団体等で構成する実行委員会が主催し、町からの補助金を受けて文化祭を運営しておりますが、各生涯学習センターではその事務局を担当し、企画や運営をはじめ全般的に支援しております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 再質問させていただきます。

1 番から順に再質問いたします。地域コミュニティと社会教育についての（１）の①について再質問いたします。国の変化、国の教育に対しての捉え方の変化がありましたということは、共通の認識を持っているなということと理解したのですけれども、ではなぜこういったプロジェクトにしたのか、つまり国の考え方と比例してこのプロジェクトができ上がったのかどうかお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、国の制度は当然先行して進められております。努力義務とされても、なかなか体制が整わずにちゅうちょしている自治体が多い中ではありましたが、私任命を受けてから、この町の子供たちをより地域を愛する子供たちに育て、この町に将来的にも貢献していくような子供たちを少しでも多くするためには、地域とともにある学校をつくっていかなくてはならないというふうな思いが強くありました。そのために私、人材育成プロジェクトの中にも盛り込んでありますが、学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクール化し、そして地域の願いや思いを学校の判断だけでなく、話し合いによって方向づけをし、充実させていく、そういう仕組みを導入すべきというふうに考えて導入をさせていただいたところであります。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2 番（小柴葉月君） 分かりました。国の考え方が変わったと同時に、同時にというか、多少のタイム誤差があったとしても、と比例して町の考え方も変わったということで受け止めさせていただきます。

次に、学校教育と社会教育と家庭教育の３つの要素なのですが、こちらはその３つの教育の連携によって、連携というのはプロジェクト内においてどのような位置づけになっているのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ３つの教育の連携というふうに再質問ございましたが、つまり学校教育、社会教育、家庭教育がどう連携をして進めていくのかということによろしいでしょうか。

○2 番（小柴葉月君） はい。

○教育長（歌川哲由君） 当然ながら先ほども申し上げましたとおり、地域学校協働活動そのものは、地域と学校が連携をして学校の運営方針を決めたり、あるいは運営方法を議論したりしながらよりよい学校教育を支えていく。加えて、そこに参画した方々がやはり自分の生きがいを感じたり、社会教育で学んだことを発揮されたりする中で、もっともっと頑張っってやっていこうというふうな自己肯定感を得たりとか、そういう相乗効果が非常に私は大切だなというふうに思っているところであります。家庭教育というのは、今までの中でも割と議論の外に置かれていたところがありまして、なかなか学校からこんなふうにしていきたいと思いますという協力を呼びかける、いわゆる啓蒙活動程度に終始していることが非常に多くありました。教育再生実行会議の中でも、家庭教育にもっと手を入れなければ駄

目だというふうな全国的な議論もあったのですが、なかなか家庭教育に強制介入できないという判断から、思ったような方針は打ち出されておられません。しかし、今後とも私は地域学校協働活動を充実させていくためには、家庭教育を含め、社会教育、学校教育が連携していかないとうまく進めないということは当然でございますので、今後ともご理解をいただくように、あらゆる機会の説明しながら、協働体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） この3つの教育の連携によって、地域全体で未来を担う子供たちの育成を支えていくということで受け止めさせていただきます。

質問②に移ります。生涯学習の考え方についてですが、人々が生涯に行うあらゆる学習と認識していますという答弁ありました。つまり例えば絵を描いたりとか、習字をしたりとか、そういった趣味レベルのことも含まれてくると私は思うのですが、所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほど小柴議員が言われましたように、趣味を通した学びというところの深めていくことも当然生涯学習に含まれていると考えております。答弁のほうに述べさせていただきました学校教育、社会教育、家庭教育などと申し上げましたが、そのほかにやはり文化活動であったり、スポーツ活動、そちらも含めて生涯学習かと捉えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。生涯学習という大きなくりの中に、家庭教育だったり、社会教育だったり、学校教育だったりが含まれているという受け止め方で受け止めさせていただきます。

では、③に移りたいと思います。③、④は一緒に再質問をさせていただきたいと思います。生涯学習センターについての住民説明会の際に資料が配られました。こちら資料6、こちらは多分文部科学省で出している地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組みの活動概念図になっております。こちらを見ますと、PTAや社会教育関係団体、教育NPO、大学等などなどの地域住民、団体等、つまり地域コミュニティが学校支援だったりとか、まちづくり、地域活動に、という活動を通して社会教育に貢献をしますよという図に私は捉えられているのですけれども、教育委員会のほうではどのように捉えているのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

その図そのもの今手元にありませんので、詳しくその図のと通りの説明になるかどうか分かりませんが、私はそういう活動を通して社会教育を充実させるというよりは、まず私は学校教育を支援する体制をつくるということが先決だと思っております。同時に、先ほどから繰り返しておりますように地域学校協働活動の中では、そこに参画される大人の方の能力発揮、これまでの体験や経験で得たも

の、社会教育で得たものを発揮することによって人生を充実させる、それによって社会教育の一翼を担う、この両輪が非常に大切であるというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） つまりは、先ほどおっしゃっていた学校教育と家庭教育と社会教育の連帯の中で、社会教育によって学校教育を支援していきたいということによろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 再度お答えいたしますが、社会教育の中で学校教育を支えていくという理解でよろしいかということでございますが、それも大事な視点でございますが、逆に学校が地域に貢献したり、地域の方と一緒に活動することによって地域もよりよくし、そして大人と子供の双方の学び合いを実現していく、それがこの図の理念だというふうに理解しております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） つまり3者のこの3つの教育の連帯がとにかく必要なのだなということがよく分かりました。そこで、先ほど学校応援団で登録していただいているボランティアの方々に、協力をして、学校教育に貢献していただいているというお話ありましたけれども、会津美里町には117団体も社会教育団体がありますが、今は個人だけかもしれませんが、今後団体と学校教育をつないでいくという考え方はあるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 現在のところ議員ご指摘のとおり、学校の応援団として活躍されたい方個人の登録を基本としておりますけれども、団体全体でそういうお申出があればそれは当然受け入れるべきものというふうに私は認識しております。よりよい子供たちの学びの環境をつくるために地域の力は欠かせないものでありますので、ぜひより多くの学校の応援団にボランティア登録していただきたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 答弁ありがとうございました。ぜひ団体さん本当に、私これリスト持っているのですけれども、スポーツだったりとか、文化、芸術だったりとか、あとは歴史的なことに取り組んでいる団体さんいらっしゃいますので、こちらから積極的に声をかけて連帯していただきたいなというふうに感じております。

次の質問に移ります。（2）の①です。こちら答弁で117団体とあります。1つの団体が大体10人と考えても、町民全体の10%から15%だと考えますが、当局はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの小柴議員の質問でありますけれども、団体確かに文化活動、さらにはスポーツ活動、それぞれ活動されている方は社会教育関係団体として認定しております。自分たちのスポーツであればスポーツの技術を高め合ったり、スポ少であったらば青少年の健全育成

だったりというところで広く活動していただいているところでもありますけれども、確かに文化活動に関しましては文化団体、文化協会と活動されている方、この中にはやはり高齢化されている方もあり、毎年のように解散するという団体もございます。また新たなちょっと団体ということが、確かに今なかなか成立していないという部分もありますので、これからちょっともっと多く広がるような形でサークル活動につながるような、公民館、生涯学習センターとしても、それぞれの活動されている町民の方への支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 捉え方ちょっとまとめると、結構まだまだ少ないかなというような印象を受けているということでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 団体数としては117団体ということで、少なくはないとは捉えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 私は、団体数が町に多いか、少ないか、それを評価したいわけではなくて、団体さんが117ある中で、例えばその団体が10人ずついたとしても、結局町民全体の1万8,500人ぐらいから比べると、大体10%から15%という数字が出てきて、私としては少ないのかなと思うのですが、どういうふうに捉えていますか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 生涯学習活動されている方、当然こういった社会教育関係団体、認定になっている団体への活動されている方がいらっしゃいます。ただ、そのほかにも多く、個々個人でやはり学習というところで活動されている方も多くございます。そういったところで、やはり社会教育関係団体で構成する人数として人口比としては少ないとは考えておりますけれども、町民アンケートによりますと、やはり自主的に活動、学習しているという方も多くいらっしゃいますので、こういった形で町民が生涯学習に取り組んでいる人口というのは少なくはないかなと考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） では、簡単に言えば、町民全体に対して10%から15%という事実は共通の認識を持てているということでしょうか。よろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、答弁をお願いします。

○生涯学習課長（福田富美代君） そのように考えております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

次、②に移ります。社会教育関係団体に対するサポートというところで、当局では使用料を減免したりしていますということで答弁いただいております。何で減免しなければいけないのかということ考えたときに、もちろんそのサポートという部分なのですけれども、ここをもう少し深掘りしていくと、私が考えるには、生涯学習の理念にもさっきありましたけれども、学びたい人々の場所を提供しなければならない、地方自治体として。だから、公共施設をつくって、みんなが集まって活動できるような場所を提供しなければならない。特にお金がかかってしまうけれども、幅広く迎え入れてみんなが使いやすくするために減免をしているというふうに受け止めているのですけれども、なぜ減免をするのかというところをもう少し詳しく教えてください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの小柴議員のご質問でありますけれども、社会教育なり活動している方の活動が活発になるというところを踏まえまると、やはり町としてもそういったバックアップをしなければいけないというような考え方を持っております。その中の一つに、やはり施設利用に関する使用料の減免、またさらにはそれぞれの会の運営、またはそれぞれスポ少とか、いろんな形の指導者育成のための研修の機会を確保したりとか、様々な支援が必要だと考えております。その中の一つの使用料の減免。今回美里町で定めております各条例の中には、使用料の減免の規定では、社会教育関係団体に関しましては全額減免ということはさせていただいております。子供たち、小中学校の活動においても全額減免、そのような同じ考え方の下で減免という形で捉えて考えてやっております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 減免って政策的な観点から実施しなければならないのかなと私は思っています。減免によって利便性を図って、スポーツだったりとか、文化だったりとかを生涯学習としての一環として促進させるというふうな目的があつての減免だったらいいと思うのですけれども、話を聞いている感じだと大体そんな感じなのかなと思うのですけれども、改めてちょっとその辺をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 生涯学習の目標としては、やはり生涯学習の充実であったり、生涯スポーツの充実、文化活動の振興というところを捉えますと、やはりそういった形で町の施策を進めるに当たって必要な支援だと考えております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

では、③に移ります。社会教育関係団体の不認定となった団体さんが3団体あるという中で、2つは人数が足りなかったのかという話でした。もう一つは、社会教育に関する事業を行うことを目的と

していなかったと答弁ありましたが、私この1つの不認定になった団体さんとお話をよくしてきました。活動内容を聞くと、要するに一言で言えばまちづくり団体というふうに聞いております。なぜまちづくりが社会教育に入っていないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

社会教育の捉え方といいますか、非常に広いものがあると思っておりますけれども、私、社会教育で学んだことを発揮するための結果として地域コミュニティへの貢献であったり、まちづくりというものが発生してくるのかなというふうに思っているところであります。教育が目的でありますから、教育をすること、学び合うことによって、それが社会貢献だったり、地域づくりだったり、まちづくりに発展していく、それが自然な学びの発揮なのかなというふうに考えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） これに関しては、社会教育というものが定義が本当に曖昧で、それぞれの自治体、それぞれの人々に任せられているという状況なので、何が正解で何が不正解というのは本当に捉え方の問題だと思っています。さっきお見せした文科省で出しているこの図を見ると、地域コミュニティがまちづくりという活動を通して社会教育に貢献して、学校教育と連帯をしていきますよというふうに書かれているので、まちづくりというジャンルはもはや社会教育というふうに全国的にも認められているのではないかなという見方もあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 議員ご指摘のとおり、非常に密接な関係はあるというふうに認識しております。繰り返しにもなりますけれども、社会教育団体認定につきましては、社教法第10条にありますように、社会教育団体の定義がございます。公の支配に属さずという前提の下で社会教育に関する事業を行うことを目的とするという、そういうふうな活動する社会教育団体です。ですから、地域をつくっていく、コミュニティつくっていく、まちづくりをするというのは大事な結末ではありますけれども、社会教育の結果現れるものというふうに私は思っております。密接な関係は当然あるというふうに思います。当初から社会教育ではなくてまちづくりを目的として社会教育を例えば私ども町が行うということであれば、それはやっぱり公の支配に属することになりますので、本来的な社会教育団体の活動ではないというふうに捉えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 別に私、まちづくりが社会教育に含まれていないから、現状含まれていないから、含んでくださいとはこの場では言いませんけれども、いろんな見方があるのだよという視点からただしたいと思いました。これで私が思うのは、まちづくりというジャンルが社会教育に含まれているか、含まれていないかということが一番大切なポイントではなくて、町が定めている社会教育というのが明確ではないことが一番の問題だと私は思っています。条例を見ても、規則を見ても、施行

規則を見ても、要綱を見ても社会教育という言葉は出てくるのですけれども、社会教育とは何かというところが出てきてはいないのです。それに対してはどうお考えですか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

社会教育の認識につきましては、これは社教法第2条に書かれていることに尽きると思うのですけれども、その解釈は様々でありますし、それから社会教育を充実させるためのメニューやアプローチというのもこれも捉え方様々で、全国各地の様々な実情に合わせて特色ある活動が行われるのは当然でありまして、それは我が町でも同様だというふうに考えております。ですから、議員ご指摘のとおり非常に幅広いものでありますから、捉え方は様々であると認識しておりますので、私どもの町社会教育はあえてこういうものだというふうに規定するのは私は非常に困難であるというふうに思っております。様々な活動が新たに生まれてきたときに、一つ一つそれが本当に社会教育に合致したものなのかという判断もなかなか困難なところがございますので、私は捉え方としては基本的に社会教育法第2条の規定に尽きるのかなというふうに思っているところであります。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 私も同様に思っています。社会教育というのは捉え方次第で幾らでも変わると。ただ、町で定めている社会教育関係団体というものがある。そこに関しては、ちゃんと社会教育って、そこで定めている社会教育とは何なのかというのを置かなければならないのではないのですかというふうに私は申しているのですが、どうお考えですか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

私どもが定めております社会教育関係団体認定要綱の根本につきましては、社会教育の定義はあくまで社教法第2条に基づく定義というふうに捉えております。その上で、第4条以下に団体の認定要件等をもう少し細かく上げているところでございますので、社会教育の捉え方そのものというのは、繰り返しになりますが、法の規定によるというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 要綱のほうに詳しく定めていますというふうにおっしゃっていましたが、私はまだまだ不十分だと思います。私が詳しくって言っているのは、例えば社会教育団体、町で定める、認定する社会教育団体とは、青少年教育、成人教育に関する活動を行っている団体、体育、レクリエーションに関する活動を行っている団体、芸術文化に関する活動を行っている団体、地域づくり、ボランティアに関する活動を行っている団体、町民の健康づくりや地域の子育て支援に関する活動を行っている団体、このように具体的に述べるべきではないのですかと申しています。これについてはどう思いますか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 先ほど来申し上げておりますとおり、活動の内容は非常に多岐にわたります。なので、そこを規定するのは非常に困難であります。よって、団体としてはこういう団体であるべきというふうな規定にとどめて、そして教育委員会での議論を経まして認定するかどうかを決しているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。まとめに入りますが、実際にこうやって認定に至らなかった団体さんが、なぜ私たちの団体は社会教育に含まれていないのだろうかと悩んでいたりと、どうして、何で私たちはこんなに町のために活動しているのに町から認められていないのだろうかというように、悲しい思いをしている人たちがいるということです。現状にそういうことが起きています。その解決方法として、このように社会教育団体の活動を、どういう活動している団体が我々が認める社会教育団体なのですよということを詳しく要綱に書くことが、この問題の解決策なのではないかなと私は思いましたので、この場で提案させていただきました。実際に私今回のことで近隣自治体だったりと、全国の自治体かなり調査しましたが、まちづくり団体というのはもう既に社会教育団体として認められている自治体がほとんどでした。そんな中で、僕たちはこの考え方でいくというならそれでもいいですけども、実際に町民が困っていたり、頭を悩ませている人たちがいるという視点から、もう一度改まって、外の自治体を調査したりですとか、本当にこの考え方でいいのかどうかというのを改めて考えていただきたいなというふうに私は思っております。最後、答弁をお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 貴重なご意見として承っておきたいというふうに考えております。ただ、現在の規定にのっとりまして、その解釈を曲解したりしながら、あえて社会教育団体と本当に認定しなくてはならないのかどうかというところの議論も必要だというふうに思っておりましたし、それが例えば社会教育団体の認定が、先ほど説明、話題にも上がりました優遇措置を求めるようなことであれば、それは別途道は開けるものでありますから、あえて社会教育団体として認定する必要はないのかというのが、教育委員会としての決議事項でございましたので、加えてお知らせをさせていただきました。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） これ私本当に伝えたいことだったので、もう一回だけ言って次の質問に移ります。教育の捉え方というのは、国レベルですずっと変わってきているものです。社会教育に対しても捉え方を見直すべきだと思います。社会教育の範囲を自らが狭めてしまい、本来の社会教育の持つポテンシャルを十分に発揮できないのではないかと私は考えております。早急に条例、規則、要綱にある社会教育について、しっかり詳しく明記して町民に分かりやすくしていただきたいと考えております。

それでは、次の質問に移ります。質問事項2の文化祭の開催についてです。質問①の部分ですが、令和元年でありますと全て3地区が同じ条件で開催していると思いますが、元年の来場者数はいかがだったでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 令和元年度の文化祭の来場者数につきましては、およそ5,000人となっております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 元年度が5,000人に対して、令和5年度はおよそ2,400人というふうになっています。今数字を聞いて驚いたのですけれども、かなり来場者数が減っているなという印象を受けます。これは様々な要因があると思いますが、やはり人口減少というところが大きく関わってくるのかなと思っています。そこで、これからの文化祭の在り方を考えていかなければならない時期に来たのかなというふうに感じておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの小柴議員のご質問にお答えいたします。

実際この3年間というか、2年からコロナ禍が始まりまして3年、4年ということで、大きく人数も下回っております。元年度の数字を5,000人と申し上げましたが、こちら高田地域においては、体育館で文化祭をしておりました。中の部分を展示だったり、あと表の部分も使いながらということで、本当に多くの方が参加して行っております。コロナ禍の中、やはりこちら高田地域についてはじげんプラザを利用してということでホール、さらには公民館の隣の談話室を小中学校の作品の展示場所という形で、こちら施設を一体的に使っているということもあり、またそういったところでちょっと規模的に少なくということで、ちょっと制限をかけながら活動のほうは絞ったところであります。今回今年やはりコロナ禍が完全に開けたわけではないのですけれども、それぞれ昨年までは2回に分けて、工夫しながら密を避けるような形で行ってきましたが、今年1回という形でやってまいりました。また、新鶴地域については、4年ぶりに食を提供する事業であったりとか、本郷地域についても出店等も出まして、にぎやかに行うことができました。

今回この3地域でやっているものに関しましては、それぞれの地域特色のある文化祭ということで、合併前からずっと行ってきたりして、地域それぞれの文化団体のほうも主体的となって実行委員となって活動しているところでございます。こういったものについてはぜひ残していきたいなというふうには考えております。しかしながら、文化祭と併せて芸能発表会、それぞれの学習発表会やっておりますが、こちらについては、こちらのホールを活用して、こちらのほうでみんな一緒に集まってにぎやかにやることも一つあるのかなと考えております。今後においては、それぞれ文化協会ございますので、それぞれの連絡会といいますか、そういったところで今後の発表会の在り方とか、いろん

な文化祭の在り方というところを検討していくような形で、生涯学習課のほうでも支援してまいりたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） ちょっと待ってください。お諮りいたします。

間もなく昼食の時間となります。質問の途中ですが、ここで休憩としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時59分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

現在は、通告第6号、2番、小柴葉月君の一般質問の途中であります。

それでは、小柴葉月君の発言を許します。

小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 質問事項2の②に入りますが、答弁の中に1か所にまとめた開催も考えられるというふうに答弁ありました。これは、多分現段階ですと賛否両論あると思うのですけれども、やはりどんどん参加者が減ってきて人口減少が進む中で、現在町当局は事務局として文化祭に関わっていると思うのですけれども、協働本部のような位置づけで、皆さんの3地区の間を取り持って、ぜひ文化祭をなくさない、続けていってほしいなというふうに考えているのですが、所見を伺います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの小柴議員の質問にお答えさせていただきます。

1つに統合ということの可能性については、芸能発表会的なものをちょっと想定してお話ししたところではありますが、今後各地域、やはり文化団体等高齢にもなっているというところもありますけれども、やはり子供たちも参加してというところも当然ございます。そういったところで、先ほど地域学校協働活動の一つと捉えというお話がありましたが、そういったところで地域、学校、町民全てが一体化となって、それぞれの地域の文化祭が盛り上げられるような仕組みづくりというのは必要と考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 今後の文化祭を盛り上げていってほしいという視点ではなくて、人口減少が

進んでいって参加者がどんどん減っていく中で、今後の文化祭の在り方を見直さないとなくなってしまうのではないのかという視点からの質問だったのです。だから、もしなくなっていくことが想定される前に、町としての関わり方を、今は事務局というふうに設定していますけれども、協働本部というような3地区の間を取り持つような形にして、今後の在り方を検討していきながら、文化祭の存続を守っていくというのはどうですかという質問だったのですけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 地域活動協働本部事業、事業そのものが地域と学校をつなぐ、推進というものがそれぞれありますけれども、それが代わって生涯学習センター、今指導員が事務局として携わっていますが、そういった役割というのは当然必要かと考えております。また、今後の文化祭の在り方に関しましては、3地域のそれぞれ文化団体等も踏まえまして、いろんな検討材料として進めてまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 付け加えて答弁させていただきます。

各地域にはご存じのとおり文化団体連絡協議会というのがございまして、ただその3地域の文化団体連絡協議会を統括するとまでは言いませんが、連絡会みたいなのがございまして、代表の方も決まっております。ただ、実際にはまだその各地区の文化祭をどうしようとか、具体的な運営方法を決めるまでの機能といいますか、果たせない状況かというふうに思っておりますので、ただそこに力を貸し、支援しながら、将来の地区文化祭の在り方なんかも見直していく必要はあるのかなというふうには考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） ぜひそのように取り組んでいていただきたいなというふうに感じております。申し加えますと、現在出店をお願いしている地区の文化祭もありまして、実際に私も足を運んだのですけれども、もし例えば今後そういうふうに町がサポートしていったら、では3つの地区一緒にやりましょうねというふうに、1か所でやりましょうねと例えばなった場合、要するに町が主体となって文化祭をもし仮に運営していくとなった場合に、その出店者との関わり方という部分で、こっちの出店者には声をかけて、こっちの出店者には声をかけないということが絶対にないようにしていただきたいなというふうに、これは答弁結構なのですけれども、思っております。実際に最近コロナ禍が終わってきてお祭り事が復活していく中でそういう事業者さん、出店者からの声はかなり聞こえてきているので、その辺は注意していただきたいなというふうに申し伝えたいと思います。ここは答弁結構です。

質問事項3の資源ごみの回収についてです。①、②一緒に再質問させていただきます。燃やせるごみに混入されやすい資源物の分別についてさらなる周知を図っていききたいというふうにあります。私も同じ考えです。私のほうで二、三十代の町民に対して約20名にアンケートを取りました。私自身

もそうなのですけれども、資源ごみの回収が月に2回というタイミングしかなくて、1回忘れてしまうと物すごい家にペットボトルがたまってしまうというような状況がありまして、これは私だけの悩みなのかと思ってこんなアンケートを取ってみました。すると、結果的に私と同じような悩みを持っている人たちがほとんどで、やっぱり捨て忘れてしまうという声が物すごく多かったです。若松在住の方は、24時間資源ごみを捨てられるところがあるから、かなり助けられているのだというふうに声が上がっておりました。各ほかの自治体を見ると、常時資源ごみを回収している自治体がありますが、それについて所見をお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在、答弁の中でもお答えしましたけれども、約1億円近くのごみ収集運搬費がかかっていると。また、広域の負担金につきましても、今後新たなごみ焼却施設でさらに今年度年間2億円を超えるような数年後には負担金になるということで、町としましてはやはり収集回数を増やすとか、これ以上ごみに対しての費用負担というものは避けたいというふうに考えてございます。一方で、今議員のほうからお話しになりましたけれども、本町にも既に若松市内の資源リサイクル事業者が町内にリサイクルボックスを設置したいのだというような旨をお話を伺っているところでございます。それで、具体的に動き出しておりまして、町内のスーパー等と設置場所の交渉を行っているということですが、町内の1店舗に設置しますと、それがほかの事業所にも波及するので、なかなか難しいということで、いろいろ交渉はしたのだけれども、難しいというような回答。今後も町内にそのような引き続き設置場所を探したいというような考えであります。そこで、町といたしましても、このような取組、設置に向けていろいろ支援をしていきたいと。場合によっては公共施設でどこか空いたところが貸出しできないかということも含めまして、協力をしていくような考えでございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） よく分かりました。2通りあると思っていて、今おっしゃっていた民間企業にお願いするパターンと、あとは自分たち自治体で設置するパターンがあると思います。前者に関しては、やっぱり要望はできるけれども、やるか、やらないかというのは結局民間さん次第なので、そこはいろいろあると思うのですけれども、後者の自分たちで設置するに関しては、結構ほかの自治体、やっている自治体を見ると、本当にちっちゃな家庭用の倉庫みたいなもの、ボックスの倉庫みたいなものを買って設置して、職員がいる時間帯だけそこを開け閉めしてというようなタイプの回収の仕方をしているところが結構ありまして、そうすると設置費用もあまりかからないですし、回収費も1回で済むので、コスト的にはそんなにかからないかなと思うので、ぜひここは検討していただきたいなというふうに思います。これについては、この質問については再質問これで終わります。

申し訳ないのですけれども、質問事項1の地域コミュニティと社会教育についての（2）の③のところで、どうしても1つ聞きたいことがありまして、それを忘れてしまいましたので、前後して申し

訳ありませんが、お許しいただければと思います。③のところ、条例の話なのですけれども、平成31年の第2回1月会議にて、公民館、体育館等の条例改正の案件が出されました。当時の議事録読み返しますと、数名の議員さんが減免についての内容がかなり曖昧過ぎるという指摘をしており、そのときの答弁ですと、当時要綱で詳しく定めますというふうに言っていたのですけれども、今私がこうして同じような指摘を問題として上げているという状況と、これまでの教育長と私とのやり取りを踏まえて、町長はどのようにお考えなのか、答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど議員と教育長の質問のやり取りをお聞きをさせていただきました。町としての考えもあるかというふうに思いますので、その辺は教育長とよく話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） かなりちょっとぼんやりした答弁だったのかなと思うのですけれども、もう少し言えば、まちづくり団体とか、集いの場などの地域コミュニティというのは、生涯学習課ではなく、町当局全体、生涯学習課外の管轄の地域コミュニティになってくると思います。要するに教育委員会や生涯学習課だけではなくて、町当局全体の問題として地域コミュニティの在り方を考えなければならぬと思います。なので、全体としてしっかりと考えていただきたいと思います。申し訳ないのですけれども、町長、もう少し踏み込んで答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 再度お答えをさせていただきたいと思います。

社会教育団体、それからまたまちづくり団体の中で、議員のおっしゃるまちづくり団体、社会教育団体に入らないとかというやり取りがございました。この辺は、設置している団体もその辺はよく踏まえながら、まちづくりをやりながらも社会教育団体として認められるような活動というのも私は必要なのではないのかなというふうに思うのです。なので、その辺はその団体とよく話をしていくべきなものもあるのかなというふうに思います。これは、その団体だけではなくて、これからつくる団体に関してもそういったことをしっかり、団体の規約とか、決め事があるわけですから、その中でしっかり明示して活動していただくということが大事になってくるのだらうというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 一個一個の団体とよく話合いをするというふうにおっしゃっていたのですけれども、これ多分条例の中の町長が特別に認めた団体とかというふうに当てはまるのかなと思います。これって、当時の条例改正のときの議事録見てもそうだったのですけれども、この言葉自体がかなり曖昧過ぎてしまって、やっぱり町民はこればっくとも分らないですね。その時々町長の受け止め方次第で要するにレベルが変わってしまったりとか、この町長に聞いたらオーケーだったけれども、町長替わってこの人に聞いたら駄目だったというパターンもあるかもしれないので、やっぱりそ

こはちゃんと詳しく明文化していくということが大切だと思います。再度答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

私もその条文の中に町長が認める者というのは存じております。そのケースケースだと思うのです。ただ、認めた団体に対して、その後、例えば首長、町長が替わった後に該当にならないということはあってはいけないことでありますから、その辺はしっかりと、許可をした団体に対してはしっかりとその後も継続して許可を出すというような文章とか、そういったものでしっかり残すということが大事なのだろうというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） その曖昧というところで、やっぱりさっきも申し上げましたが、条例改正のときの議事録見返すと、私と同じような指摘をしている人たちが、議員さんがおられました。要するに当時要綱で詳しく定めて改善していくよというふうに言ったけれども、今こうして私が指摘しているということは、ちゃんと改善されていないのではないかなというふうに感じます。条例文が曖昧過ぎると、条例をつくる職員は曖昧は楽かもしれないですけども、それは後に引き継いだ職員が窓口で大変困ると思うのです。窓口で町民から責められるというか、こうではないの、ああではないのと言われるのは、町長ではなくて職員だと思うのです。だから、そういう視点からもやはり条文というのは曖昧ではなく、定めるところはちゃんと明記してあげて、町民が一目で分かりやすいように明記すべきだと私は考えます。答弁いただいても、多分先ほどの答弁と同じだと思いますので、これについてはここで終わらせていただきます。次回からは、また3月から続く内容の続きを質問したいと思っています。町長、今後ともお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大竹 惣君） これで小柴葉月君の質問は終わりました。

次の質問の準備に入るため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 1時16分）

再 開 （午後 1時18分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

次に、通告第7号、8番、星次君。

星議員。

〔8番（星 次君）登壇〕

○8番（星 次君） それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1つ目、令和6年度予算編成についてであります。令和6年度当初予算編成方針が出されましたが、本町の財政見通しについて、歳入では、自主財源の半分を占める町税収入はほぼ昨年同様と見込まれ

ていますが、法人税は原油価格、物価高騰等の影響により減少するのではないかと推測します。また、依存財源である普通交付税についても、国勢調査人口の減少による急減緩和措置となるため、減額が見込まれます。このような状況の中での予算編成は容易ではなかったと思われます。この予算編成に際して、議会として政策、施策並びに事務事業の評価をして町当局へ提言をしてきました。そのことを踏まえての予算編成であると考えますが、どこをどのように反映させていくのか伺います。また、事務事業の中で廃止、統合、新規事業を示してください。

歳出では、防災情報システムや社会体育施設改修事業等が継続して実施され、人口減少対策、デジタル化推進等の経費が計上されますが、歳入に見合った歳出が原則であります。最少の経費で最大の効果を上げるためには、職員一人一人がコスト意識を持ち、徹底した歳出抑制を図り、有利な国、県補助金の導入、活用を常に視野に入れて事務遂行を図ることが町民サービスにつながっていくと考えるが、見解を伺う。

令和6年度も企業誘致や交流人口の拡大を強力に進め、法人税の増加につながるように働く場の確保が最重要課題として取り組む必要があると考えるが、所見を伺います。

大きい2番、公有財産の利活用について。前にも一般質問した土地改良事業で取得した道路敷地の計画がその後どのような進捗となったのか伺います。また、旧尾岐児童館跡地の利活用は今後どのようにするつもりなのか、併せて伺います。宮川生涯学習センターの分館が廃止され、管理を今後どのようにされていくのか伺います。解体するまでの期間を地区の方々が利用できないのか、併せて伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。なお、公有財産の利活用の宮川生涯学習センター分館廃止後の管理につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、令和6年度予算編成についてであります。1点目の議会からの提言を予算編成にどのように反映させていくのかにつきましては、経営戦略会議において、議会からの提言を踏まえ、次世代に向けたまちづくりのための環境整備として、高田、本郷、新鶴の3地域がそれぞれの特色や強みを生かし、既存の地域資源に新たな価値を創造し、再生する取組を加えた令和6年度政策方針を策定するとともに、提言内容を踏まえた重点プロジェクトの事業立案や事務事業の予算編成に取り組んでいるところであります。

2点目の事務事業の廃止、統合、新規事業につきましては、現在予算編成作業に取り組んでいることから、個々の事務事業についての具体的な回答は困難であります。施設の統廃合や義務教育学校の開校などの既存事務事業の見直しに加え、新年度からの組織体制見直しに係る調整も含めた予算編

成作業を行っているところであります。

3点目の歳入の確保と歳出抑制につきましては、令和6年度予算編成の基本的方針においても申し上げておりますが、現時点での財政状況の先行きを見通すことは困難な状況であります。そのため、国や県の動向及び制度改正などに十分留意の上、歳入の確保はもとより職員一人一人がコスト意識を持ち、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、徹底した歳出抑制に取り組むことが質の確保やサービスの向上につながるものと考えております。

4点目の企業誘致や交流人口の拡大につきましては、まず企業誘致では、既に工業地域に指定されているあいづ本郷北工業団地の造成されていない2つの民有地の紹介と空き工場や空き店舗の利活用を中心に推し進め、雇用の確保に努めてまいりたいと考えておりますが、紹介できる用地に限りがあるのも事実でございますので、今後工業地域としての適地箇所等について調査する必要があると考えております。

次に、交流人口拡大では、まずは本町を訪れてみたいという興味、関心を持っていただくことが肝腎だと考えます。伝統行事や歴史文化スポットなどの魅力を押し出しつつ、ワインフェスや街角マルシェのように新しい客層を獲得する取組を広げてまいります。こういった取組を我が町の魅力として影響力のある観光大使の皆様にも広く宣伝していただきながら、町観光協会と連携して交流人口の獲得に努めてまいります。

次の公有財産の利活用についてであります。1点目の土地改良事業により取得した道路敷地計画のその後の進捗につきましては、今年度当該路線を利活用する上での予備設計業務を委託しております。現在現地踏査が終了し、道路の設計を行うための道路線形、基本寸法等を検討しているところであります。また、当該路線は周辺に国道401号、主要地方道会津坂下一会津高田線及び一般県道橋本一会津高田線があることから、福島県と将来の道路網について協議しながら、引き続き当該路線を利活用した道路計画を要望してまいります。

2点目の旧尾岐児童館跡地の利活用につきましては、昨年度において行政財産として有効活用ができないかを協議、検討した結果、行政財産としての活用は見込めないものと判断し、不要財産として整理したところであります。このため、当該地につきましては、本年度におきましても、土地の管理として草刈りを定期的実施しているほか、民間事業者等からの土地利活用に関する問合せの際には、売却、または貸付けが可能な土地として財源確保が図れるよう、引き続き効果的な情報発信と適切な財産管理に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。

公有財産の利活用についてであります。3点目の宮川生涯学習センター分館の廃止後の管理につ

きましては、全ての分館において、廃止後は維持管理に必要なライフラインを解約するとともに、各種業務委託の契約は更新しないこととしております。

4点目の解体するまでの利用につきましては、全ての分館を令和5年度末をもって廃止し、順次年次計画に基づいて解体していく予定であります。また、廃止後はライフライン等を更新しないことから、利用貸出しも行わない考えであります。ただし、旭分館につきましては、地域活動団体から建物借用の意向を確認しているため、今後当該団体と協議し、調整してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、再質問させていただきます。

答弁書の中で、議会からの提言を踏まえまして次世代に向けたまちづくりの環境整備ということで、高田、本郷、新鶴の3地域それぞれの特色や強みを生かしまして、新たな価値を創造して再生する取組ということにっておりますが、何を指してやるのか、全然この答弁では分からないので、再質問させていただきます。どのように事業を展開していくのか。

○議長（大竹 惣君） 答弁、政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、お答えします。先ほど町長答弁にあった点に補足説明をさせていただきます。具体的な事業につきましては、今現在当初予算の編成を行っておりますので、若干ご了承いただきたいと思います。

まず、この新たな事業でございますが、高田、本郷、新鶴3地域それぞれ特色や強みを生かしながらというようなことで答弁をしてございます。具体的にどういうものなのかというようなことでございます。それにつきましては、令和6年度の政策方針に記載をしてございますが、個別具体的な内容については記載されておりませんが、1つ申し上げますと、本郷地域におきましては、これは既に本年度の重点プロジェクトとして動いている事業でございます。具体的に言えば本郷の義務教育学校の推進、さらには旧本郷第一小学校の跡地の利活用についてのことでございます。これにつきましては、本年度こういったものにするのかというようなものにつきましては、町民のワークショップ等を踏まえまして、基本的な位置づけが決定いたしましたので、次年度、いわゆる令和6年度にはさらなる実行に移るという予定でございます。

もう一つ、次に高田地域でございますが、現在旧会津美里公民館跡地の利活用を担当課のほうで今町民を交えながら検討しているというようなところでございます。その跡地利用、地域の活性化なり、それをにぎわいにするものにしようというようなことで今検討しておりますので、具体的にこういったものというのはまだそこまで至っていないというような状況でございます。最後に、新鶴地域でございますが、これにつきましては、ふれあいの森の運動公園を中心に、あの一帯をいかにどういったことで活用して地域振興を図るかというようなことでございます。その中には当然あそこに公園もございますので、さらにはワイナリー、さらには宿泊施設、さらにはグラウンド等もございますので、

そういった施設をより磨き上げをかけながら地域の振興に図りたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 今課長のほうから、それぞれ3地域の重点プロジェクトを今答弁されたわけですが、これは平成5年、それからその前の……ごめんなさい、令和4年、それから令和3年ころから既にもう始まっている事業なのです。それで、6年度は引き続き検討していくというふうなことで、検討はしていかななくてはならないと思うのですが、全然遅いのですよ。町民が分かりやすい、町はやっぱりスピード感を持ってもっと取り組むべきではないかなというふうに思うのですが、検討ばかり、それから計画づくりといっても、実行の段階に3年も4年もかかっているのはやっぱり駄目だと思うのです。それで、やっぱりこれは私も同感だと思います、それぞれ3地域のすばらしい、跡地利用というふうなことでありますが、町民は跡地、いつまでも何するのだというふうなことで言っているのです。だから、その辺をやっぱり町民に情報を発信して、こういうふうにするのだよというふうなことの町の考え方も示すべきであろうと思います。その辺はどのようにスピード感を持ってやるのか、お願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

確かに議員おっしゃるとおり事業にはスピード感を持って行わなければいけないものもあると思います。ただし、この3地域の新たなプロジェクトにつきましては、やはり地域に根差したものをつくっていくということで、そういった地域の方のご意見、当然ワークショップなり懇談会、さらには説明会と幾度も重ねながら練ったものでございます。特に本郷第一小学校跡地につきましては、昨年、本年も含めて長期にわたって検討した内容の結果、こういった公園なり広場にしようということが本年度ある程度決定されたというようなものでございます。高田地域、新鶴地域については、高田地域につきましては本年度から取り組んでいる事業でございますので、まだ始まったばかりでございます。新鶴地域においては、これは実は来年度から始める事業でございますので、議員おっしゃるスピード感がないのではないかなというふうなものにつきましては、高田地域、新鶴地域については実際今年から始めたものもございしますが、これからでございますので、それは地域住民の意見も伺いながらスピーディーに対応していきたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは移りますが、防災行政システムの令和6年度も引き続き継続して実施していくのだというようなことでありますが、実は令和5年度では防災無線の鉄塔にWi-Fiを整備して、町中をどこでもできるのだというふうなことの説明で、大変町民は喜んでいたところなのです。ところが、私の近所の方が業者に設置するために相談したら、無線の周波数というか、それが低いために設置は不可能だというふうに言われて、昨年始めたばかりなのです。それで、1人の方かな

と思ったら、もう3人もいるのですよ、うちのほうの地域でやりたいと。だから、それを担当課に言っても、ちょっと待ってください、ちょっと待ってくださいって、もう間もなく1年ぐらいになるのです。どのようにだから検討して、解消は今年度末になるのか、その辺が全然回答がない。やっぱりこういうふうなWi-Fiやった以上は全地域美里町が網羅できるようなシステムにすべきだったのではないかなというふうに思っているのですが、その辺の答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、今ほどの議員のおたかしでございしますが、防災情報システムの関係というふうにおっしゃっておられました、ただいまのご質問の部分に関しては、Wi-Fiの整備の関係でございますので、まずそこはちょっと違っているということだけちょっと最初に申し上げさせていただきたいと思います。その上で、いわゆるWi-Fiの活用について周波数の関係、これがやはりどうしても低くて対応できないというふうなご質問でございますが、これにつきましては、今業者とその対応の仕方についてどうしたらそういった解消に向けての取組が可能かどうかというふうなところ、協議しているところでございますので、その結果、対応できる部分に関してはしっかり町側で対応していきたい。あとは業者のほうで対応できる部分なのかというふうなところで、まずその辺の今協議を重ねているというふうなところでございますので、その結果については後日結論が出ましたらお知らせをしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 協議している間でも1年にもなってしまうのです。私は、課長と同じ答弁を、答弁というか、回答を担当のほうからも聞いています、そのような。だけれども、もう半年以上ですよ。それが調べたらうちの地区ばかりでないのです。美里町で何か所もあるのです。その辺しっかりやっていただきたいなというふうに思います。それはいいのですが、ではしからは防災情報システム、これはどんなふうなことを今度継続してやるのか、その辺差し支えない程度でひとつお願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

防災情報システムに関しましては、今年度、令和5年度、令和6年度の継続費を設定させていただきまして、今事業を進めているところでございます。今年度につきましては、実施設計をいたしております、いわゆる防災放送でスピーカーから聞こえてくるような放送がこの防災行政システムになるわけでございますが、やはりちょっと山あいの部分ですとか、聞こえが悪いとか、そういった実態もございます。今回令和6年度に関しましては、そういった最新のそういうスピーカー等の機器を設置いたしまして、その聞こえの悪さを解消したいということで、実際機器設置の工事に入る予定でございますので、令和6年度中には全てその設置を完了したいというふうなところで考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 分かりました。

それでは、次のデジタル化推進等の経費、これは実際は町民にも反映してくるだろうというふうに思いますが、このデジタル化というのは、町の役場の庁舎内のデジタル化という部分も多く含まれるのではないかなと思いますが、どのように町民が利用可能になって利便性が図れるのか、その辺教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

次年度予算におけるデジタル化の推進という経費の中身でございますが、現在今詳細で今予算編成中でございますので、一部ちょっと概略的なことだけ申し上げたいと思います。当然庁内のデジタル化、これも推進してまいります。町民にどういったことで利用、いわゆる町民に恩恵があるデジタル化というようなことでのご質問だと思うのですけれども、そういったものも含んでございます。実際来年の組織の見直しも行いまして、デジタルを特化した新しい系の創設も今検討しているというところでございますので、その新たな係が中心となって庁内、当然町民向けも併せてデジタル化の推進を図ってまいります。最終的にはそういった恩恵が町民の方が恩恵受けられるようなデジタル化を進めてまいりたいと考えております。それには多額の財源が必要でございますので、当然国の補助金なり交付金も活用した中で進めていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、歳入を見込んでの歳出というふうな予算編成は当たり前のことでありまして、総額で例えば123億の予算を編成するに当たっては、初めには必ず必要な経費というのは歳出にあると思うのです。例えば人件費、それから町債の償還、それから扶助費、それぞれいろんな必ず必要な部分を先に予算化して、その残った部分を普通建設事業費とか、それから修繕というふうになってくると思うのですが、そうすると予算枠が少ないのです。それで、町長も課長なども皆分かると思うのですが、11月24日に秋季区長会、行われました。そのときに各地区より1か所です、要望事項1か所。それでも、あの各地区要望の見ますと数億の金が必要になってくるわけです。そうすると、区長さんから話が出たとおり単年度ではできない、いつやってくれるのだ、町は、何回同じことを要望しているのだけれども、全然解消になっていないというような話なのです。だから、これを全ての区長さん方は、我々だって要望を出したいのだけれども、地区全体で例えば永井野なら永井野で1つだというふうに言われると、全然いつまでたっても解消にならないというふうなことがあるのです。だから、私が言いたいのは、やっぱり財源の確保というのは、国県補助というのは縛りがあってなかなか容易ではないと思うのですが、一般財源で使われる金をつくるのがやはり財政として、これからの健全財政やっていくにも財政計画にのっとってやっていかななくてはならないと思うのですが、その辺の考え方、非常に大変だと思いますよ、本当、物価高騰、それからいろんな燃料費の高騰、

大変だと思うのですが、その辺の考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、お答えいたします。

まず、区長会からの要望の件についてお答えしたいと思います。毎年区長会を通して要望が多くなっております。町としましては、全ての要望に対して予算措置なり事業を実施したいという思いはございますが、やはり今議員おっしゃるとおり限られた財源がございますので、全てができるということではございません。当然町としましてはやはり優先順位を設けましてやっていくと、事業実施していくと、そういったことでご理解いただきたいと思います。これにつきましては、やはり町長のほうからも区長要望については最優先事項であるというようなことでしておりますので、その要望事項については優先的に予算の配分をするという考えで財政サイドもおります。

考え方でございますが、議員おっしゃるとおり経常収支比率というのがございまして、実は昨年度、4年度の決算なりこれを見ますと、昨年度は約89.数%ということで、90%近く占めてございます。要は、先ほど議員おっしゃったようにやらなければいけない経費、例えば人件費なり扶助費等、そういったものが一般財源として使われるものの約90%を占めてしまうということでございます。要は残りの10%で、おっしゃるように投資的経費なり普通建設事業のほうに回せるというようなことでございます。その中での事業をどういうふうにして使うかというようなことでございますので、やはり全ての事業というのはなかなか困難であります、やはり事業の優先度としては非常に高いものとして財政も捉えておりますので、優先的に予算配分したいと考えてございます。

もう一点お話ししたいことがございます。先ほど経常収支の話をしてしましたが、物件費のご説明を若干させていただきたいと思っております。要は物件費といいますと、例えばこの庁舎であれば電気料とか、いろいろ管理費でございます。そういうのをまろもろ含めまして物件費というのがございます。これを2年前の令和2年度の決算ベースと4年度の決算ベースを比較しますと、約2億円が増加しております。これの大きな理由につきましては、光熱水費、いわゆる電気料、燃料費の高騰が多いです。さらには、人件費等の高騰もございます。そういったことで2億円ほどの増加になっていると、決算ベースでございますが、ので、令和6年度におきましても、非常にこの物件費に関しては今回の今予算編成で苦慮しているところでございます。そこで町の対応としましては、やはり当然電気料、これは使わなくてははいけません。当然節電もします。それは当然でございますが、細かいところまで少し見直そうということで今動いております。その一つとしては、もう既に実施しておりますが、やはり我々今使っております紙、いわゆるペーパーレス化と申しますか、こういった印刷経費なりの縮小しましょう。いわゆる会議であれば、パソコン等を利用してなるべく紙を打ち出さないでやりましょうということで、全ての庁内の会議におきましてはペーパーレス化を進めまして、いわゆる紙ではなくてパソコン上なり画面を通してやろうということで今動いております。そういったことも含めまして、そういった物件費等の抑制も含めながら予算編成を今行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 課長が最後に物件費ということで削減というふうな話もしましたが、物件費の削減というのは本当に少ししかできないのですよ。何ぼ努力してもできないわけでありますので、その辺は紙の節約で幾らぐらいなのだから分かりませんが、本当にさっきも話もありましたが、職員一人一人がコスト意識を持ってやっぱり取り組んで、町民の負託に応えていくというのが町の姿であろうというふうに思います。それで、その足りない部分を例えば公共施設の基金取り崩すとか、それから起債ですか、そういうふうなことでやりくりやらざるを得ないのだなというふうに思いますが、できる限りやっぱり起債というか、後年度に負担になるような、そういうふうな発行というか、あまりそれは進むべきでないかなと思うのです。国、県、町の借金が1人に対しては相当な借金なのです。その部分は考えてやっていると思うのですが、再度課長の考えをお聞きます。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

確かに議員おっしゃるとおり起債、いわゆる借金をしないことにこしたことはございません。しながら、当然毎年120億、130億の予算を組むにはやはりこの起債を借りないという選択肢はございませんので、今、町としましてはどのような借り方、どのような起債、どのようなものを借りるか、これをやっぱり重視しております。基本的には今、我が町合併いたしましたので、合併特例債というのがございます。さらに次に使っておりますのが過疎債ということで、これは既にご承知だと思います。過疎債というのがございます。これは、実際借金を借りてもそのうちの元利の償還金の70%が交付税として措置されます。ということで、この合併特例債、さらには過疎債を中心に起債は借りたいと思いますが、ただしそれだけでもやはり限度がございますので、やはりその他の起債を借りるというような必要がございます。ただし、原則として町は交付税措置がない起債については原則借入れを行わないということで現在しております。一番やはり有利なのは、先ほど申し上げました合併特例債、過疎債の7割というのがございます。そのほかいろいろございます。例えば50%のものもあります。30%のものもございます。そういった事業によって様々な起債のメニューがございますので、よりその事業に適した起債、もちろん適したというのは交付税なり措置される有利な起債をできるだけ探しながら、当然国県補助、交付金なども含め、財源をできるだけ集めながら、財政をなるべくそういったことで借金しないというのは当然なことでございますが、そういったことで財政運営をしてまいりたいと考えてございます。

あと基金という話が出ましたが、ちなみにそういった不足がある場合については、当然財政調整基金というようなものを取り崩しながらもやらなくてははいけません。ただし、これにつきましてはやはりある程度の財政調整基金は必要でございますので、これについてはむげに取り崩すものではないというようなことでは考えてございますので、その辺の基金、さらには基金とそういった起債、いわゆ

る起債をうまく活用しながら予算編成に臨んでまいりたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 過疎債よりももっといいのがあるのですよ、課長。辺地債というのはご存じですか。今計画つくっているのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 確かに辺地債というのもございます。ただし、辺地債につきましては辺地の箇所の指定がございますので、非常に限られております。ですから、地域が指定されておりますので、実際ちょっと合併後は多分辺地債は使っていないのかな、すみません、ちょっと私の記憶違いなら申し訳ございませんが、ということで今使用はございません。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） そういうのは限られてやるわけですから、それを当てはめるには、それだけの例えばバス停から何キロって、いろんなそれあるのですよ、障害が。それをクリアしてやってしかるべきだと思うのです。それを使わない手はないと思います。除雪機械だってそれで買うことのできるのですから、そういう有利な部分もひとつお願いしたいなというふうに思います。

それから、ここに人口減少対策というふうにうたっていますが、人口減少、本当にやっています、美里も。しかしながら、減少対策の子育ての前の出会いの結婚できる部分の、結婚して子供を産むことができる、その前の減少対策というか、それも今もやってはいますね、縁結びサポーターとかというふうな、やっているのですが、その辺の実績が分かっていないのですよ、町民の方は。その辺が何回やってどのぐらいの成果が上がっているのか、その辺がちょっと分からないので、教えてください。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） ちょっと外れておりますが、人口減少対策というふうなことで言っていますので、昨年と、令和5年度と同じような事業として捉えて継続してやっていくのかと、それだけでも結構です。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

今年度と次年度の考え方ということでございますが、当然結婚に対する町の事業も継続して行っています。ただ、やはりなかなか成果が上がらないというのは議員おっしゃるとおりでございます。今回も実は今年度、今なのですけれども、各町内の企業を訪問いたしまして、企業から結婚のサポーターのいわゆる協力してくれないかという同意を何件かいただいております。それを今ホームページのほうにアップするというようなことで、結婚に対して協力している企業というようなことで、協力をお願いして今ホームページのほうにお知らせしているという内容でございます。さらに、今年から結婚に対する補助事業も、婚姻された方の補助金も交付している事業もございます。そういったこと

で、来年度も引き続き、結婚に対する事業も引き続き重点事業として、重要な事業として取り組みたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） ありがとうございます。それでは、人口減少のやっぱり流出というか、若者流出ということで、私は再三本当に議会あるごとに企業誘致ということで、働く場の確保というふうなことで言っております。しかしながら、町は会津本郷の北工業団地というか、あと空き工場あるのでというような、今回もこの回答です。そうでなくて、私はこれも当然視野に入れてやらなくてはならないでしょうが、高田工業団地埋まった、新鶴工業団地埋まった、企業操業しています。しかしながら、企業が美里町に来て操業したいというときに、土地をどこにしたらいいかというのが一番のネックになると思うのです。そのためにはやはり工業の適地というふうに町では確保しなくてはならないと思うのです。ここが会津美里の工業適地として町は確保したので、ここでどうですかというふうなことをやっぱり先行してやるべきなのです。それもやらないで北工業団地というふうな空き工場ばかりでは発展性がないのです。若者が全部流出してしまいますよ。どれだけ危機感持っているのか、その辺の考え方ひとつお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 質問にお答えさせていただきます。

まず、若者が流出しているという話なのですけれども、金融機関ですとか、企業のほうにいろいろ問合せとか、話をしたりすると、町内の製造業の皆さんも本当に応募はしているのですけれども、募集がないのだということを常に聞いています。

〔「応募」と言う人あり〕

○産業振興課長（小林隆浩君） すみません、失礼しました。募集はしているのですけれども、応募がなくて本当に困っているというような話をよく聞きます。あとまた金融機関ともお話ししても、本当に慢性的な人手不足なのだとということで、なかなか本当に人がいないという話は聞いていまして、別に働く場所がないというわけではないと考えております。どうしても若者の魅力のある職場環境というのが大切みたいで、やっぱり賃金格差とか、そういうできるだけ賃金の高い企業ですとか、あと将来性がある企業とか、興味が持てる仕事とか、いろいろ思いを持っているみたいで、そういうことになってくるとなかなかちょっと今人が集まらないという話はよく聞いてございます。そういう中で状況ではありますが、今回適地箇所等についての調査というのをするというので、ここに答弁書に書かせていただいております。それにつきましては、議員おっしゃるとおり、将来5年後、10年後先を見まして、やはり工業の適地の箇所ですか、そういったものを調査する必要はあるというふうに考えてございます。なお、工業団地みたいな造成につきましては、今高田工業団地も本当30年近くかかってやっと売却したということですので、工業団地の造成までは考えておりませんが、工業用地を指定して、そこで希望、工業用地というのですか、そういったものを指定しまして、進出企業があらば

速やかに進出できるようなものの準備的なもののできるよう、対応できるよう調査するという考えはあるということでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 課長、私は造成とは言っていないのですよ、聞いていないのです。聞いていないことを課長は答弁しているのです。そこまでは必要ないだろうというのは私の考えで、やっぱり適地の指定、土地利用を明確にするべきだというようなことを言っているだけであって、その辺は勘違いしていただきたくないなというふうに思います。

それから、交流人口の拡大ということで若干お聞きしたいのですが、いろいろ書かれています。これは、地域おこし協力隊がやったようなことが書かれていたり、あとは観光協会と連携してというふうなことで書いてありますが、町として交流人口の拡大、本気で考えているのですか、これ。よく分からないでしょう、内容が。ほかの土俵で相撲取るみたいなのですよ、これは。どうですか、課長、もっと町はこういうふうにして人口を拡大していくだとか、昨年同僚議員も質問していましたが、ふるさと納税の関心を持っている方との交流をやるとか、いろいろ考えがあると思うのです。再度お願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

交流人口でございますが、当然交流人口、そこから町へ来ていただく、いわゆる移住なり定住というようなことで、町は交流人口の拡大というのを進めているというのは一つでございます。その拡大の仕方の手法なのかなと思っております。議員今おただしの様々な手法をやっていないのではないかとこのご意見だと思えます。当然その一つとしてやはりふるさと納税というようなことでの交流人口の獲得ということで、町の計画にも上げさせていただいておりますが、そういったことで関係人口なりでそういった交流をより深めるという一つの手段として考えてございます。また、町長答弁の中にもあったように様々な観光イベント、観光の交流に関しても、そういった交流を通して交流人口になって、最終的には町に興味を持っていただいて、移住なり定住していただければと、そういう思いがございます。町長の答弁の中にありました先ほど協力隊の指導によりというようなことでございますが、確かに町長答弁のあった中の例えばワインフェスであったり、今回のいろいろな町内のマルシェのイベントも協力隊の協力なしではできなかったイベントでございます。そういった様々な工夫を取り入れながら交流人口の拡大を町としても積極的に拡大してまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 町の魅力を出して交流人口を図っていくというような、課長の今おっしゃりましたが、我が町は情報発信が下手なのです。こういう魅力がいっぱいあると町は考えているのに、器だけで考えているだけで、外部に情報発信しないから、我が町は魅力あるというふうに、ここで考

えていたって、魅力あるまちというのは外部の人が評価するのであって、内部の人が自分で評価するというのは、ちょっとそれはちっちゃくなるのです。やっぱり視点を変えて、情報発信、我が町はこうだ。昨日もあったのですが、駅伝で全国大会２位なのです。これだって情報発信すごいですよ、やれば。こういうふうに美里町は人づくり、重点プロジェクトとして人づくりのためにやっているのだということで、そのためには環境整備、それをもっともっと全国一にするために、環境整備を令和６年度はやっていきますよというふうに発信すれば、ふるさと納税だってもっと増えると思うのです。そういう発信の仕方、メディアの使い方がまだまだ足りないなと思っているのですが、その辺今後どんなふうに町外に発信していくのか、ちょっと考えがあれば示してください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 議員おただしの情報の発信が下手ではないかというようなことで、自身情報発信の所管してございますので、痛感してございます。確かに町ではよくホームページとかという言葉を出しますが、ホームページだけではやはり情報の発信はちょっと低いのかなと思っております。やはり最近であればＳＮＳとかという、そういったメディアなり、そういったＳＮＳを活用した情報の発信というのが必要なのかなと思っております。当然あと町の魅力の発信、先ほど駅伝の話が出ましたが、そういったのをどううまく町外の方にお伝えして町の魅力を知っていただくか、そういうのも大事なことだと思っております。実はそのＳＮＳでございますけれども、今回、先ほども同じような話をさせていただきましたが、いろいろなマルシェをやっております。これにつきましては、当然町外から多くの方がいらっしゃいました。この情報の発信の仕方でございますが、今回マルシェには多くの方、出店者がございます。その出店者のＳＮＳ、いわゆるフェイスブックだったり、例えばインスタグラムだったりを持っています。そうしますと、その出店された方が例えば今日、美里町でこういうイベントをしますよということで、例えば三十数店の方が今回参加していただきました。そういった場合、全ての方がそういった自分のＳＮＳで発信していただきますので、そうしますと、そういった方がさらに自分の知り合いのＳＮＳなりでどんどん拡散していくというようなことで、最終的には多くの方に町の魅力なり、そういったイベントが告知できると。そういったことでこういったマルシェなどが有効なのかなと思っております。ただ、それも一つの例でございますので、やはり創意工夫、情報発信をしながら町の魅力、さらには発信をして町のＰＲをしていきたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○８番（星 次君） やっぱり情報発信も町独自という考え方もあるかもしれませんが、もっと民間の力を利用しての情報発信というのも視野に入れて考えていただけたらいいのではないかなと思います。例えば一つの例ですが、昔伊佐須美神社は埼玉放送とか、千葉のほうに情報発信しているのです。奥州一宮伊佐須美神社ということでやっているのです、そういう民間の力を利用しての情報発信の仕方も研究していただけたらなというふうに思います。これは答弁要らないです。

それで、1つ目の最後になりますが、令和6年度も引き続いて継続事業というのが大半だと思うのですが、町の中を歩いていろんな話を聞いていると、今の町長は何も真新しいことをやってくれない、実感が湧いていないというような町民の声なのです。だから、そういうふうな町民の声を聞いて、町長は6年度真新しい考え方あるのかどうか。そういうふうなことを、継続するのが一番力だと思うのですが、真新しい部分、ああ、今の町長はやっぱり違うなというような、フットワークのいい、やっぱり町長らしいそういう事業展開というのが必要でないかなというふうに町民は思っているのですが、町長の考え方をお知らせください。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 星議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

そういう話があるのかどうか、私の耳に入ってきておりませんが、ただ、今までのやらなければならなかったこと、手をつけなかったこと、これは私の時代にしっかりけりをつけていく。できないものは後に残さないような、少しでも減らさなければいけないということがあります。これは、やっぱり最優先でやらなければいけません。その中で、私が就任してからいろんなことを提案しながらやらせていただいております。これが町民の方に映らない、だからやっていないという声が出てくるのかもしれませんが、新たなことは考えながらやっておりますし、今年度もお示しした新鶴地域とか、街なかの事業もこれもしっかり私が提案をして協議会をつくったり、この先町のことをいかに発展させていくか、にぎわいをつくっていくかということで発信をして、政策に反映させていく一つの事業でありますから、これはこれとしてしっかり、これが議決されて進めば、議員の方々からもしっかり発信をしてほしいなというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 町長の考えが分かりましたが、やはり今ここでも書かれて、答弁書にも書かれておりましたが、戦略会議が一番重要で、そこで全て決定するのだというような、私はそう受け止めたのですが、そこで町長の考え方を戦略会議の中でどのように反映させているのか、その辺教えてください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

戦略会議の中でどのような、しているかということでございます。当然先ほど私、答弁書にもありましたが、3つの新たなプロジェクト、本郷地域に関してはこれまで取り組んできたものを形にするということで、新たな事業とさせていただいたところでございますが、先ほどの町長の答弁にもあったように、高田地域、新鶴地域については、当然これは町長からの指示といいますか、町長の発言によって戦略会議の中でそういったプロジェクトでやっていこうというようなことで決まったものでございますので、そういった意見を出しながら戦略会議の中で詰めていって形になるというものでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、次の2番目に移りたいと思います。

それで、答弁書で公有財産の利活用についての1点目であります、これについては福島県と将来の道路網について協議しながら道路計画を要望してまいりますというふうな話ですが、これは県道として要望するのか、それとも町で共同して整備するのか、その辺ちょっと明確でないので、お示してください。

○議長（大竹 惣君） 答弁、建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） この路線につきましては、町道用地として取得はしているところでございますが、昨年度の6月の議会でも答弁したように、前川原地区の重点緩和策の一環として県道バイパス用地として確保したものでありと回答してございます。それで、町としましては、県道として整備をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） そうすると、町民の税金で買った土地を県に提供するのですか。対価で買っていただくのですか、その辺。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 町税で買ったことではございますが、県道用地として利活用するようなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 今課長は、県道用地として確保したというふうに言っていますが、間違いはないですか。県道用地としてですか。県なんか知らないですよ。ちょっとその辺確認してください。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時17分）

再 開 （午後 2時17分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

建設水道課長の答弁ありました。それで、星議員からもこの件に関して質問いただいて、あの土地があったということを判明をしました。それで、私から指示をしてしっかり調査をして、一時的には、当初の考え方というのは私も存じ上げません。今職員の中にも、恐らく議員の中にも、どういう目的で、目的は決まっていたのしょうけれども、その経緯が全く途中で消えてしまっているというのが

現状です。という中で、やっぱり調査をしっかり町でやって、道路しかないと思いますので、道路までは私は町でやるしかないのかなというふうに思っています。ただ、401号、ああいった形で安田道路整備してしまいました。本来であれば、あそこができる前に恐らく道路用地を利用しながら、401であったり、そのほかの道路としてつなげていこうという考え、恐らく当時はあったのかもしれませんが、どこでどういうふうに消えてしまったのか私も存じ上げません。ただ、道路以外の利活用というのはありませんから、あれは調査をして、町である程度道路という形をつくって、その後については今も県と協議していますけれども、県としての道路としてできるような方向性はないのかということで、県と今協議を進めているところであります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 町長おっしゃるとおりなのです。あそこは、県道橋本線が北会津から来て、あその交差点で、安田前の交差点でもう30分、出るには、そのぐらい渋滞していたのです、当時。だから、今要望している権現宮の拡張の部分もあの当時は出ていなかったのですが、その迂回路としてあそこで基盤整備やって集めてバイパスにしようというふうな考えでやった経緯なのです。だから、あれは町で買ってやろうとしたのです。県がやろうとしていません。県は、聞いても、県の事業だから、橋本線のバイパス、県のやることに町は口出し駄目だというようなことで拒否された経緯もあるのです。だから、今は時代変わったから、そういうふうになったと思うのですけれども、その辺再度課長に、県でやるのか、町でやるのか、その辺ちょっと考え方を教えてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 先ほども舌足らずなことを申し上げて申し訳ございませんでした。今現在県とのやり取りで、施工は道路として開設は行う予定なのですけれども、まだはっきり申し上げて要望はしてございますが、どちらでやるかは決まってございません。今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） よろしくひとつお願いしたいと思います。

それでは、2点目の旧尾岐児童館の跡地で、不要財産として整理ということで答弁になっていますが、これ売却というふうなことで考えているようですけれども、貸付けとか。あそこに看板、売り地という看板は全然出ていないのです。あればやっぱり目について、ああ、ここはいいなというような、あそこは河川のそばなので、釣りにには最高の場所なのです。だから、看板もないし、草は生えているし、本当にこれが町の土地かなというふうに、思っていないのですよ、あの近くの人には分かっていますが、その辺の整備の仕方について課長、お願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

まず、旧尾岐児童館の部分でございますが、まず昨年度中に活用が見いだせないか庁内で調査したところ、ちょっと活用が見いだせなくて、不要財産として、普通財産として適切に管理していくというふうな部分になったのは事実でございます。当然その後もある事業者のほうから、いわゆる事業の対象地としたいのでなんていうふうなところの問合せはあったのは事実でございます。町としてもそういう売却対象、いわゆる貸付対象の土地でございますので、そういったお問合せがある場合についてはご紹介申し上げているというふうなところになっております。ただ、普通財産含めまして、不要財産というのはかなりの数がございます。そこに公費をもって看板を立てて、これが売却地でありますというのは、さすがにちょっと行政のやり方としてはいかがなものかなというふうに考えております。ただ、やはりそういったものを所望する事業者様がいらっしゃるのも事実でございますので、お問合せがあったからお知らせするのではなくて、町の一応いわゆる利活用できない財産というのは多数ございます。そういったものを一覧表とかにして、必ずお問合せいただかなくても、町の例えばホームページの一つにそういったものをちょっと貼り付けさせていただいて自由に見ていただけるような、そういう環境を整えたほうがすごく効率的なのかなというふうに考えておりまして、今実際そのように進めているところでございますので、そういった手法をもってしっかりと町の売却予定地、さらには貸付予定地でありますよということは、しっかりとお知らせをしまいたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 見られる人はいいのですけれども、見られない方、その方々はどのような手段でもってすることができるのかというようなことで、やっぱり看板、困難だというけれども、なぜできないのですか。前からの道路残地についても、あそこを売却したでしょう。あのときも看板出たのです。あれはどんな手法でやったのですか、では。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたかしでございますが、お答えさせていただきます。

基本的にいわゆる一般、民間の方を対象に町の町有地を売りに出すとかという部分に関しましては、やはり場所はちょっと町のほうとしましても実際売りに出すに当たって、なかなかそこに書き取っていただけないようないわゆる土地部分に関しては、さすがにそれは看板を立ててしっかりとPR、アピールをしていくというふうなことにはちょっとならないのかなというふうに思っております。宅地分譲なり、しっかりと町がやはりその土地がいわゆる住宅用地内にあって、それをしっかりと町のほうで情報提供して一般、民間の方に買っていただくような対策とすれば、当然議員おっしゃるように、ここがそういう対象地でありますよというふうな表示というのは必要なかなというふうに思っております。今おただしの尾岐児童館跡地に関しましては、やはり土地的にも狭小でありますし、あとはちょっと市街地から離れているというふうなところもございまして、いまだかつて一般の方から申出といいますが、そこをちょっと見せてくださいとか、ちょっと買いたいのです、借りたいのです

という話は一回も実際のところないところでございます。ご照会いただくというか、お問合せいただく部分に関してはあくまでご商売をなされているような事業者様でございますので、そういった方につきましては、そういったホームページ等の情報発信をしっかりと対応できるような方々でございますので、先ほど申し上げましたような……

○議長（大竹 惣君） 総務課長、少し持ってください。発言者以外は静粛にお願いします。

総務課長、どうぞ。

○総務課長（金子吉弘君） そういう対応の中でしっかりとPR、町でこういった適地があるというふうなところはしっかりとお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 課長、やっぱり積極的に不動産業者とか、そういうふうな業者に呼びかけて、ここで言っている財源確保ということの結びつくような、やっぱりやっていただかないと、今の課長の答弁では何年先だか分からないような答弁ですよ。やっぱり積極性があって、必ずあそこは不要の、ここに書いて、答弁書に書かれているのですよ、不要財産だって書かれていて、だから、不要財産だったら早く切り離して売却して財源確保というのが当然だと思うのですが、再度。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたかしでございます。

先ほどから申し上げましているとおおり、やはりそういう公有財産の売却、貸付けに当たっては、ある程度その場所、場所によって対応を変えていく必要があるのかなというふうに思っております。基本的に民間への売買等が可能な土地でありましたら、しっかりと表示等をしまして対応していくというのも一つの手法かなというふうに思っております。ちょっとそういう場所が市街地から外れているような場合につきましても、やはり町でそういった不要な土地といいますか、ちょっとそういう売却、貸付予定地だというふうなこともしっかりと皆様方のほうに伝わるように、何らかの対策はしっかりと講じていくべきだろうというふうに思っておりますので、そのような形でいろいろ手法を考えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 時間もないので。

過去にはあの近くに移住した方がいるのです。釣りが好きで名古屋から来た人いるのです。だから、今はそういうふうに、市街地から離れているからなかなか容易でないというような考えもあると思うのですが、その辺はしっかりやっぱり考えながら進めていくべきだと思うのですが、どうですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 繰り返しになりますが、やはりそういった情報発信はしていく必要があるというふうに思っております。そこを選ばれる方については、あくまでそういった人にしっかりと目に触れるような対応、対策というのは必要だと思います。必ずしもやはり看板を立てなければいけ

ないというふうなものでは決してないというふうに思っておりますので、何らかの形で皆さんのほうにしっかり示して、そこを希望される方にしっかりとお買い求めいただくとか、あとはお借りいただくとか、そういったことは町の財源確保の面からも大事なことだなというふうに思っておりますので、その辺については検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） これで星次君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 2時31分）

定 例 会 1 2 月 会 議

(第 4 号)

令和５年会津美里町議会定例会１２月会議

議事日程 第４号

令和５年１２月８日（金）午前１０時００分開議

- 第１ 報告第１８号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
 - 第２ 議案第６６号 会津美里町工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例
 - 第３ 議案第６７号 会津美里町地場産業技能修得資金貸付基金条例を廃止する条例
 - 第４ 議案第６８号 会津美里町地場産業技能修得資金貸与条例を廃止する条例
 - 第５ 議案第６９号 会津美里町第４期地域福祉計画の策定について
 - 第６ 議案第７０号 令和５年度会津美里町一般会計補正予算（第８号）
 - 第７ 総括質疑
 - 第８ 議案の常任委員会付託について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

１番	櫻井幹夫	君	９番	洪井清隆	君
２番	小柴葉月	君	１０番	堤信也	君
３番	荒川佳一	君	１１番	鈴木繁明	君
４番	山内豪	君	１２番	横山知世志	君
５番	長嶺一也	君	１３番	横山義博	君
６番	村松尚	君	１４番	根本剛	君
７番	小島裕子	君	１５番	根本謙一	君
８番	星次	君	１６番	大竹惣	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	佐々木吉一	君
総務課長	金子弘	君
政策財政課長	國分利則	君
会計管理者	松本由佳里	君
町民税務課長	猪俣利幸	君
健康ふくし課長	平山正孝	君
産業振興課長	小林隆浩	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	渡部雄二	君
生涯学習課長	福田富美代	君
代表監査委員	小島隆一	君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌	君
事務局次長兼総務係長	歌川和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○報告第18号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第1、報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） おはようございます。それでは、報告第18号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページでございます。提出案件資料1ページ上段も併せて御覧ください。提出案件説明資料にてご説明させていただきます。

本件、損害賠償の額を定めることにつきましては、令和5年9月12日午前2時頃、町営住宅において、屋根の劣化による雨漏りが発生し、家財家具に水がかかり、使用できなくなる物損事故が発生いたしました。その後令和5年11月17日、相手方B氏と物損事故に係る損害賠償金について3万8,134円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本件事故後、劣化した屋根につきましては、現在修理を終えていることを併せて報告いたします。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 1点聞かせてください。町営住宅の屋根の劣化という説明になっております。それによる雨漏りだということです。同類の町営住宅は、多分ほかにもあるかと思われます。これは事後、事故が発生して、事案が発生して申出があったので、対応したということになりますけれども、同類の町営住宅があるならば、当然ほかにも同様に劣化している可能性は大いにあるかと思われます。その点についてはどのように考えておりますか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） ほかにつきましても、今のところ住民の方からの報告等で事故等の

発生等が報告がなされる、屋根の町営住宅の修繕箇所においては、住民の方の報告を待っているような状況でして、そのような状況でつかんでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、もう少し詳しくお願いします。

○建設水道課長（加藤定行君） 劣化箇所については、住民の方の報告により修繕等を行っているような状況でございます。今後におきましては、点検等を行った上で修繕等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 点検していくということなので、それでいいと思いますけれども、同類の当然住宅はあるわけです。ですから、事後処理で済ませるというのが通常かもしれませんが、やはり住宅によっては事前に点検しておくということも大事かと思うのです。もっと大事にならないうちという意味合いで、そこをちゃんと押さえていますかということをお願いしたかったことなのです。再度そこはしっかり答弁いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 管理している町営住宅に関しましては、点検した上で、適切な管理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第18号を終了いたします。

○議案第66号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案第66号 会津美里町工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、小林隆浩君。

〔産業振興課長（小林隆浩君）登壇〕

○産業振興課長（小林隆浩君） おはようございます。それでは、議案第66号 会津美里町工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書11ページ、併せまして提出案件資料2ページの中段を御覧いただきたいと思います。

本案につきましては、地方自治法第209条の第2項の規定に基づき、会津美里町工業団地造成事業

の円滑な運営及びその経理の適正を図るため特別会計を設置し、事業を行ってまいりましたが、町で造成した工業団地が本年度完売し、令和6年度以降は不動産売却収入等の特定の歳入がなくなり、維持管理業務のみとなりますので、一般会計の歳入、歳出と区分して経理する必要がなくなることから、廃止させていただくものでございます。

なお、施行期日につきましては、附則の第1項になりますが、令和6年4月1日とさせていただくものでございます。

また、経過措置といたしまして、附則の第2項になりますが、会津美里町工業団地造成事業特別会計に係る令和5年度の収入及び支出並びに決算につきましては従前の例によるものとし、第3項になりますが、会津美里町工業団地造成事業特別会計に属する財産、債権債務及び歳計剰余金につきましては、令和6年度以降会津美里町一般会計に引き継ぐものとする規定を設定させていただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

8番、星次君。

○8番（星 次君） 造成の工業団地が一応目的というか、特会の会計が終わったということで廃止するわけですが、これは主に高田工業団地だと思うのです。それで、空き工場まだあるのかかわらず廃止するという、意図とするものは何なのか教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 町が所有していた土地というのですか、それは全て売却してございますので、その空き工場というのは既に民間の事業者売却している状況でございますので、あとは空き工場の例えば売買につきましては、極端に言えば町の歳入、歳出に関わってくることではございませんので、そこにつきましては工業団地の特別会計の廃止につきましては全然影響はないということでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 工業団地そのものの特会を廃止するわけですか。それで、全部売れたからでなくて、今度空いているのです。空いている部分あるのかかわらず、特会廃止という部分が果たして妥当なのかという私はちょっと疑問視しているのです。あと、町に土地を返しますと言われたときどうするのですか。それは相手方同士でやって、町は知らないというふうな感じでそっぽを向くのですか。やっぱりそれは不適切だと思うのです。もっと、もう少し何も置いても差し支えないのではないですか、特会として。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今のお話ですが、その空き工場というのは既に個人の財産になって

おりますので、個人の所有のものになっています。ですから、町に返すとか何かという話ではないのかなと思います。また、これ特別会計設置の要件というのがございまして、特別会計が設置できますのは特定の歳入をもって、特定の歳出に充てて、一般の歳入と区分して経理する必要がある場合ということで、特定の歳入があるといったようなことが特別会計設置の要件となっておりまして、一般会計から、これから土地の売払収入とか共同処理施設の負担金といった、そういう特定の収入はもう望めませんので、ありませんので、一般会計からの繰入金のみということになりますが、もし工業団地の特会を残した場合。そういったものにつきましては、一般会計からの繰入金のみを歳入とする特別会計は許されないといったような国の見解も出ておりますので、そういったこともありますので、特別会計を廃止して、今まで町が行っていた工業団地内の維持管理等は一般会計の予算により行っていくと、今までとは変わることがないように、維持管理はしっかりと行っていくというものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 最後です。課長、私はそういうことを、一般会計だか、特別会計なんて聞いていません。高田工業団地には買い戻す条項もちゃんと協定の中で含まれているわけです。それで、申出あった場合は買い戻しということで、町が求めなくてはならない条項もあるのです。それちゃんと知っていての、そういう特別会計とか一般会計なんて私は聞いていないのですから、その辺をよく内容を、建築協定、それから土地売買契約等を再度確認してもらって、それで進めていただきたいと思います。

これで終わります。要らないです。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

星議員。

○8番（星 次君） 先ほども質問の中で言いましたが……

〔何事か言う人あり〕

○8番（星 次君） ここでやるのですか。

○議長（大竹 惣君） ちょっと待ってください。そのままで大丈夫です。

○8番（星 次君） その目的が達成したから、廃止するという町側の考えですが、私が2回ほど質問した中ではまだ時期尚早でないかというふうな疑問視を持っておりますので、私はこの議案に対しては反対の意を申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

3 番、荒川議員。

○3 番（荒川佳一君） 議案第66号の会津美里町工業団地造成事業特別会計の条例を廃止する条例について、賛成のことで意見を申し上げます。

私は、今土地の返却とか何かがあった場合については買戻しということがあるのですが、それは全体的に今工業団地として売買のほうについては、土地については全て終わっておりますので、それについてはもう一度、再度特別会計を立ち上げるような形で、今回は一旦廃止にする条例をしまして一旦廃止をしまして、それから新たにそういう状況が起きた場合についてはそういう対応にしたらいいということの意見でございますので、今の議案については賛成の意見でございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第66号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第67号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第67号 会津美里町地場産業技能修得資金貸付基金条例を廃止する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、小林隆浩君。

〔産業振興課長（小林隆浩君）登壇〕

○産業振興課長（小林隆浩君） それでは、議案第67号 会津美里町地場産業技能修得資金貸付基金条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書12ページ、併せまして提出案件資料の2ページの中段より下を御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、地方自治法第241条の第1項の規定に基づき、地場産業技能修得資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、会津美里町地場産業技能修得資金貸付基金を設置し、地場産業の発展と商工業の振興を図ってまいりましたが、貸付けということもあり、近年においては利用実績がない状況でございます。そのような状況もあり、外部から後継者を受け入れるため、技能習得者にとっては貸付けよりも有利となる報酬や活動費の支給を受けながら技術習得が可能な地域おこし協力隊制度を活用すること、また内部向けの技術習得についても既存の補助事業を活用することにより十分に代替ができることから、廃止させていただくものでございます。

なお、施行期日につきましては令和6年4月1日とさせていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第67号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第68号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第68号 会津美里町地場産業技能修得資金貸与条例を廃止する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、小林隆浩君。

〔産業振興課長（小林隆浩君）登壇〕

○産業振興課長（小林隆浩君） それでは、議案第68号 会津美里町地場産業技能修得資金貸与条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書13ページ、併せまして提出案件資料2ページの下段から3ページの上段を御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、先ほど議決をいただきました議案第67号 会津美里町地場産業技能修得資金貸付基金条例を廃止する条例に関するものでございまして、会津美里町地場産業技能修得資金の貸付けを行うため、会津美里町地場産業技能修得資金貸与条例を設置し、地場産業の発展と商工業の振興を図ってまいりましたが、先ほどと同様の理由になりますが、地域おこし協力隊制度の活用や既存の補助事業の活用などにより十分に代替ができることから、廃止させていただくものでございます。

なお、施行期日につきましては令和6年4月1日とさせていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第68号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第69号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第69号 会津美里町第4期地域福祉計画の策定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） おはようございます。それでは、議案第69号 会津美里町第4期地域福祉計画の策定についてをご説明させていただきます。

議案書14ページ及び提出案件資料3ページ中段並びに別冊の会津美里町第4期地域福祉計画書になります。

それでは、本件は現行の計画が平成31年度から5か年計画となっており、今年度末をもって終了することとなります。新たに令和6年度からの5年間を計画期間とする第4期地域福祉計画を策定するため、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、計画の概要についてご説明を申し上げます。別冊の第4期地域福祉計画のほうを御覧願います。初めに、計画策定の経過について簡単にご説明をさせていただきます。本計画の策定に当たりましては、令和5年度に町民対象の抽出アンケート調査、福祉事業所、団体等に対するアンケート調査を実施し、本年度5月、6月に中学校区単位で地区別懇談会として、ワークショップ形式で意見交換会を各2回、その後パブリックコメント並びに地区別説明会と、それに併せ懇談会として計画に対するワークショップを実施し、原案の作成に至っておるところでございます。

それでは、計画書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1章、計画の策定に当たってであります。1、計画策定の意義といたしまして、地域福祉計画は住み慣れた家や地域でその人らしい自立した生活を営むことができるよう、地域共生社会の実現を目指し、計画の基本的な方向性について記載をしておるところでございます。

続いて、3ページを御覧いただきたいと思います。3、計画の位置づけであります。法的な根拠を示すとともに、第3次総合計画に掲げる町の将来像の実現のための子育てや医療、福祉分野の施策である健やかで人に優しいまちづくりを踏まえ、町の福祉分野における上位計画として位置づけるものであります。

また、下段の表につきましては、最上位計画の第3次総合計画を柱に各計画との関係性について記載し、福祉部門の上位計画である地域福祉計画、その下に具体的な事業計画として町子ども・子育て支援事業計画をはじめ、各個別計画を記載しております。

なお、個別事業計画につきましては、4ページから7ページに計画の相関関係として、計画ごとの概要を記載しております。

続きまして、8ページを御覧ください。4、計画の期間として関連する計画と併せた実施期間を記載したところでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。5、計画の策定方法であります。本計画を策定するに当たり、現計画に対する取組内容の点検、評価を行い、町民アンケートや地域福祉に関係のある団体等に対するアンケート調査の実施、中学校区単位でのワークショップ形式による地区別懇談会を開催し、さらにパブリックコメントの実施に併せ地区別懇談会を開催し、その都度地域福祉計画策定検討委員会においてご審議をいただいたところでございます。

続いて、11ページを御覧ください。第2章、地域福祉の現状としまして、1、本町の概況の中に人口や世帯数、就業形態の推移等につきまして14ページまで記載をしているところでございます。15ページからは地域福祉を取り巻く概況としまして高齢者の現状、障がい者、障がい児の現状、独り親世帯の現状等につきまして23ページまで現状分析を記載しているところでございます。

続きまして、24ページから44ページまでにつきましては、3、地域福祉に関するアンケート調査としまして、令和5年度、昨年度実施いたしました町民向けアンケートの結果について記載をしているところでございます。前回アンケート結果との比較ができるところについては比較を行い、個々の考え方や生活環境の変化等について分析を行っているところでございます。

続いて45ページから48ページまでにつきましては、4、団体等アンケート調査としまして、町内で活動する福祉関係事業所や各種団体を対象に実施しましたアンケート結果について記載をしているところでございます。

続きまして、49、50ページでございます。5、町民懇談会といたしまして、本年5月、6月に中学校区単位で各2回ワークショップ形式で行いました懇談会について、理想の地域、地域福祉、私たちにできることということで、その件について討論をいただいた内容等について記載をしているところでございます。また、パブリックコメント開催中にも地域福祉計画案についての説明に併せ、計画案に対する意見交換の場を設けさせていただきまして、皆さんからのご意見をいただいたところであります。

続きまして、51ページから54ページには、6、第3期地域福祉計画の取組の状況といたしまして、第3期地域福祉計画の基本目標ごとの取組状況等について整理し、記載したところでございます。

55ページを御覧ください。7、地域福祉の現状と課題といたしまして、前期計画の取組状況やアンケートを含む各調査、懇談会での意見等を踏まえ、課題1として人と人とのつながりがある関係づくりが必要、課題2といたしまして地域で支え合い、安心して暮らし続けられる体制づくりが必要、次のページで課題3としまして、子供から大人まで、誰もが元気に活動できる仕組みづくりが必要との3つの課題を整理したところでございます。

続きまして、57ページを御覧願います。第3章、計画の基本的な考え方について記載をしております。本計画の基本理念として、共につながり、支え合いのある町とし、第1期地域福祉計画における

「あなたの思いを行動に」の合い言葉を継承し、住み慣れた家で地域に積極的に関わり、関係性を持って自立した生活を営める地域共生社会の実現を目指していくものでございます。

58ページには基本理念として掲げた共につながり、支え合いのある町を推進していくために、3つの基本目標を掲げてございます。1つ目は、みんなでつくる、人とのつながりがあるまちづくり、2つ目は支え合い、安心して暮らせるまちづくり、3つ目は共に楽しく、子供も大人も元気なまちづくりであります。

続きまして、60ページを御覧ください。3、施策の体系としまして、3つの基本目標の達成に向けた基本施策と主な取組について記載をさせていただいているところでございます。

また、61ページから80ページまでにつきましては、それぞれの基本目標の達成に向けた基本施策について、現状を踏まえた施策の目指す姿、実現するための基本目標に沿った役割や主な取組と取組例を記載しております。取組例では行政に限らず、福祉関係事業所や団体など幅広い取組を記載し、特に町民や地域での取組について特化して記載をしているところでございます。特定の誰かがやるという意識を持たずに、できることをみんなで取り組んでいくという考えの下、それぞれが協力し合い、地域共生社会の実現に向け、取り組んでいこうとするものであります。

最後に、81ページでございます。第5章、本計画の推進であります。計画の推進に当たりましては、町民の皆さん、関係機関、事業所等の協力が必要不可欠でございます。庁内関係部署との連携はもちろん、関係機関、団体、事業所等の連携を図りながら取り組む内容の記載となっております。

また、次ページ、2、計画の進捗管理といたしまして、町内の福祉関係者及び町民等で構成する地域福祉計画推進委員会を設置し、進捗管理、評価を行い、PDCAサイクルに基づく計画の推進を図ってまいる考えでございます。今後5年間この計画を指針とし、福祉の向上に努めていく考えでございます。

簡単ではありますが、概要の説明と代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） それでは、計画の78ページ、9、地域における健康、生きがいのづくりの推進のページについてお伺いします。

9月定例会の際に、私地域福祉計画について質問しました。その中で南会津圏域ではメタボが悪化しているというような状況で、成人用、大人の健康づくり項目に、そういう表現で4期計画に盛り込むべきだというふうに質問いたしまして、そのときの回答が町民の自主的な健康づくりの重要性について記載する予定としております。あと、一人一人の意識改革が不可欠でありますので、記載内容については検討いたしますという答弁でございました。これを受けて、ここの78ページのどの表現にこれが織り込まれたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどの健診に関する、健康づくりに関する強い周知が必要だという点につきまして、まず計画の内容について78ページの主な取組という部分で、こういった部分に取り組んでいただきたいという部分で記載をしております。ただ、実施の中身については、前の議会でもご答弁させていただきましたが、個別計画においてより具体的に記載をする考えでございますので、この地域福祉計画においてはこの記載でとどめているということでございますので、ご理解願います。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） それでは、この計画の担当者に対しましては、課長からどのような指示を出したのかお聞きしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、78ページの①のボツ4点目の部分に、若干でございますが、記載はさせていただいております。「町民は、健康的な生活習慣を身につけ、生涯を通して主体的な健康づくりを目指します」という形で記載をしておるところではございますが、今後の計画、データヘルス計画等もございます。健康増進計画等もございますので、そこら辺との整合性をやはり重視して計画の策定には当たってほしいという形で指示をしております。より具体的に書いたときに整合性が取れなくなっても困りますので、あくまで本計画については方向性、指針という形の部分がございまして、こういった指示をしたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） では、最後になりますが、上位計画なので、こういう表現にならざるを得ないことは理解します。そうしますと、ただ9月の一般質問の答弁はその場限りの答弁だったと、そういうふうな理解をせざるを得ないのですが、その辺はどのようにお考えなのかお答えください。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 9月答弁の中でもご意見は参考にさせていただきますという形で答弁したと記憶しております。より強い口調と、計画の中で指示的なものは、やはりなかなか入れにくいというものがございます。ですので、目指すものという形で、町民に対してのアピールという部分で記載をさせていただいたという形ですので、より細かい内容、必要性、重要性についてはやはり個別計画で記載すべきものというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 恐縮ですが、5点について伺いたいと思います。

まず、質問に入る前に、基本的にこの計画読ませていただいて、現状と課題、それから現状分析、アンケート調査まで十分されていると。それから、町民懇談会の内容もきめ細かに整理されているということで評価をしたいと思います。おおむね整理されて、いい計画になっているなと思います。こ

れが全てしっかり取り組んでいただければ、福祉の町としての増進はしっかり進んでいくなというふうに思います。それを踏まえまして、そういう思いをもってしても内容的に理解しておくべきことと、それからちょっと疑問、ここはどうしてこうなったのかという等々何点かありますので、伺いたいと思います。

まず、1点目です。パブコメも全て見させていただきました。その中で、パブコメの資料、7ページの14番目にありますご意見に対して町の回答が、これは意見として地域に集会施設があるほか、施設がない地区もあるので、町内には集会施設がある地区もありとしない和不適切ではないかという問いだったです。それに対して、地区に集会施設があるほかを削除しますということだけで回答が載っておりました。これを見ますと、削除したことによって、なお分かりづらくなっただけではないかなというふうに思うところがございます。というのは、これ計画の中では75ページです。75ページの8番、交流の拠点、集いの場づくりの支援というところでございます。ここに集いの場という言葉は出てきません。それから、居場所として（サロン）というふうな言い方になっております。その上を見ますと、集まる場所が、交流の場所が子育て支援センターとか地域包括支援センターに何か特化して説明しているようにしか、これ読めません。これだけ集いの場を増やしてきて、そこで地域の人が自由に交流できる、あるいはまさかここに子供も自由に出入りするというようなイメージはなかったのですけれども、この文章を読む限りはそれも含んでいますよ、その周知に努めていきますよというふうに言っているとしか思えないのです。ここはどういうふうに理解すればいいのか、まずお願いしたいなと思います。

2点目ですけれども、ページ62、アウトリーチ事業についてです。

○議長（大竹 惣君） 根本議員、もう少し要点をまとめてお願いします。

○15番（根本謙一君） はい。まず、5点言ってしまいます。アウトリーチ事業については、詳しい説明がない。これは、出張サービスというような意味合いで書かれているようだけれども、ただこの言葉だけでは説明が不十分ではないかなという点。

3点目です。64ページで認知症サポーターの養成講座のところが出ております。それで、さきの10月17日に中澤まゆみ先生をお呼びいたしまして、「ケアの町を私たちの手で」というテーマで講演をいただきました。その中で大変印象的に残っているのがサポーター養成講座から今度はアクション講座に移して、当事者同士も含めての交流の場を進めていく必要があるのではないかという点がありました。そこをどのようにここで踏まえればいいのか。

4点目、ページ67ですけれども、包括的支援体制の充実のところ、いろんな体制ができていて、重層的な支援体制をつくっていくのだということなのだけれども、とても分かりづらい。いろんな窓口があって、分かりづらい。これ大丈夫かなという。町民の皆さんが読んで、もっと分かりやすくできないかなという点を伺いたい。

最後に、5番目ですけれども、進捗管理のための視点を見ますと数値化できる部分と、あるいはイ

メージ的にやりましたということだけで済ませてもいいような視点も入っております。これをどういうふうに整理して評価、分析していくのかなというのがちょっとあやふやな部分ではないかなというので確認させていただきたいというふうに思います。目標値もありますけれども、これは最上位計画の総合計画と整合性を取っていくので、当面は現在の目標値を掲げているようだけれども、これは逐一変わっていくという理解でいいのか。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員、質問5点だと思うのですけれども、最後に確認の意味で要点だけ確認してもいいですか。

○15番（根本謙一君） はい。まず、1点目はパブコメの部分です。町の回答がこれを外したことによって、なお幅が小さくなってしまったのではないかというところですよ。

2点目は、アウトリーチの事業の説明がちょっと不十分ではないか。

3番目は、認知症サポーター養成講座です。ここからアクション講座へ移すといういいテーマを聞かせていただいたので、これが反映されないか、どういうふうに考えるかということです。

4点目は、包括的支援体制の充実、もっと分かりやすくできないかと。新しい言葉がどんどん出てきていますので。

5番目は、進捗管理、数値化できるものは数値化しないと、なかなか評価できないのではないかという点です。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、お答えさせていただきます。

1点ずつの整理という形でよろしいでしょうか。ちょっと5点あって、複雑になってしまいますので、まず1点目のパブリックコメントについての回答及び修正して分かりづらくなったのではないかという点でございますが、まずこの75ページにつきましては、パブリックコメントの内容といたしましては地域集会施設ということで、集いの場等に対しての意見でございました。この部分につきましては、子供も大人もという形の部分でございます。特に集会所だけにこだわるということではございません。確かに集会所のない地域、その地域はどうするのですかということになった場合に、その点についての記載も特にございませんので、メインとなる施設、そういったものについて特化し、あとなどという形の記載に訂正をさせていただいたということでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そうしますと、例えば子育て支援センターはいろんな子供がいつも自由に入りしてもいい場所だというふうに私は捉えていなかったのですけれども、多分親御さんと一緒に行く所であったし、そういった意味でここで拠点化しているのだというふうなことで変えてしまうと私はちょっとまた意味が違ってくるのではないかなと。地域での交流の場ということを行っているわけでしょう、ここでは。その一つの拠点としては子育て支援センターであったり、包括支援センターで

しょう。ただ、包括支援センターもなかなか普通に入りやすいところではない。やっぱり目的があつて行くところ。普通に交流の場としては私は捉えにくいところだなと思うから、これを象徴的に拠点というふうに出してしまうと私はちょっと違うのではないかなというふうに考えるのですが。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 例えばの話で、子育て支援センターであれば、子供を育てる保護者の交流の場という形での機能は十分に果たしているところがございます。そういった交流の機会等を設けるということで、それは十分内容的には合致しているのかなというふうに考えているところがございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 上位計画ですので、細かいところまでの計画ではないということを踏まえると、それも含めて包含しているのだという意味合いでの課長の答弁だというふうに受け止めておきたいと思います。

では、2点目参ります。このアウトリーチ事業ですけれども、これの説明がちょっと不足しているのではないかなというふうに思いますけれども。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、62ページの地域包括支援センターの取組ということで、アウトリーチ事業という記載をしております。これにつきましては、今現在こういう取組をしておりますよという記載のものであって、取組していきますという部分、紹介事例という形で記載をしているところがございます。その点でご理解を願いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かります。そういうことです。地域包括支援センターの取組というのは書いてありますから。ただ、アウトリーチという意味がどういうことなのかということを分からないで、専門的な用語を載せているだけで、どうなのですかと。だって、ほか字句の説明も丁寧にされているではないですか。上位計画ですので、そこはちょっとやっておいたほうがよかったのかなという意味合いで。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 申し訳ございません。アウトリーチの用語の意味という点でございますよね。ご指摘ありがとうございます。検討させていただ……

〔「個別計画で」と言う人あり〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） 個別計画のほうで記載させていただくような形で対応させていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） では、次に参ります。

3点目です。認知症のサポーター養成講座、これは本当に十分に進められているということで、特に子供たちを対象に高校生、中学生、肝腎なところをちゃんと押さえて進めているというのは評価したいと思います。この前の講演会の中身からすると、アクション講座へ移して、当事者やそのサポーター同士が交流する場に、もうアクション的に移すことが必要ではないかということを示唆を受けたと思います。それは、また個別計画というところで十分だとは思いますが、考え方だけ伺っておきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 講演会で中澤先生から世田谷区の取組ということで、一例としてアクション講座に移りましたという話をお聞かせいただきました。まず、そちらのほうの取組につきましては、世田谷区のほうでは住民からのご意見等、区のほうで受け、制度の改正という形で取り組んだということを聞きました。確かに進歩していくという形で必要かと思います。今現在町のほうでは養成講座という形で取り組んでおります。この計画期間内でこういった形で進めていくかということについて十分検討させていただいて、取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） では、次に4点目に参ります。

この包括的支援体制の充実のところでは、重層的支援体制という言い方をされております。いろいろな体制が整えられているというのは本当にご苦労であり、ありがたいことだというふうには思っておりますけれども、特にお聞きしたいのは主な取組の②です。②の取組例の中で、3行目の末にこども家庭センターの設置に努めますというふうに書かれております。この計画の52ページを見ますと、字句の説明の中で子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、それぞれ設置されていますから、またこのこども家庭センターというのはどういうことなのだとこのころです。包括的に1拠点でやっていくという意味合いなのか、ここがちょっと意味取れなかったもので、再度の説明をお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） こども家庭センターの設置についてでございますが、まず国のほうでそもそも子育て世代包括支援センター、あと子ども家庭総合支援拠点事業を実施しなさいということで、町のほうも既にそちらについて取り組んでございます。新たに国でそれを包括するようなこども家庭センターの設置ということで通知が流れております。先行して設置する市町村については令和6年度から取り組むというところもございますが、美里町においては今現在2つ設置している。あと、子育て支援センター等もございます。そういった部分の整理も含めた中で7年度に取り組む。6年度設置という方向で現在考えているということで、その部分についてを記載させていただいたということでございます。ただ、より6年度中に設置に向けて取り組んで、7年度開所という形で進めていきたいということでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） また個別計画の中で具体的に出てくるのかなと思いますけれども、ですからこの3つの組織を一緒にするのだというイメージでいいのですか。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） できればしたいというふうに考えております。ただ、国の制度上おのおのものは生きているという形になっておりますので、できるかできないか、そういった部分も6年度に検討しながら進めていきたいということでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。理解しました。

では、最後に参ります。進捗管理です。初めに申し上げましたように、この進捗管理のための視点を見ますと、これは数値化するのかなとか、すぐできるのかなとか、これはイメージ的な問いかけだなとか、ことによって、それぞれ皆ばらばらなのです。これどうやって進捗管理していくのかなというのがちょっと見えなかったもので、基本的なところ、考え方、数値化も含めてどのようにしていくのか伺っておきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 進捗評価についてでございますが、まず大きく3つの部分について、58ページ、基本目標については目標値を設定し、町民アンケート等を活用した数値的な評価を考えておるところでございます。

あと、60ページを御覧ください。基本目標の3つについては、数字としてアンケートで評価、基本施策、主な取組等につきましては進捗管理といたしまして推進委員会を設置し、町民からも事業所からも委員の方を選出していただいて、毎年度進捗について評価、検討をしていくことを予定しております。まず、内部事業につきましては課内で、庁内で事業についての進捗を確認し、その委員会において評価をしていただくということを予定しているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 最後にします。だから、数値化しているものは、一定程度誰が見ても分かると思うのです、評価の仕方は。ただ、数値化できない部分のこともこの視点の中にいっぱい出てきておりますので、そこはどういうふうに評価していくのか、分析できるのかなというところです。資料としては、所管のほうからこの委員会の中へ出されるのでしょうけれども、そうするとイメージ的なことでおおむね良好ですよみたいなところで収めてしまうのか、このまま進めていったいいですよみたいな。イメージで語ってしまうと、それはしっかりした根拠に基づいたものだといふなかなか説得力は持たないのではないかなというところをちょっと懸念したのです。そこを踏まえてお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 各項目に進捗管理のための視点という部分が確かに記載されております。この部分について委員会等においてご意見等を賜り、評価していこうと考えておりますが、中身によってはアンケート等の実施も必要もあると考えておりますので、対応について必要な部分については実施していきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 終わります。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第69号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時04分）

再 開 （午前11時20分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○議案第70号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第70号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第70号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明申し上げます。

予算書と併せまして、提出案件資料4ページから30ページを御覧願います。まず、今回の補正予算の概要でございますが、障がい福祉サービスの利用者等の増加及び乳幼児、児童の医療機関受診の増加によります扶助費の増額や原油価格高騰によります電気料等の増額並びに今後の予算執行の見込みに伴いまして予算の補正を行うものでございます。

それでは、まず予算書の表紙を御覧願います。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,104万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億6,826万1,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為につきまして追加の補正を、第3条は地方債につきまして変更及び廃止の補正を行うものでございます。

3枚おめくりいただきまして、第2表、債務負担行為補正でございます。これは、追加でございます。これは第4次総合計画基本構想及び前期基本計画策定支援事業につきまして、令和8年度を始期とする本計画を一体的に策定を行うため、期間が令和6年度から令和7年度まで、限度額を1,200万の債務負担行為を設定するものでございます。

次のページに参りまして、第3表、地方債の補正でございます。事業費の確定及び確定見込みにより、乳幼児、児童及び生徒医療費助成基金事業から、ページをおめくりいただきまして移住促進事業につきまして、それぞれ限度額の変更及び廃止をするものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。なお、各課の補正内容につきましては提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみ説明させていただきます。

3ページをお開き願います。まず、歳入でございます。1款町税につきましては、1項町民税の補正額の計1,932万円の増額から、4ページの5項入湯税20万4,000円の減額まで、それぞれ収入見込みによりまして記載のとおり増額、または減額するものでございます。

次に、2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税167万4,000円の減額につきましては、交付額の確定見込みによるものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金865万4,000円の増額につきましては、障がい者自立支援給付費負担金でございまして、障がい福祉サービスの利用者等の増加に伴いまして、給付費の増額により841万2,000円増額するものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金369万9,000円増額につきましては、個人番号カード等交付事務費補助金でございまして、マイナンバーカード交付事業費の確定見込みにより119万9,000円を減額いたしまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でマイナンバーカードへの振り仮名等の表記に伴う住民基本台帳システムの改修によりまして481万8,000円増額するものでございます。

5ページをお開き願います。15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金432万7,000円の増額につきましては、障がい者自立支援給付費負担金でございまして、民生費国庫負担金でも説明いたしましたが、障がい福祉サービスの利用者等の増加に伴う給付費の増額により420万5,000円増額するものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金140万7,000円増額につきましては、乳幼児医療費助成事業補助金並びに子供の医療費助成事業補助金でございまして、医療機関受診の増加に伴う医療費助成費の増加によりましてそれぞれ記載のとおり増額し、被災した子供の健康・生活対策等総合支援事業補助金につきましては、採択基準の見直しにより補助対象とならなかったことによりまして179万7,000円を減額するものでございます。

次の4目農林水産業費県補助金1,886万3,000円の減額につきましては、6ページを御覧いただきまして、まず機構集積協力金及び新規就農者経営開始資金補助金でございまして、これは申請がなかったことによりそれぞれ記載のとおり減額いたしまして、多面的機能支払交付金におきましては施設の長寿命化のための活動支援について新たに事業採択されたことによりまして1,192万9,000円の増額、ため池維持管理事業補助金につきましては一の坊ため池廃止工事について県の補助金が採択されなかったことにより2,600万円減額するものでございます。地域計画策定推進緊急対策事業補助金におきましては、人件費の増加に係ります追加分により170万8,000円を増額するものでございます。

次に、3項県委託金、3目土木費県委託金120万7,000円の減額につきましては、道路除草及び河川浄化作業委託金でございまして、事業の確定に伴いましてそれぞれ記載のとおり減額するものでございます。

次に、16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入443万6,000円の増額につきましては、旧高田庁舎跡地の土地売払収入によるものでございます。

7ページをお開き願います。18款繰入金、2項基金繰入金、6目過疎地域持続的発展基金繰入金110万円の減額、8目森林環境基金繰入金366万6,000円の減額及び9目企業版ふるさと納税基金繰入金262万4,000円の減額につきましては、基金を充当しております事業費の確定見込みにより、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

次に、10目地場産業技能修得資金貸付基金繰入金134万2,000円の増額につきましては、会津美里町地場産業技能修得資金貸付基金の廃止に伴いまして、残高を一般会計のほうに繰り入れるものでございます。

8 ページを御覧願います。20款諸収入、4 項雑入、3 目雑入367万5,000円の増額につきましては、まず複合福祉施設光熱水費等でごさいます、本郷こども園における光熱水費の増額に伴い227万3,000円増額いたしまして、また多面的機能支払交付金事業返還金につきましては決算に基づく返還金が生じたため、130万6,000円増額するものでございます。

次の21款町債、1 項町債につきましては、先ほど第3 表の地方債補正でご説明いたしましたが、1 目総務費から8 目教育債までそれぞれ増額、または減額するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。9 ページをお開き願います。まず、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費162万5,000円の減額につきましては、10節の印刷製本費でごさいます、議会だより発行事業費の確定見込みによりまして114万8,000円を減額するものでございます。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目財産管理費9,127万3,000円の増額につきましては、24節の積立金でごさいます、公共施設等整備再生基金積立金で5,584万6,000円を、過疎地域持続的発展積立金につきましては3,420万円を公共施設等の整備に係る事業及び過疎地域の持続的発展特別事業の今後の円滑な事業推進を目的としまして、それぞれ積み立てるものでございます。

次に、7 目の企画費1,615万3,000円の減額につきましては、まず18節の若者定住住宅取得支援事業補助金590万円の減額及び住宅取得支援事業補助金992万9,000円の減額でごさいます、建築資材等の高騰によりまして建築を控える傾向のため、申請数の減少見込みによるものでございます。

次に、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費360万7,000円の増額につきましては、11ページをお開きいただきまして、12節のシステム改修委託料でごさいます。歳入でご説明いたしましたが、マイナンバーカードへの振り仮名等の表記に伴う住民基本台帳システムの改修によりまして、481万8,000円を増額するものでございます。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障がい福祉費1,861万9,000円の増額につきましては、まず12節のシステム改修委託料でごさいます、障がい者自立支援給付審査支払い等システムの改修に伴いまして176万円増額するものでございます。また、19節の自立支援給付費におきましては、歳入でもご説明しましたが、障がい福祉サービスの利用者等の増加に伴いまして1,682万4,000円を増額するものでございます。

次に、4 目高齢者福祉費154万8,000円の増額につきましては、27節の介護保険特別会計繰出金でごさいます、介護保険特別会計保険給付費等の増額に伴いまして212万4,000円増額するものでございます。

12ページを御覧願います。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費1,182万2,000円の増額につきましては、まず19節の乳幼児医療費助成でごさいます、歳入でもご説明いたしましたが、医療機関受診の増加に伴いまして医療費助成費の増加により400万円を増額するものでございます。また、22節の国庫、県支出金返還金は、令和4 年度の子育て世帯生活支援特別給付金の実績及び子ども・子育て支援事業における事業費の確定に伴いまして国庫補助金の返還が生じるため、750万6,000円を新たに予

算措置するものでございます。

次に、5目認定こども園費214万7,000円の減額につきましては、まず10節の光熱水費でございまして、原油価格高騰に伴いまして電気料金の値上がりにより、本郷こども園及び新鶴こども園の光熱水費について840万3,000円を増額するものでございます。また、12節のバス運行業務委託料及び保育業務委託料におきましては、事業費の確定見込みによりそれぞれ記載のとおり減額するものでございます。

13ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健センター費251万7,000円の減額につきましては、14節の維持改修工事でございます。保健センター屋根及び外壁改修工事について事業費の確定により減額するものでございます。

次に、2項清掃費、2目じんかい処理費378万9,000円の減額につきましては、12節の廃棄物収集運搬委託料でございまして、一般廃棄物収集運搬業務委託料の確定見込みにより減額でございます。

14ページを御覧願います。5款農林水産業費、1目農業費、3目農業振興費1,605万6,000円の減額につきましては、一部歳入でもご説明いたしましたが、まず18節の機構集積協力補助金から新規就農者経営開始資金補助金まで事業の申請がなかったこと及び交付額の確定見込みによりまして、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

次の4目農地費907万1,000円の減額につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、まず14節のため池工事でございます。一の坊ため池廃止工事について補助金が採択されなかったため、2,600万円減額するものでございます。

続いて、15ページをお開きいただきまして、18節の多面的機能支払交付金におきましては、施設の長寿命化のための活動支援について補助金が採択されたため、1,590万5,000円を増額するものです。

次に、2項林業費、2目林業振興費803万8,000円の減額につきましては、まず12節の森林経営管理業務委託料及び18節の森林整備促進事業補助金の事業費等の確定見込みにより、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

次に、16ページを御覧願います。6款商工費、1項商工費、3目企業誘致促進費1,315万6,000円の減額につきましては、まず18節の工場等用地取得費補助金でございまして、事業費の確定により450万円を減額するものでございます。また、中小企業等6次産業化支援補助金及び空き工場処分等支援補助金におきましては、申請に至らなかったことにより、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

17ページをお開きいただきまして、7款の土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費177万7,000円の減額につきましては、18節の木造住宅耐震改修支援事業補助金でございまして、事業費の確定見込みによりまして120万円を減額するものでございます。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費399万8,000円を増額につきましては、町営住宅入居者の退去に伴う修繕費等の不足が見込まれるため増額するものでございます。

続きまして、18ページを御覧願います。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費3,392万4,000円の減額につきましては、12節のスクールバス運行業務委託料でございまして、事業費の確定見込みに伴い3,314万5,000円を減額するものでございます。

19ページをお開き願います。2項小学校費、1目学校管理費577万6,000円の増額及び3項の中学校費、1目学校管理費478万円の増額につきましては、10節の光熱水費でございまして、原油価格高騰等に伴う電気料金の値上がりにより、それぞれ記載のとおり増額するものでございます。

次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費71万8,000円の増額につきましては、3節の時間外勤務手当でございまして、郷土資料館開館に伴う業務量増加見込みによりまして145万7,000円を増加するものでございます。

次の3目生涯学習センター費207万円の減額につきましては、20ページの12節搬送業務委託料でございまして、本郷生涯学習センター施設備品などの移転業務委託の事業費確定に伴いまして151万6,000円を減額するものでございます。

次の6目文化財保護費292万4,000円の減額につきましては、17節の施設備品でございまして、郷土資料館展示室施設備品購入の事業確定によりまして136万1,000円減額するものでございます。

21ページをお開き願います。6項保健体育費、2目保健体育施設費221万5,000円の減額につきましては、12節の搬送業務委託料でございまして、これは高田体育館大規模改修工事に伴う備品移転業務委託の事業費の確定に伴いまして減額するものでございます。

次の3目学校給食費の538万3,000円の増額につきましては、10節の光熱水費でございまして、原油価格の高騰に伴う電気料の値上がりにより増額するものでございます。

22ページを御覧願います。13款予備費、1項予備費、1目予備費423万9,000円の増額につきましては、災害復旧等に係る各事業に対応する予備費の充当を行ったため増額をするものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

3番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） それでは、2点ほど質問いたします。

歳出、9ページ、2款総務費、1項総務管理費、2目自治振興費、10節需用費、それでもう一つは歳出、同じく9ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費、18節負担金補助及び交付金でございます。

まず、総務費の2款のことについて、需用費の印刷製本費10万円の増額についてお聞きしたいと思います。地域振興や移住者などの資料として活用することは、大変効果があると思っております。何冊を印刷製本するのかお聞きいたします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） これにつきましては、現在作成をしております「集落の教科書」の印刷製本費のほうでございます。冊数でございますが、およそ200冊ほど考えてございます。ただ、最終的な単価を県のほうと詰めてございますので、現在200冊程度は印刷するというところで考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） そうしますと、今の赤沢地区の「集落の教科書」、今県の事業で作成しておるということで今ほど話あったのですが、県から町へいただけることになっているはずなのですが、増刷することによりまして、さらにどのように活用していくのか、その点について説明をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 活用方法でございますが、説明資料にもあるとおり、これはやはり地域の振興、さらには移住者等への資料として活用したいと考えてございます。この中身でございますが、集落の成り立ちだったり文化、さらにはその地区のいろんな行事も入ってございますので、移住される方の資料として非常に有効であるため、そういったことで有効に使っていきたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） そうすると、今の地区の方にも一応希望があれば配付して、何か地域活動に活用するということも考えているということでしょうか。それについては財政のほうに、どこに取りに行けばよろしいでしょうか。窓口を教えてくださいと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 当然この資料を作るためには地域の方の多大なご協力をいただきましたので、その分については当課のほうで取りまとめを行い、地域の方にもぜひ御覧いただいて、そういった地域の振興、さらには外から入ってくる移住者のほうにそういった資料の説明をしていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは、2点目お聞きしたいと思います。

造成の分収交付金なのですが、27万2,000円の新たな予算についてお聞きしたいと思います。これ場所は松倉分収林ということでよろしいでしょうか。あと、今回一応間伐なのか、全伐なのか、面積及び収量について教えていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

この造林分収交付金でございますが、まずこれにつきましては緑の森づくり公社と分収林契約に基

づくものでございまして、対象は松坂財産管理会のほうになります。その中で間伐を行いまして、その収益が生じたので、正確には27万1,977円、土地の所有者に入る分収割合が2割というふうなところでございまして、27万1,977円が町に一度入るというふうなことになります。その後で町を通しまして同額松坂財産管理会のほうにお支払いするというふうな契約内容になっているところでございます。

なお、売払いの面積というか、売払い数量は立米でなっておりまして、これが449.565立米でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） ちょっと1回目に聞いたときに、数量というか、面積は分かったのですが、その計算式なのですが、補正のときの算出の計算の式について分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 内訳でございしますが、まず造林木の販売代金がございます。この販売代金が、申し上げますと198万6,957円になります。そこから販売に要した費用を差し引くような形になります。これは、主に運搬費等でございます。これが合計62万7,072円かかっておりまして、これを差し引いた残りの分収契約対象額になるわけでございますが、これが135万9,885円になります。これに分収割合の2割、0.2を掛けまして得た数値が先ほど申し上げました27万1,977円となるというふうなところでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 細かいところまで計算式ありがとうございました。ようやく計算の内容について、数字についてようやく分かったところでございます。

それで、この補正が今、12月になった理由というか、今後ともやっぱりこういう形で補正で対応するのか、何らかの方法で当初とか何かに計上することができないということで考えているのか、その点最後にお聞きしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

まず、この分収金でございしますが、実はまだ入ってきておりませんで、これから入ってくる予定でございします。基本的に当初予算で見込める場合については、当然当初予算のほうで計上させていただくことになります。それ以外、途中でこういったことで通知が来る場合については、直近の議会において補正で計上させていただくというふうな方法になろうかなというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 先ほど私が答弁いたしました数量のほうに間違いがございましたの

で、ここで訂正をさせていただきたいと思います。

「集落の教科書」の印刷は何部するのだというようなことで、私200部というようなことでお答えしたと思うのですが、失礼しました。単価と部数を間違えまして、500部を印刷をいたしまして、地域、さらには図書館、各支所、そういったところに配付してまいりたいと考えております。おわび申し上げます。訂正方お願いいたします。

○議長（大竹 惣君） よろしいですか。

1 番、櫻井幹夫君。

○1 番（櫻井幹夫君） 私から1点だけ質問をさせていただきます。

18ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料、スクールバス運行業務委託料についてであります。計画と確定の差についてもう少し詳しくご説明をいただけないものでしょうか。コースの減数、走行距離の減少、利用児童生徒数の減少などによるものなのでしょうか。お教えいただけませんか。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの委託料の減額につきましては、コースの変更とかそういったものではございませんで、令和4年、昨年の12月会議におきまして……

○議長（大竹 惣君） こども教育課長、ちょっと待ってください。

ちょっとマイクの調子が悪いので、暫時休憩します。

休 憩 （午前11時51分）

再 開 （午前11時51分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

どうぞ。

○こども教育課長（渡部雄二君） このスクールバスの委託料につきましては、対象になるのが3コースございまして、1つは宮川小学校の分でございまして、宮川小学校で4コースございます。あと、新鶴小中で3コース、あとは新鶴のこども園ということになってございまして、金額が非常に大きいものでございます。それぞれ昨年の12月の会議におきまして、3年間の債務負担行為ということで議会の承認をいただいたところでございます。その後令和5年3月になりまして、それぞれ契約をしたところではございますが、このバスの委託料につきましては非常に複雑でございまして、結論からいいますと契約の請け差によってこれだけ差が出てくるのがほとんどでございまして、バス委託料につきましては貸切りバスの運賃ということで、国土交通省のほうで決まった単価を使うことになってございます。距離制運賃とか時間制運賃ということで計算をされるわけでございますが、この時間制運賃に関する単価、これが国土交通省で示しているわけでございますが、我々債務負担行為等々で算出

する金額というのが国の単価の中間辺りを取って積算するのですけれども、その際契約に当たってはそれよりも低い単価のほうで入札される場合がほとんどでございまして、どうしてももともとの金額が大きいので、その単価が変わるとどうしてもこういった大きな誤差が出てくるというような状況でございます。ですので、議員がおただしのように人数が変わったりとか、コースが変わったりとか、そういったことではございませんので、あくまで契約の請け差でこれだけの差が生じるということでございます。

まず、先ほど3コースということでお話ししたところでございますが、例えば宮川小学校の分でございまして予算が4,000万程度でございましたが、契約が2,000万ですので、そこで2,000万。あと、新鶴の小中におきまして、こちらも予算額が2,600万程度であったものに対して契約額が1,400万でございまして、これで1,200万の差が出ている状況でございます。あと、先ほど3コースということで、新鶴こども園のコースもございましたが、こちらにつきましては契約の後、若干流用ということで、ほかのところに予算を回させていただいていたこともございまして、今回の減額額は百三十何万ということで少なくなっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） ありがとうございます。内容は分かりました。大きな金額の差なので、この差を利用したコースの見直しなんていう案はないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。挙手してください。

○こども教育課長（渡部雄二君） この金額に限ったコースの見直しということは考えておりませんが、やはりこのスクールバスにつきましては保護者の方からもいろいろご意見等々が出ておりますので、全体的な見直し等については今後検討してまいりたいと考えてございます。

○会議時間の延長

○議長（大竹 惣君） お諮りいたします。

間もなく昼食の時間となりますが、本日の議事日程終了まで延刻したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） よって、本日の議事日程終了まで延刻いたします。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はございませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 私も今1番議員と同じ18ページの9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料についてお聞きしたいと思います。

この委託料につきましては、バス運行に係る燃料費も含まれているかと思うのですが、ほかの認定こども園なんかは原油価格高騰によって増額補正になっているわけなのですが、このスクールバス運行の業務の委託料はやはり請け差の中で賄い切れたという理解でよろしいのか、それをちょっと確認したいのですが、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに今回私どものほうの教育委員会で光熱水費の大きな増額補正をお願いしているところでございます。こちらにつきましては、電気料の高騰がほとんどでございまして、結論からいいますとガソリン代は高くはなってございますが、それほど影響ないということが1つでございまして、光熱水費の電気料が当初余計に見ていた以上に高騰しておりまして、補正をお願いするわけでございますが、今回のガソリン代等につきましてはそれほど影響がないということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 私、受託業者にちょっとお話ししたときに、燃料費が高騰しているから、委託料の変更手続を町のほうに、教育委員会のほうをお願いしたいのだなんていうような話受けたのですけれども、そういった経緯はなかった、実際にはそういうのはなかったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、業者さんのほうから担当のほうにお話があったかどうかを含めて、ちょっと私のほうではそういった話は伺っておりません。

○議長（大竹 惣君） 14番、根本剛君。

○14番（根本 剛君） それでは、補正のページ数は14ページです。農地費ですけれども、一の坊のため池が県の補助金に、事業該当にならなかったという理由と根拠を教えてくださいませんか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 理由と根拠としましては、我が町では今年赤館ため池と立行事ため池は採択されていますので、その3つまでは国のほうも予算というのですか、確保できなかったというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○14番（根本 剛君） それでは、令和6年度の一の坊のため池廃止、解体ですか、廃止の工事についてどのような方向になるのでしょうか。教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今年度一の坊ため池につきましては、令和5年度は採択されませんでした、6年度引き続き要望してまいりますので、当然予算が、危険なため池ということで、やっ

ぱり優先順序がありますので、そしてその順序のほう、当然危険だということになっていますので、来年以降採択されるのではないかというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○14番（根本 剛君） 令和6年度もやはりため池廃止、2つの箇所ほど設定されるのか。設定されて一の坊が該当になるのか、その辺の見通しというか教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 来年度につきましても危険なため池の当然事業申請というのは行っていきたいと思っております。その中で国の採択ですので、そこまで、見通しというようなところまではなかなかお答えできないというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 2番、小柴葉月君。

○2番（小柴葉月君） 私から5点質問させてください。

最初、補正予算書10ページです。10ページの2款1項7目18節の住宅取得支援事業補助金についてです。1点目、いいですか。

○議長（大竹 惣君） どうぞ。いいですよ。

○2番（小柴葉月君） 2点目が10ページの2款3項1目の11節通信運搬費です。合っていますよね。大丈夫ですか。ごめんなさい。提出案件資料で言ってもいいですか。

○議長（大竹 惣君） では、提出案件資料のページ数からお願いします。

○2番（小柴葉月君） はい。提出案件資料6ページの人件費、6款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費が1点目、2点目が8ページ、移住促進事業、3点目が10ページ、戸籍住民基本台帳事業、4点目が20ページの商工活性化事業、最後5点目が29ページの遺産調査、整備事業の5点です。

1点目の6ページの人件費のところからです。大丈夫ですか。補正予算書19ページ見ますと、業務量増加というところで提出案件資料には書かれているのですが、具体的にどのような業務が増加が見込まれるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほど小柴議員からのご質問にお答えいたします。

このたび時間外勤務手当の増額というところでお願いするものなのですが、郷土資料館開館ということで、これまで分散していた資料のほうを郷土資料館のほうに集約して、またその保存活用を図るというものの郷土資料館、10月に開館いたしました。それまで分散する資料の運搬等の業務、さらには郷土資料館としての開館の展示の部分の委託、またその作業、そういったものがかなり増えているというところがございます。また、付け加えまして、実は政策財政課長のほうから郷土資料館というところのご説明をさせていただきましたが、またもう一つの要因としましては、今年度5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことになりまして、特にスポーツ事業において、コロナ禍前と同様規模の事業を実施しております。それに伴いまして、各地区との打合せ等の会議が例年より

多く増えております。また、さらには地域スポーツ大会、前の県スポというものでございますが、本町が開催地となって、また事務局となりまして、両沼大会、それと会津大会、それぞれ準備から当日までの運営まで課員総出で対応したということから、今回今後において時間外勤務手当が不足が見込まれるということで、今回増額の補正をお願いするものでございます。あわせてご説明させていただきました。失礼いたします。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 1点目了解しました。

2点目に移ります。補正予算書10ページになります。提出案件資料見ますと、建設資材高騰というのが理由ですって書いてあるのですけれども、当初予算と比べて約半分に減額されているなというところで、現時点での申込者数や相談数など伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

現在の状況でございますが、見込みといたしまして、まず若者定住のほうからでございますが、若者定住住宅取得につきましては、見込みとしまして12件を見込んでございます。町外から来ていただく方に対しての補助であります住宅取得の補助金は、10件ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。社会状況が変わって、かなり家を建てることに対する意識がどんどん変わってきたというところはこれからも考え続けて、それによっては補助制度を変えたりということは、見直していかなければいけないのかなとは思っておりますけれども、それと同時にやっぱり住宅取得支援事業というのは町外からの方への補助金ですが、移住というものがそもそも、町としては何回聞いても、定住の観点から住宅取得のサポートをしていきますよという捉え方をしているというお話でしたけれども、社会状況の話と併せて、移住ってそもそも1人で来るものなのか、それとも家族で来るものなのか、それによって家を建てるか、家を借りるかということも変わってくると思うので、そういったことも併せて今後見直していただければと思います。これについては答弁結構です。

3点目に移ります。補正予算書、同じく10ページです。戸籍住民基本台帳のところで、提出案件資料見ますとマイナンバーカード交付事業費の確定見込みというふうにあります。マイナンバー交付をするに当たって人材をどれだけ増やしたか、また現在の交付方法はどのようになっているか教えてください。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度会計年度任用職員、支援員として本庁舎に3名配置してございます。

交付状況ですね。今年、今何枚、今現在の……

〔「交付状況じゃなくて、交付方法……」と言う人あり〕

○町民税務課長（猪俣利幸君） 交付方法ですか。交付方法につきましては、二通りございます。ご本人がホームページのほうから、マイナポータルのほうから申請された場合については、こちらの窓口のほうでマイナンバーカードを直接ご本人確認をして交付すると。

それから、うちのカウンターのほう、職員のほうのサポートによりまして申請した場合につきましてはカードがこちらのほうに送られてきます。J－L I Sのほうから送られてきます。そうしますと、簡易書留のほうでご本人のほうに直接送付するというような形でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。確認だけでしたので、次に移りたいと思います。

4点目、補正予算書が16ページになります。商工活性化事業というところで、提出案件資料を見ますと活力ある商店街等支援事業補助金の確定見込みとありますが、こちら、活力ある商店街等支援事業補助金は当初予算に比べてかなり減額されておりますが、現在問合せはあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

この活力ある商店街等支援事業の補助金につきましては、減額の理由としましては、当初これ3年間継続する事業ですので、以前から活用している方の部分というのですか、その分は交付することなのですけれども、新たな新規分の申請というのを1件分見込んで計上しておったわけですが、新規申請はなかったというものでございます。

なお、この事業につきましては、3年間の継続の事業ということなのですが、1年目と2年目と3年目は補助金の率が少しずつ変わってきていまして、最初は高いのですけれども、だんだん3年目は安くなっているということですので、特にこの方は3年目ですので、最初はもっともらっていたのですが、今回は一応最終年度なので、新規の申請と比べると補助金の差がついているということでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） もう少し聞きたいのですけれども、実際に問合せがあった場合、この制度って商店街内の空き店舗を活用して、そこを賃貸なりで借りて改修を行って、自分の事業をしますという補助金だと記憶しているのですけれども、そもそも申請というか、問合せがあったときに、ここの店舗は空いていて貸せますよというふうに案内が既にできる状態なのかどうか教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

空き店舗につきましては、この事業を活用するに当たりまして、やっぱりこういう空き店舗を探している方というのは金融機関と相談する場合がありますし、町のほうに直接お越しになられる方もありまして、当然金融機関、町のほうとしてもある程度お話、相談いただければこういったことがあるということでお知らせしたり、要望があればいろいろ調べたりとか、そういうことを行いながら対応しているといったような状況でございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。私の感覚としては、町の中でこことこことこの空き店舗は実際に持ち主の方も利活用してほしいなって望んでいるから、ぜひここを推進していきたいなみたいな感覚なのかなと思っていたので、一応確認をしました。いろいろ調査を行っていると思うので、ぜひこの制度を生かして、どんどん次につなげていっていただきたいなというふうに思いました。答弁結構です。

最後、5点目です。補正予算書が20ページになります。遺産調査、整備事業というところで、提出案件資料見ますと重機を使用しなくなったというふうに書いてあるのですが、これは実際に現場に行って状態を見て、これは重機要らないなという判断をしたのかどうか、その辺について教えてください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの小柴議員のご質問にお答えいたします。

実は今回遺跡包蔵地に該当するところの遺跡調査をする必要がございまして、そちらのほうの試掘調査というものをまず行います。そのときに今回は個人宅を建築するというこの場面でしたので、その際業者、現場を確認しまして、重機は不要だというような判断をしたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 以上で終わります。

○議長（大竹 惣君） 8番、星次君。

○8番（星 次君） 1点だけ、1つお願いしたいと思いますが、予算書16ページで6款商工費、1項商工費、3目企業誘致促進費の18節の負担金補助及び交付金で補正額が1,315万6,000円の減額です。これについて申請がなかったというふうな説明でございますので、もっと詳しくひとつ示してほしいのですが、最初、当初の段階で予算3,700万上げているのです。この積算基礎があるわけです。それで、空き工場は何件あって、何ぼぐらいと、こういう程度積算しているにもかかわらず、申請がなかったって、アクションは町のほうで起こしていないのではないかというふうに想定されるのです。

それから、中小企業の6次化だってそうです。これだって250万落としているのです。これ最初に6次化する企業というのを見込んで、何件ぐらいあるのかという積算するのでしょうか。それがなかったからって安易に落とすという、こういうふうな努力をしていないというような受け止めることになるのです。その辺説明をちょっとお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ご説明させていただきます。

まず初めに、この工場等用地取得費補助金につきましては、実はこれは昨年度高田工業団地の用地を売却した企業で工場を新設した企業なのですが、ここにつきましては新規雇用が3人以上あれば土地取得費の10分の1を補助金として交付するということだったのですが、なかなか本当に募集しても応募がない状況ということで、3人以上の雇用というのはできない状況だったものですから、この工場等用地取得費補助金の該当にはならなかったということでございます。

次に、中小企業等6次産業化支援補助金につきましては、これにつきましても当初予算計上に当たりまして、町内の事業者さん、果樹というのですか、その加工用の機械を導入したいということで話を受けまして、うちのほうも、町のほうも予算化したわけでございますが、ちょっと今年この機械を導入する前に別の機械が壊れてしまって、そちらの機械を直さなければいけないということで、なかなかちょっと補助率2分の1ですので、資金が大変だということで、今回ちょっと断念されたというところでございます。

最後に、空き工場処分等の支援補助金につきましては、こちらは2件当初相談いただいていたしまして、1件につきましては新鶴地域の空き工場なのですが、ちょっと地権者となかなか貸借がうまくいかなかったというところでございます。

もう一件につきましても当初申請したいという話ではあったのですが、今回はちょっと事情によってこの補助金等は使用しないということで、ちょっと申請が出なかったものですから、このように予算が執行することができなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） ただいま課長のほうから説明ありましたが、6次化産業の部分で2分の1の補助というと事業費は500万というふうな理解でよろしいのか。

あと、空き工場、これ2件だというのですけれども、町として企業誘致は空き工場に力を入れてやると言っているにもかかわらず、2件ともなかったと。本当にこれ言っていることとやっていることがちょっと理解できないのですけれども、再度お願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） こちら本当2件につきましては、特に新鶴地域のほうにつきましても、こちら町としてもこういった空き工場の処分の支援補助金は交付して、支援をしたいと思っていたわけですが、やはりちょっと本人のほうがなかなかそこを、空き工場を利用することが困難だとなったものですから、どうしても個人のいろいろ事情も都合もあるでしょうし、なかなかそれ以上は町もできることは限られるということでございます。

あと、もう一つのほうにつきましても新鶴地域ではあるのですが、やはりこちらのほうも町として

は本当に支援したいのですが、やはりちょっと本人のほうの都合もありまして、申請は今回は控えるということです。決して町のほうも力を入れて、ぜひこういうのを使っていただいて、新たな工場なりにしていただきたいと思っているのですが、なかなかちょっと先方の事情もいろいろありますので、来年度以降また引き続きこういった空き工場がなくなるように努力していきたいと考えております。

〔「前の部分、6次化予算の……」という人あり〕

○産業振興課長（小林隆浩君） すみませんでした。あと、6次化につきましても、やはりこちらも補助率2分の1ですので、250万の補助ですと500万の事業になりますので、やはり自分で250万は出さなければいけないので、そうするとやはりそれぞれのお店の資金繰りとか、そういった事情があると思いますので、今回は申請はされなかったというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 了解しました。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第70号を終了いたします。

○総括質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第7、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質疑事項を告げ、その後質疑事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は、所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第62号 会津美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号 会津美里町生涯学習センター条例の一部を改正する条例、議案第65号 会津美里町郷土資料館条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

14番、根本剛君。

○14番（根本 剛君） 議案第64号 会津美里町生涯学習センター条例の一部を改正する条例ですけれども、この中で高田生涯学習センターの赤沢分館についてちょっとお尋ねしますけれども、赤沢分

館に関しては耐用年数はまだ四、五年ほど残っていると聞き及んでおりますが、そういった中で宮川学習センターと同時に今回上程した理由と根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの根本議員の質問にお答えいたします。

高田生涯学習センターの赤沢分館といいますと、高田時代の旧地区公民館であったところでございます。同じく宮川生涯学習センター、今回同じく廃止します各分館についても同じ旧地区公民館ということで、同じ施設でございます。そうしたことから、一応耐用年数残っているということで、そのほかにも若干耐用年数残っている建物がございしますが、今回公民館の在り方方針、さらには統合整理方針に基づきまして、各地区公民館については、こちらの新しく建てた、令和元年度なのですが、こちらの公民館1館体制、新たな体制とともに、同じ地区公民館については生涯学習センター分館として位置づけましたが、5年間の経過措置をもって全て廃止するという方針でこれまで進めてまいったものであります。ですので、同じような形で、今回一部改正において廃止したいということで上程するものでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○14番（根本 剛君） いろいろ5年間の経過措置ということで、あと各地区の動向を踏まえながらという、この5年間やってきたのは理解できますが、赤沢の地区の人からすれば、まだまだ耐用年数あるのに、こうやって廃止条例となってきた場合、地域、各集落間のコミュニティの場とか、あるいは習いものとか、いろいろ場として利用価値があるやに聞き及んでいますので、もうちょっと血の通った政治が必要ではないかと私は考えているのです。やはり今年の議会の地区別意見交換会においても東尾岐地区の方もそういう声がありました。地区分館は残してもらいたいと。そういうことでありまして、それぞれの生涯学習課の整理統合という案の中で進められてこられたのは十分分かるわけですが、そういった地域の方々の声を課としては十二分受け取った中での処置なのか、その辺を聞いて終わります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの根本議員からのご質問ですが、やはりこれまで何度か懇談会もさせていただきました。また、各地区に入りまして、自治区長との懇談も踏まえまして、また令和4年度、昨年度に各地区の対象する自治区長全員に建物の譲渡意向、貸与希望というものも取らせていただいた結果、希望なしということの結果を得ております。確かに地域コミュニティというような、残してほしいという強い気持ちについては十分受け止めているところでございます。今後生涯学習センター事業においては、こちらのじげんプラザ、複合文化施設、さらには残る各生涯学習センター、さらには今後町の集落に入るような集いの場というような形の中で、やはりそういったと

ころの生涯学習事業というのも展開が可能だと考えております。そういったことで、今後においても住民への理解が図られるように、十分な対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

次に、議案第71号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第72号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第73号 令和5年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第8、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 零時32分）

定 例 会 1 2 月 会 議

(第 5 号)

令和 5 年会津美里町議会定例会 1 2 月会議

議事日程 第 5 号

令和 5 年 1 2 月 1 4 日（木）午前 1 0 時 0 0 分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
 - 第 2 議案第 6 2 号 会津美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 3 議案第 6 3 号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 第 4 議案第 6 4 号 会津美里町生涯学習センター条例の一部を改正する条例
 - 第 5 議案第 6 5 号 会津美里町郷土資料館条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第 7 0 号 令和 5 年度会津美里町一般会計補正予算（第 8 号）
 - 第 7 議案第 7 1 号 令和 5 年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
 - 第 8 議案第 7 2 号 令和 5 年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 - 第 9 議案第 7 3 号 令和 5 年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - 第 1 0 同意第 1 4 号 会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

第 1 0 まで同じ

- 追加日程第 1 議案第 7 4 号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議案第 7 5 号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第 7 6 号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 4 議案第 7 7 号 令和 5 年度会津美里町一般会計補正予算（第 9 号）
- 追加日程第 5 議案第 7 8 号 令和 5 年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 6 議案第 7 9 号 令和 5 年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 7 議案第 8 0 号 令和 5 年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 追加日程第 8 議案第 8 1 号 令和 5 年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○出席議員（１６名）

１番	櫻井幹夫	君	９番	洪井清隆	君
２番	小柴葉月	君	１０番	堤信也	君
３番	荒川佳一	君	１１番	鈴木繁明	君
４番	山内豪	君	１２番	横山知世志	君
５番	長嶺一也	君	１３番	横山義博	君
６番	村松尚	君	１４番	根本剛	君
７番	小島裕子	君	１５番	根本謙一	君
８番	星次	君	１６番	大竹惣	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	佐々木吉一	君
総務課長	金子弘	君
政策財政課長	國分利則	君
会計管理者	松本由佳里	君
町民税務課長	猪俣利幸	君
健康ふくし課長	平山正孝	君
産業振興課長	小林隆浩	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	渡部雄二	君
生涯学習課長	福田富美代	君
代表監査委員	小島隆一	君

○事務局職員出席者

事務局次長 兼総務係長	歌川和仁	君
主任主査	渡邊純子	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○常任委員会委員長の報告

○議長（大竹 惣君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、長嶺一也君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（長嶺一也君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（長嶺一也君） 改めまして、おはようございます。それでは、令和5年12月会議、総務厚生常任委員会委員長の報告を申し上げます。

本委員会は、12月4日に論点抽出を行いました。論点はありませんでした。さらに、12月8日の総括質疑応答後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、論点はなしとしました。

令和5年12月11日午前10時より、本庁舎議場において、委員全員、所管課、議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催しました。本委員会に付託された案件は、議案4件と陳情2件の計6件であります。審査の結果はお手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

議案第62号は、委員より、令和6年2月1日から印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等により交付することになった根拠はとの問いに、当局より、令和5年度内の供用開始に向け、準備を進めてきました。町総合行政システムの住民基本台帳データを地方公共団体情報システムと連携構築に時間を要しましたが、令和6年1月に実際の店舗において、最終的な実証テストを実施することによりますとの答弁がありました。また、委員より、コンビニエンスストア等とは、コンビニエンスストア以外の施設は何かの問いに、当局より、イオンなどの大型のスーパーやドラッグストアです。しかしながら、現在会津地方には交付できる端末を有する施設はありませんとの答弁がありました。さらに、委員より、コンビニエンスストア等からの交付に係る利用方法の周知はどのようにするのかとの問いに、当局より、令和6年2月の町広報紙やホームページ等で行います。交付手数料は、役場窓口より減額となる料金設定とマイナンバーカードの取得奨励と併せて広報しますとの答弁がありました。さらに、委員より、マイナンバーカードの取得率はとの問いに、当局より、令和5年11月末現在76.9%ですとの答弁がありました。ほかにも若干質問がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決されました。

議案第63号は、委員より、産前産後、保険税減額となる年間の出産見込数はとの問いに、当局より、3名の予定ですとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号は、委員より、高額療養費の主な疾病はとの問いに、当局より、肺がん、脳血管疾患、心臓病、糖尿病ほかで6割を占めますとの答弁がありました。さらに、委員より、健診未受診者対策はとの問いに、当局より、受診勧奨の実施と集団健診を受診できなくとも、施設健診ができることを引き続き広報していきますとの答弁がありました。さらに、委員より、がん疾患による医療費を抑える必要があると考えるがとの問いに、当局より、令和4年度から県と連携して未受診者対策を実施しています。未受診者と、持病で通院して療養中のため、健診は不要と考えている方に対して、持病の疾患以外の状態を確かめる健診の重要性を説明し、受診を促進していますとの答弁がありました。さらに、委員より、過年度保険税還付金90万円の増額の理由と人数はとの問いに、当局より、修正申告増によるものであります。人数は把握していませんとの答弁がありました。さらに、委員より、過年度分の確定人数と今後の見込額はとの問いに、当局より、人数ではなく、世帯数で管理しております。確定は58世帯で124万2,000円、見込みは165万円で60世帯程度との答弁がありました。ほかにも若干質問がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第72号は、質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決されました。

陳情第10号については、委員より、陳情の趣旨は理解できるが、陳情項目に記載の診療報酬、介護報酬の大幅引上げを求めるという記載については、いずれ被保険者の負担増となってしまうおそれがあるのではないかと。また、医療、介護従事者の直接的な処遇改善というよりは、事業主の立場になっていないかという意見がありました。また、陳情者に趣旨説明をしていただき、意図をよく調査してから判断したいとの意見が多く出され、採決の結果、継続審査となりました。

次の陳情第11号については、陳情の趣旨に賛同する委員も数名おられましたが、現在想定するトラブルの内容に対し、今後国がどう対応していくのかが分からないため判断が難しいことなどから、陳情者に内容の説明を詳しく伺った上で判断したいこととなり、採決の結果、継続審査となりました。

以上で令和5年12月会議、総務厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

続いて、産業教育常任委員会委員長、櫻井幹夫君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（櫻井幹夫君）登壇〕

○産業教育常任委員長（櫻井幹夫君） おはようございます。それでは、産業教育常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月11日午前10時より、委員会室において、委員8名、所管課、議会事務局出席の下、委員会を開催いたしました。本委員会に付託されましたのは議案3件です。なお、今回の付託案件には論点なかったことを報告いたします。審議の結果についてはお手元に配付されているとおりでございますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

まず、議案第64号について、委員より、廃止される分館の自治区からの意見は把握しているのか、自治区長の理解は進んでいるのか、全ての町民の理解を得ることは難しいが、周知はどのように行われてきたのかとの問いに、当局より、地域コミュニティの活動の場がなくなるなどの意見はあったものの、生涯学習センターを中心とした合同事業を展開することにより、一定程度の理解は進んでいると認識しています。周知についてはこれまでの懇談会に加え、今年度は生涯学習センターの会議等で説明しており、今後も機会あるごとに説明する考えですとの答弁がありました。次いで、委員より、地元への周知は丁寧に行うこと。説明会に参加していない住民への周知が大事なので、可能な限り別紙で周知を図ったほうがよいのではとの問いに、当局より、各分館の正面玄関に表記しながら、生涯学習センターだより等による周知に努めます。投票所や避難所の代替施設の紹介なども含め、丁寧に説明していきますとの答弁がありました。その他幾つか質疑が交わされた後、当議案は討論となりました。委員より、分館廃止後の担当課である総務課から投票所及び避難所に関する対応方針の説明がないままでは分館廃止の条例改正には賛成することはできないとの反対討論があり、委員より、5年前から分館廃止に向けた住民説明は行われており、不十分な部分はあるものの、今後関係課と連携しながら、投票所及び避難所について丁寧な説明をすることから賛成するとの賛成討論がありました。その他の討論はなく、採決した結果、賛成多数により本案は可決されました。

次に、議案第65号について、委員より、本郷地域が義務教育学校に、高田地域及び新鶴地域は小中一貫教育校となり、それぞれ高田学園、新鶴学園となるとの説明だが、義務教育学校を加えるだけでよいのか、混乱は起きないのかとの問いに、当局より、本郷地域の小中学校は義務教育学校1校となるが、高田地域及び新鶴地域の小中学校はそのまま変わりはなく、問題はないとの答弁がありました。ほかに幾つかの質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決されました。

次に、議案第73号について、委員より、資本的支出の企業債償還金の増額は利息が減った分で、元金の支払いが増えるということかとの問いに、当局より、そういうことでございますとの答弁があり、次に委員より、営業外収益の6万円減額の理由は何かとの問いに、当局より、借入利息が下がったためですとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決されました。

以上をもって、産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○議案第62号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案第62号 会津美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第63号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第63号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第64号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第64号 会津美里町生涯学習センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

13番、横山義博君。

○13番（横山義博君） 議案第64号 生涯学習センター条例の一部を改正する条例に反対する意見を述べます。

生涯学習センター分館廃止は、公共施設管理計画に基づいて進められているわけですが、この5年間コロナ禍の中であり、地区住民への周知が徹底されていないこと、また土砂災害区域や浸水想定区域に位置する各地域の避難場所として指定されている分館の廃止はこれらに対応する拠点がなくなり、廃止の前に町の方針が示されていないこと。この2つの理由をもって、この議案には反対をいたします。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

3番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） それでは、私、議案第64号 会津美里町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について賛成の立場で申し上げます。

今回廃止される分館などは、5年間をかけて、廃止に向け、会議や懇談会など様々な方と検討し、皆様方に説明をして現在に至っていることから、私は常任委員会委員長報告のとおり議案第64号に賛成いたします。

○議長（大竹 惣君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第65号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第65号 会津美里町郷土資料館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第70号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第70号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第70号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第71号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、議案第71号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第71号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第72号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第8、議案第72号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第72号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第73号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第9、議案第73号 令和5年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第73号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○同意第14号の議題、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第10、同意第14号 会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案については地方自治法第117条の規定により、堤信也君の退席を求めます。

〔10番（堤 信也君）退席〕

○議長（大竹 惣君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第14号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、堤信也君の入場を許可します。

〔10番（堤 信也君）入場〕

○議長（大竹 惣君） 堤信也君に申し上げます。

同意第14号 会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについては、全会一致で同意されたことをお知らせいたします。

ただいま町長、杉山純一君より追加議案提出の申出がありました。ここで議会運営委員会及び全員協議会の開催のため、暫時休憩します。

休 憩 （午前10時30分）

再 開 (午前 11 時 05 分)

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（大竹 惣君） ただいま追加送達された事件は、町長、杉山純一君より議案第74号から議案第81号までの計8議案です。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○議案第74号ないし議案第81号の議題及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたしました議案8件の提案理由を説明申し上げます。

初めに、議案第74号は、会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、会津美里町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議会議員の期末手当の支給割合を令和5年度については12月期支給分を1.725月に、令和6年度以降については6月期及び12月期支給分をそれぞれ1.675月に改正するものであります。

次の議案第75号は、会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、会津美里町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を令和5年度については12月期支給分を1.725月に、令和6年度以降については6月期及び12月期支給分をそれぞれ1.675月に改正するものであります。

次の議案第76号は、会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、令和5年福島県人事委員会勧告に基づき、職員の給与について、若年層に重点を置きつつ、全ての月例給の引上げや期末、勤勉手当について年間支給割合を0.1月分引き上げる改正を行うものであります。

次の議案第77号は、令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援事業及び特別職及び職員の給与改正に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,095万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億

1,921万7,000円とするものであります。

次の議案第78号は、令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億3,035万1,000円とするものであります。

次の議案第79号は、令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億4,112万6,000円とするものであります。

次の議案第80号は、令和5年度会津美里町水道事業会計補正予算（第2号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的支出の予定額を21万5,000円増額し、収益的支出合計で4億4,775万4,000円とするものであります。また、資本的支出の予定額を5万8,000円増額し、資本的支出合計で3億9,920万7,000円とするものであります。

次の議案第81号は、令和5年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第3号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を53万円増額し、収益的収入合計で6億5,210万2,000円とし、収益的支出の予定額を53万円増額し、収益的支出合計で6億5,845万3,000円とするものであります。また、資本的支出の予定額を3万7,000円増額し、資本的支出合計で3億6,255万7,000円とするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第74号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第1、議案第74号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、議案第74号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加議案書1ページ、併せまして追加提出案件資料1ページ上段、参考資料1ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、追加案件資料によりご説明申し上げます。この案件は、令和5年12月7日付で会津美里町特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、議会議員の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

改正内容であります。期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げまして、令和5年度の12月期

の支給月数を1.625月から1.725月としまして、令和6年度の支給月数につきましては6月期及び12月期それぞれ1.625月から1.675月に0.05月分ずつ引き上げまして、年間支給月数を3.35月とするものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日から施行することといたしますが、令和5年度12月期の支給分につきましては令和5年12月1日から適用することといたしまして、令和6年度以降の支給分につきましては令和6年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第74号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第75号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第2、議案第75号 会津美里町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、議案第75号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加議案書2ページ、併せまして追加案件提出資料1ページ下段、参考資料2ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、追加提出案件資料によりご説明申し上げます。この案件は、令和5年12月7日付で会津美里町特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、町長、副町長及び教育長の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

改正内容であります。先ほどの議案第74号と同様となります。期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げまして、令和5年度の12月期の支給月数を1.625月から1.725月としまして、令和6年度の支給月数につきましては6月期及び12月期それぞれ1.625月から1.675月に0.05月分ずつ引き上げまして、年間支給月数を3.35月とするものでございます。

なお、施行期日は公布の日から施行することといたしますが、令和5年度12月期の支給分につきましては令和5年12月1日から適用することといたしまして、令和6年度以降の支給分につきましては令和6年度4月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第75号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第76号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第3、議案第76号 会津美里職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、議案第76号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加議案書3ページから7ページ、併せまして追加提出案件資料2ページ上段、参考資料3ページから10ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、追加提出案件資料によりご説明申し上げます。この案件は、福島県人事委員会勧告に基づきまして、職員の月例給、期末、勤勉手当について所要の改正を行うものであります。

改正内容についてであります。月例給につきましては初任給を中心に、若年層に重点を置きつつ、全ての給料月額について引上げを行い、期末、勤勉手当につきましては期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げまして、令和5年度の12月期の期末手当を一般職員においては1.20月から1.25月に、暫定再任用職員におきましては0.675月から0.70月に引き上げまして、令和6年度以降の6月期、12月期の期末手当を一般職員においてはそれぞれ1.20月から1.225月に、暫定再任用職員におきましてはそれぞれ0.675月から0.6875月に引き上げるものでございます。

次に、勤勉手当の年間支給月数につきましても同じく0.05月分引き上げまして、令和5年度の12月期の勤勉手当を一般職員におきましては0.975月から1.025月に、暫定再任用職員におきましては0.475月から0.50月に、令和6年度以降の6月期、12月期の勤勉手当を一般職員におきましてはそれぞれ0.975月から1.0月に、暫定再任用職員におきましてはそれぞれ0.475月から0.4875月に引き上げるものでございます。これまでの期末手当及び勤勉手当を合わせて、一般職員においては年間支給月数0.1月分、暫定再任用職員におきましては年間支給月数0.05月分の引上げとして改正するものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日から施行することといたしますが、月例給に係る給料表の改定分につきましては令和5年4月1日から、また期末、勤勉手当の令和5年度の支給分につきましては令和5年12月1日から適用することといたしまして、期末、勤勉手当の令和6年度の支給分につきましては令和6年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第76号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第77号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第4、議案第77号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第77号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

予算書と併せまして追加提出案件資料3ページから12ページ、同じく追加提出案件参考資料11ページから13ページを御覧願います。

まず、今回の補正予算の概要でございますが、令和5年福島県人事委員会勧告及び会津美里町特別職報酬等審議会からの答申に基づく関連する人件費の補正を、またエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者や事業者への支援等を国の交付金を活用した補正を行うものでございます。

それでは、予算書表紙を御覧願います。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の補正の総額に歳入歳出それぞれ2億5,095万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億1,921万7,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。なお、各課の補正内容につきましては提出案件資料及び参考資料に記載させていただきましたので、主な内容のみの説明とさせていただきます。

3枚おめくりいただきまして、3ページをお開き願います。まず、歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億6,862万4,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございまして、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の支援のため、新たに計上するものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金8,233万2,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源不足額を調整するため増額するものでございます。

4ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。まず、各款項目にございます2節の給料、3節職員手当等、27節繰出金及び公営企業会計補助金の増額につきましては、関連する人件費の補正をするものでございます。なお、人件費の補正内容につきましては、提出案件資料及び給与費明細書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、人件費以外の内容についてご説明いたします。まず、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費9,695万4,000円の増額につきましては、あいづじげん生活応援支援金の給付事業でございまして、物価高騰対策の新たな支援事業といたしまして予算措置するものでございます。

提出案件資料の9ページ、提出案件参考資料11ページを御覧願います。参考資料にてご説明いたします。まず、事業名、地域振興事業、あいづじげん生活応援支援金給付事業でございます。事業の概要でございますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民に対しまして支援金を給付し、町民生活の安定と福祉の向上を図るものでございます。支援対象と支援内容といたしましては、令和5年12月1日現在、町内に住所を有する方に1人当たり5,000円を支給するものでございます。

なお、事業期間は令和5年12月15日から翌年3月31日まで、事業費といたしましては支援金や申請用紙の郵送代等事務費及び職員手当等の人件費を含めまして9,769万8,000円計上するものでございます。

次に、予算書の6ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の10節の消耗品費から18節の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の増額につきましては、低所得者世帯への支援事業でございまして、物価高騰対策支援事業として増額の予算措置をするものでございます。

提出案件資料10ページ、提出案件参考資料12ページを御覧願います。参考資料にてご説明いたしま

す。まず、事業名、総合福祉支援事業、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業でございます。事業の概要でございますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得者世帯に對しまして、追加で現金給付を行うことにより負担軽減を図るものでございます。支援対象と支援の内容といたしましては、令和5年12月1日現在、町内に住所を有し、世帯全員が令和5年度の町民税が非課税である世帯に1世帯当たり7万円を支給するものでございます。

なお、事業期間としましては令和5年12月18日から翌年3月31日まで、事業費としましては1億3,216万8,000円を計上するものでございます。

予算書の7ページを御覧願います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の18節民間認定こども園物価高騰対策支援事業補助金111万5,000円の増額につきましては、物価高騰対策支援事業でございます。

提出案件資料12ページ、提出案件参考資料13ページを御覧願います。参考資料にてご説明いたします。事業名、子供のための教育・保育給付事業、認定こども園物価高騰対策事業でございます。事業の概要でございますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている民間認定こども園の増加する運営経費に對しまして、補助金による経済支援を行うことで保育サービスの安定的な提供を図るものでございます。支援対象と支援内容といたしまして、町内の民間認定こども園に對しまして、令和4年度と令和5年度の電気料を比較しまして、電気料金の高騰に伴い増加した令和5年4月分から令和6年2月分の電気料金の増額分について支援するものでございます。

なお、事業期間は令和5年4月1日から翌年3月31日まで、事業費といたしましては111万5,000円を計上するものでございます。

予算書7ページにお戻りいただきまして、4款の衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節福島県救急安心センター事業負担金39万6,000円の増額につきましては、令和5年度から開始いたしました福島県救急安心センター事業の令和5年度負担金について新たに予算措置するものでございます。

10ページをお開き願います。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節の各種大会等出場補助金55万円の増額につきましては、中学校における物価高騰等による大会出場経費の増加や、新たに福島県中学生バレーボール選手権大会への出場などが見込まれるため増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

8番、星次議員。

○8番（星 次君） 予算書の7ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の18節の負担金補助及び交付金で、課長から説明がありましたが、若干説明が足りないなというふうに思ったので、質問させていただきたいのですが、この福島県救急安心センターというのは全市町村が対象

になっているのか。そして、このセンターというのはどこに設置されていて、どんな事業内容というのがちょっと分からないので、ちょっと説明してください。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 救急安心センター事業についてということでございます。こちらにつきましては、福島県が事業主体となって実施するものでございます。そもそもこの事業につきましては、市町村事業ということで、本来市町村が各自コールセンター等を設置して対応する事業という内容でございましたが、そのような事業を各町村で行うことにより経費負担、あと事務負担等が課題となるということで、県が一括設置をし、そこに市町村が負担をするという形で立ち上がった事業でございます。

内容的にはコールセンター事業ということになります。内容が、まず救急事案について、適切な救急搬送に対応できるようにということが1つございます。あと、救急事案について、住民が困ったときに24時間受け付けて救急搬送につなぐ、転送することも可能だということで、まずそこで一旦電話で受け付け、本当に救急が必要だという場合にはそこから転送するというような形で住民の不安解消、あと迅速な救急対応、搬送ができるようにすることが目的で設置されたものでございます。加入は、県内全ての市町村が加入していることでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） そのセンターの設置場所というのはどこというふうに聞いたのですが、どこなのでしょう。

それと、もう一点は、こういういいことなのですが、町民の周知というのはなかなかまだいいっていないのではないかなって思うのですが、その辺の周知の仕方、今後どのように考えているのか教えてください。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、設置場所なのですが、コールセンター事業という形になっておりますので、県のほうがコールセンター事業を外注しているという形になります。電話受付の外注をして、委託をして実施しているということでございます。どちらにコールセンターが設置されているかというまではちょっと資料としては頂いていなかったもので、申し訳ございません。

あと、周知につきましては、事業実施については県のほうから情報等はあったのですが、各町村の負担金等明確に決まっていなかったもので、町の予算が計上されていないところで周知というのはなかなかできないということの判断で現在に至っております。今回補正を計上させていただいたので、県、広報紙、あとはホームページ等で周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、コールセンターの場所等について後ほどお願いしたいなというふ

うに思います。

○議長（大竹 惣君） 1 番、櫻井幹夫君。

○1 番（櫻井幹夫君） 私は、資料の内容の確認を 1 点だけさせてください。参考資料の12ページ、下段のほうに積算根拠というのがございまして、括弧の中に計算式があるのですが、これ頭70万となっているのですが、7 万円の間違いではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 申し訳ございません。確かに70万ではなく、7 万円の誤りです。申し訳ございませんでした。

○議長（大竹 惣君） 15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 私も参考資料のほうから伺いたいと思います。

それぞれの事業、地域振興事業、それから12ページの総合福祉支援事業それぞれについてですが、この支給予定令和 6 年 3 月。一方、総合福祉支援事業については載っていない。随分期間がかかるのだなということがうかがえます。当然職員で用意するのではなくて、多分また委託作業になるのかなと思いますけれども、その辺のところを詳しくお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員、もう一度要点だけお願いしていいですか。

○15番（根本謙一君） やはり支給予定が随分かかるのだなということです。事業期間でなくて、支給予定です。だから、6 年度の 3 月までに支給しますよということだよね。送付しますよということだと思うのです。随分かかるのだなという印象と、それからこれは多分委託して作業、準備進めるのかなと思われますけれども、その辺のところお願いしたい。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、私のほうはあいづじげん生活応援支援金のほうを説明させていただきますと思います。

まず、支給の期間でございますが、予定としましては令和 6 年 3 月ということで予定しております。実際何日というのは今ちょっと調整してございますので、できるだけ早くということで考えてございます。

あともう一点、準備に時間がかかるのではないかとということで、今委託という話ございましたが、この事業に関しましては国から実は11月にこの内示なり指示がございました。それから事業構築したため、実際委託なり、そういうのはなかなか手配できなかったということで、今回予算措置もしておりますので、申請書なりの手続から給付まで全て職員による手作業で行うということで、その辺はちょっとご理解いただければと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、私のほうからは12ページの総合福祉支援事業、電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援事業の給付についてでございますが、こちらにつきまして 3 万円の事

業、既に実施しておいて、対象が同じではないかというふうに思われると思いますが、基準日がちょっと違います。3万円のときは6月1日が基準日、こちらは12月1日基準日ということで、対象者の再度抽出というものがなくなってまいります。その関係上、若干の時間が必要という形でございます。

あと、給付の仕方については基本的にはプッシュで行います。本人の、該当する方に通知を出して、内容等間違いがなければそのまま給付をします。ただ、事前にやはり申請が必要な方という方がいらっしゃると思います。転入してきた方で所得が分からない方、そういった方についてはやはり非課税ですよという証明をしていただかなければいけない。そういった事業手間という部分もございますので、期間等がプッシュの場合はある程度決められますが、それ以外についてはやはりある程度の期間が必要ということで29までという形で行っております。

以上でございます。

あと、支給作業につきましては、基本的にはデータの対象者の抽出は委託という形になりますが、給付作業、通知作業等につきましては職員、内部のほうで行うということでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） おおむね分かりました。職員の皆さんご苦労さまですけれども、間違いのないように、なるべく早く支給できますようにご努力願えればというように思います。

以上です。終わります。

○議長（大竹 惣君） それでは、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 先ほどの星議員からのコールセンターの場所ということですが、基本的に東京都内のほうに県のほうでは委託しております。ただ、具体的な場所については県のほうでもオープンにはしておりません。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してく

ださい。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第78号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第5、議案第78号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、議案第78号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書と併せまして、追加提出案件資料13ページを御覧願います。

予算書の表紙でございます。第1条につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,035万1,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により内容を説明させていただきます。3枚おめくりいただき、3ページを御覧願います。歳入であります。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の61万4,000円の増額につきましては、福島県人事委員会勧告において職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、給料及び職員手当等に係る4節職員給与費等繰入金について増額するものでございます。

続きまして、歳出です。4ページを御覧願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費61万4,000円の増額につきましては、福島県人事委員会の勧告内容を踏まえ、2節給料及び3節職員手当等について増額するものでございます。

なお、次ページ以降に給与費明細を添付しておりますので、御覧願います。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第78号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 渋井議員、押していますか。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第79号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第6、議案第79号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、議案第79号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書と併せまして、追加提出案件資料14ページを御覧願います。

初めに、予算書の表紙でございますが、第1条につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,112万6,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により内容を説明させていただきます。3枚おめくりいただき、3ページを御覧願います。歳入であります。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の69万6,000円の増額につきましては、福島県人事委員会勧告において職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、給料及び職員手当等に係る3節事務費繰入金について増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。4ページを御覧願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の69万6,000円の増額につきましては、同じく福島県人事委員会の勧告内容を踏まえ、2節給料及び3節職員手当等について増額するものでございます。

なお、次ページ以降に給与費明細を添付してございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第79号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第80号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第7、議案第80号 令和5年度会津美里町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第80号 令和5年度会津美里町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

追加提出案件資料15ページになります。

それでは、補正予算書でご説明いたします。表紙を御覧ください。本案は、まず第2条として、予算第3条に定めた収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用予定額を21万5,000円増額し、4億2,021万4,000円とし、第1款水道事業費用予定額を4億4,775万4,000円とするものです。

次に、第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,601万2,000円を1億7,607万円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億5,541万8,000円を1億5,547万6,000円に改め、第1款資本的支出のうち第1項建設改良費予定額を5万8,000円増額し、3億2,728万9,000円とし、第1款資本的支出予定額を3億9,920万7,000円とするものです。

次に、第4条として、予算第9条に定めた職員給与費2,962万8,000円を2,990万1,000円に改めるものです。

補正内容を内訳書でご説明いたしますので、補正予算書の11ページをお開きください。収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費の21万5,000円の増額は、給与改定による給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額をそれぞれ増額するものでございます。

12ページをお開きください。資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の5万8,000円の増額は、給与改定により給料、手当を増額するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第80号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○会議時間の延長

○議長（大竹 惣君） お諮りいたします。

間もなく昼食の時間となりますが、本日の追加議事日程が終了するまで延刻したいと思います、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

それでは、本日の追加議事日程が終了するまで延刻といたします。

○議案第81号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 続いて、追加日程第8、議案第81号 令和5年度会津美里町下水道事業会計
補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第81号 令和5年度会津美里町下水道事業会計補正
予算（第3号）についてご説明いたします。

追加提出案件資料16ページになります。

それでは、補正予算書でご説明いたします。表紙を御覧ください。本案は、まず第2条として、予
算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入として第1款公共下水道事業収益、第2項営業外
収益予定額を53万円増額し、3億7,628万3,000円とし、収益的収入合計額で6億5,210万2,000円とす
るものでございます。また、支出として第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用予定額を53万円
増額し、4億7,598万円とし、収益的支出合計額で6億5,845万3,000円とするものです。

次に、第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額
1億4,738万円を1億4,741万7,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金5,037万2,000円を5,040万
9,000円に改め、第1款公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費予定額を3万7,000円増額し、
1億125万1,000円とし、資本的支出合計額で3億6,255万7,000円とするものです。

次に、第4条として、予算第9条に定めた職員給与費2,602万3,000円を2,659万円に改め、第5条
として予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額2億3,915万7,000円を2億
3,968万7,000円に改めるものでございます。

補正内容を内訳書でご説明いたしますので、補正予算書の13ページをお開きください。収益的収入

の1款公共下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金の一般会計補助金で、53万円の増額は給与改定によるものです。

14ページを御覧ください。収益的支出の1款公共下水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の53万円の増額は、給与改定により給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額をそれぞれ増額するものでございます。

15ページをお開きください。資本的支出の1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の3万7,000円の増額は、給与改定により給料、手当を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第81号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして、本定例会12月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和5年会津美里町議会定例会12月会議を散会いたします。

散 会 （午後 零時01分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 櫻 井 幹 夫

議 員 小 柴 葉 月